

参議院文教委員會會議錄第二十六号

昭和四十八年九月十一日(火曜日)
午前十一時十一分開会

委員の異動

九月八日

辞任

松下 正寿君

補欠選任

萩原幽香子君

九月十日

辞任

高橋雄之助君
竹内 藤男君

補欠選任

梶木 又三君
金井 元彦君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

永野 鎮雄君

久保田藤麿君

楠 正俊君

松永 忠二君

宮之原貞光君

委員

梶木 又三君

金井 元彦君

志村 愛子君

棚田 四郎君

中村 登美君

演田 幸雄君

二木 謙吾君

宮崎 正雄君

小林 武君

鈴木美枝子君

安永 英雄君

内田 善利君

矢追 秀彦君

國務大臣

文部大臣

萩原幽香子君
加藤 進君

政府委員

文部大臣官房長

文部大臣官房審議官

文部省初等中等教育局長

文部省大学學術局長

日本ユネスコ国内委員会事務総長

奥野 誠亮君
井内慶次郎君
奥田 真丈君
岩間英太郎君
木田 宏君
西田亀久夫君

事務局側

常任委員会専門員

参考人

日本育英会理事

渡辺 猛君
天城 勲君

本日の會議に付した案件

○国立学校設置法等の一部を改正する法律案及び国立学校設置法の一部を改正する法律案について

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員會を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いたします。去る九月八日、松下正寿君が委員を辞任され、その補欠として萩原幽香子君が選任されました。また、昨九月十日、竹内藤男君及び高橋雄之助君が委員を辞任され、その補欠として金井元彦君及び梶木又三君が選任されました。

○委員長(永野鎮雄君) 国立学校設置法等の一部を改正する法律及び国立学校設置法の一部を改正する法律案について、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は御発言願います。

○鈴木美枝子君 九月六日、文教委員會で筑波大学に關して私は二時間発言いたしました。本日は、先日の問題を引き続きまして、質問いたします。

筑波移転最終決定の際、東京教育大学のその日の様子を、家永三郎先生が答弁なさった記録をもう一度読ませていただきます。この本に書かれてある内容は、家永三郎先生が東京教育大学の「学生放學処分取り消し要求事件」について、東京地方裁判所民事第二部で答弁なさった事実でございます。機動隊員は暴力を行使していない学生に盾をもつて、こういうふうにならざるを得ない状況を示す)しているのです。そういう、学生が血を流しているのを大学当局はシャッターをおろした本館の屋内から、平然と見おろしておりました。まったく人間性を喪失した行為といわざるを得ません。文学部の教官はその光景にたいへん心を痛めまして、大勢の者が前庭に出て、そういうような事態の悪化をなるべく防ぎ止めようとしたのでありますが、私も文学部教官が責任者と面会のために本館にはいるうとしてしたところ、われわれの目前でシャッターをおろして、通行を阻止するという驚くべきことをやっております。家永三郎先生の発言に対して、裁判長は、「はかに、七月二四日の筑波移転の最終決定の際も、大分問題があったように承っておりますが」と尋ね、その質問に対して家永先生は、「これも私目撃を受けて失神いたしました。ところが、機動隊員一人が「死んだまねをしやがって」というような暴言を吐きましたので、理学部のある教授がた

いへん激しく抗議したのを私は目の前で目撃しております。そして、その学生のもっている手帳を捜査令状なしに警官が押収しようとしたのを、當時たまたま来ていた弁護士の方が、直ちにそれを奪い返したのを私は目前で目撃しております。そのような事態が起こったにもかかわらず、この時も大学当局は全然そのような行動に対してそれを傍観して、なんら学生の保護のために措置をとりませんでした。こういうふうな答弁されているわけでございます。筑波大学の問題が、東京教育大学の移転だということはおう前々から言われていることで私も伺っております。強行採決で終った衆議院の答弁においても、このことははっきり出ているのです。その一番重要な日、七月二十四日、筑波移転の最終決定の際に起こったことが、ただいま読み上げた事実なのでございます。シャッターをおろしたこの大学当局というのは、一体どうしてこのようなことをするのですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 東京教育大学の筑波移転をめぐるしまして東京教育大学が激しい紛糾を重ねてまいりましたことは、非常に残念な感じがいたします。おっしゃいましたいまの紛糾は四十四年七月の決定をめぐる、そしてその学内紛争ではなかつたか、こう思います。それよりも前の四十二年七月に筑波移転を評議會できめておるわけでございます。四十二年にきめてから後は評議會に對しまして文学部は一切代表者を送らないというふうなことになる、といったわけでございます。したがって、四十四年の評議會の決定の際にも文学部の評議員は参加されていない、こう思うわけでございます。文学部抜きで評議會での決定であつたらうと思つておられるわけでございます。その中で学生騒動とあわせまして文学部の先生方がいまおっしゃつたような行動があつたらう、

こう了承するわけでございます。いずれにいたしましても全学的な意思を決定する、それは評議会の任務になっておりますので評議会で決定されたところが一応大学の考えだ、こういうふうに理解せざるを得ないじゃないか、かように考えておるわけでございます。また、私たちが東京教育大学の考え方、こう申し上げます場合には、評議会の決定したところをとってそのようにお答えしてまいってきいてるわけでございます。

○鈴木美枝子君 このような事件、私が聞いたところによりますと、おそろしい事件というように思うんです。また東京教育大学の紛争以前、つまり一九六六年早稲田大学での月謝値上げ反対の大学紛争から始まって、この十年間の学生をまとめるに、大学紛争、学園紛争があったから、筑波大学の問題では、その紛争を利用して新しい大学をつくることを口実に持っているような気がするのですが、その点についてお答え願いたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 紛争があったからつくるといふような考え方ではございません。たびたび申し上げておりますように、三十七年に東京大学が適当なところに移転の候補地を見出した、こういう決定をされておるわけでございます。同時に、筑波移転をきめましたのは四十二年でございます。いまおっしゃいましたのは大学紛争が四十二年、四十四年にわたってあったものではなからうか、かように考えているわけでございます。新しいビジョンを決定されたのは四十四年の七月でございます。それがいま御提案申し上げております筑波大学の考え方の骨子になっておる、かように考えるわけでございます。そういうことをめぐって争いのあったことは事実でございますが、その争いから発生してきておるわけではないことは、いま申し上げましたような時間的な経過から御理解を賜わりたいと思います。

○鈴木美枝子君 筑波大学の最終決定の日に、移転を反対をしている文学部の教授たちが大学の責任者たちと会うことができなかったというのは、

どういうわけなんですか、いまいちようか。

○政府委員(木田宏君) 四十四年の七月、評議会で筑波移転を決定いたしました。この間は、東京大学もそうでございますが、東京教育大学におきましても、四十三年の後半から四十四年の前半にかけてまして学内はいへん荒れた次第でございます。特に学生たちがこの大学当局、大学側で文学部に対して、文学部学生が教員に対する暴行を働く、あるいは本館等を文学部の学生その他でございすけれども、本館等の封鎖を行なつて大学としての機能を停止させるというような状態が長い間続いてきた。そういうこの当時の紛争の経緯をいたしまして、正常な状態で関係者が意見の交換を行なうというようになかなか実施しなかつた状態があった。そして、文学部の教員たちが、この学生が本館の封鎖をしておるといふようなことに対して、何ら積極的な指導、指導を加えなかつた。放置したままになった。こういう学内の混乱というものが続いておりました関係上、いまお話がありました特定の時点だけをとつて、その状態で急に話が通じなかつたということではなくて、長い間の遺憾な状態が継続しておつた。こう考えておる次第でございます。

○鈴木美枝子君 この家永三郎先生の裁判所で言われたことは、筑波移転の最終決定の際だと、こう念を押しているわけでございます。いま、こうして木田さんがおっしゃった答弁、私が質問いたしましたのは、反対をしている文学部の先生方が、大学当局の責任者に会おうとして、学生のそういう状態も含めて会おうとしたのに、門のシャッターをおろされてしまつて会うことができなかった。それについて、大学当局の責任者と言いますと、だれのことですか、また、機動隊を呼んだのはだれですか。

○政府委員(木田宏君) これは、七月二十八日に文学部教授会の名前で出された宣言を見ておりますと、昭和四十四年の七月二十四日、文学部の三評議員退席後の評議会は、本学移転の最終意思決定を行なつた。われわれは、このような意思決

定を大学運営の原則に照らし、とうてい本学の正式の意思決定であると認めるわけにはいかない。こういうことをみずから言つておられるのであります。文学部の評議員の方々は、評議会で、この移転問題等議論する際には退席をしまして、参加しないというふうな状態がずっと続いておるのでございます。もし、ほんとうにこの議論をされるのであれば、これは昭和四十二年からのことでございますけれども、文学部の責任者もお加わりになつて評議会等正式な機関にも参加される。また、その他の場でもいろいろと御議論をされるということが続いてきておりますれば、いま御指摘のようなこともなかつたであらうと思うのでございます。ところが、こうした筑波移転の討論については参加しないということ、みずから退席をして、そして何かいま御指摘がありましたような、会に行つたときに話をしようとしなかつたというふうな御意見が出てくるのは、私はいささか筋が違つておるのではないかと、いふふうに考える次第でございます。

○鈴木美枝子君 私は、機動隊を呼んだのは学長だといふふうに思つておるわけでございます。けれども、その学長さんが中心になつて、名前は宮島さんですか、筑波大学へ移転していくという、移転していくのは、もちろん学長さんたちが移転していくわけですね。学長さん、つまり宮島さん等が移転していくわけでございます。筑波大学移転賛成派でございますから。

○政府委員(木田宏君) 東京教育大学が筑波への移転、筑波の地におきまして新しい大学として発展を期するということは、昭和四十二年からのことでございます。いま御指摘がありました時の学長個人がどうこうということではございません。大学の評議会におきましてそういう意見をおかれ、大学の責任機関としての意思決定をして、それによつて昭和四十二年七月以降、学内の体制の準備を整えてきたということでございます。

遺憾ながら、昭和四十二年七月に、東京教育大学が筑波の地に総合大学として発展することを期

して土地を求めようという決定をいたしまして以来、文学部教授会が、この決定を不満といたしまして、自後、一切の移転に関する学内の論議に参画をしないというふうな異常な状態が続いたままであつたということが、非常に不幸なことだと思ひますけれども、特定の学長個人が事をしておるということではございません。教育大学としての正式の組織にはかつた措置がずっととられてきておる、こう考える次第でございます。

○鈴木美枝子君 私が、申し上げておるのは、その学長さんの責任において機動隊を呼んだんじゃないですかと言つておるんです。

○政府委員(木田宏君) 学内のいろいろな不穏な状態が起こりました際に、具体的にはだれがどういふふうな治安当局へ連絡をするかといふのは、すべて学長ときまつたわけではございません。しかし、そうした措置をとつたことにつきまして、大学の最高機関としての学長にやはり責任があるといふ意味におきましては、当時の学長も、そのことについての措置に責任をとるべき位置にあるといふことは言えようかと思ひます。しかし、それはやはり大学の公の機関としての措置でございます。まして、学長が個人的に一人でどうこうということではなからうかと考える次第でございます。

○鈴木美枝子君 木田さんの答弁では、その責任を負わなきゃならないというふうなことで、客観的には、学長さんだけに負わすべき問題じゃないという、その機動隊を呼んだという二重行為の責任も背負いながら、筑波大学に移転していくわけでございます。そういうふうな問題は、憲法二十三条の「學問の自由は、これを保障する」、保障するといふことは、どういう保障をするわけなんですか。

○政府委員(木田宏君) 当時、東京教育大学と東京大学がこの関東地区では一番激しい学生運動の波に洗われたわけでございまして、いろいろな大学の研究室や本部その他の施設が封鎖される等、学問研究が学内において十分に行ない得ないよう

す。

いま、憲法にしろされております「學問の自由は、これを保障する」という規定を御指摘になりましたが、私は、こういう学内における学生の封鎖活動、そういうことは学内における研究活動の自由を阻害しておるといふふうに考へておる次第でございます。こういうことのないように、大学の正常な運営をはかつていく努力をしなければならぬと考へる次第です。

○鈴木美枝子君 宮島学長が機動隊を呼んだというところに対して、そういうことをしたと同時に、それが筑波大学に移行していくというふうなことに對して、私は憲法第二十三条の「學問の自由は、これを保障する」という問題について、いま木田さんはどうにも取れるような言い方をしているのですけれども、その憲法第二十三条をもう少し法学的な点で具体的に言っていたらいいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 憲法第二十三条の學問研究の自由と申しますのは、研究者が自主的に自己の考へます研究を遂行していくという自由と、その研究結果の発表が自由に行なえるという自由というものを意味しておると言われておるのであります。そして、この第二十三条におきまして「學問の自由は、これを保障する」と規定してございまして、これは、一面において広くすべての國民に對してこれらの自由を保障するとともに、他面におきまして、大学が學術の中心として深く真理を探究することを本質とするにかんがみ、特に大学におけるこれらの自由を保障することを趣旨としたものでございまして、また、そういう意味において、大学の管理責任者は、大学が學問研究の自由の場であるように処置をとっていかねばならぬと思ひるのでございまして、不法な学生運動の行動、その他によりまして研究室等が長期において使えない、そこで自由に研究をできるといふことができないという状態が起つておられますときに、大学の管理責任者は、その状態を回復をして、排除をいたしまして、研究者が自由に研究できるよう

に措置をとる。そういう意味では、必要な場合に秩序を回復いたしますために、機動隊その他の協力を得るということも大学の管理責任者としてなすべき措置であるかと考へております。

○鈴木美枝子君 ただいま木田さんは、機動隊を導入することが自治を守るためのなすべき処置だといふふうにおっしゃいました。けれども、私が質問したのは、憲法第二十三条の「學問の自由は、これを保障する」ということについて、法学的にはどういふふうに解釈したらいいのでしうかと、いうことだけ聞いてるのでございまして。

で、いまの言い方は、たいへんに真実をついていない。具体的になつていないと思ひますので、これをちょっと読み上げます。法学協会が発表した「註解日本国憲法」のうち憲法第二十三条「學問の自由は、これを保障する」。「大学の自治に關しては直接憲法の明文で規定されてはいないが、それを認めることがいま憲法上の要請となつた。第一段に、大学における研究と教授の自由。第二段に、それだけにとどまらず、人事、施設、学生管理についても自治が認められていくこと。人事については自治が認められ、就職後もある程度身分保障が必要なのである。施設の管理及び学生の管理は、大学の自主的な秩序維持の権限を認めることが必要なんだ。大学内部において警察権を行使するにあつては、大学の判断を尊重することを要し、警察の恣意的判断は許されないものである。」と云う。その辺がものすごく重要なんでございまして、「大学の判断を尊重することを要し、警察の恣意的判断は許されないのである。」その大学の責任者である学長の宮島さんがその機動隊を呼んだことについて、先の統で、家永三郎先生がそのときの状態を発言しておられます。移動問題そのものはそのときに決定されたわけですね。「はい」と返事をしています。そして「いつの段階ですか。」「七月二十四日の評議會で決定されました。」「それは、さきほど暴行事件のところでお話しがありましたように、機動隊が導入された中で決定されたということですか。」「裁判長。はい、

機動隊に包囲された中で決定されました。当日、われわれ移転反対派の教官自身がデモを行ない、強い抗議の意志を表明しました。」「それは移転についての決定のときに、決定しないようにという意味の抗議を申し込ました。学生のはほとんど全部、あらゆるセクトをこえた反対が。」「決定しないでくれと、そんなに性急に決定しないでくれと、展開されておりました。そのようなかで評議會は機動隊に守られて、文学部評議員の抗議のための退席にもかかわらず移転を決定したのであります。」「決定しないでくれという抗議の表現として文学部の評議員が入らなかつたので

す。」「移転の決定と前後するかと思ひますが、大学そのものは設置廃止と新設であるといふような説明もありましたでしょうか。」「こう聞いています。そうしますとその答へに、はい、筑波移転が実現するならば、東京教育大学は官制上当然消滅するといふようなことが速報にかかれておりました。」「これが法律でできる前に学校の速報に書かれていました、こういう御返事をしているのです。」「しかしながら、大学の設置廃止といふようなこと、これは国会の権限でありまして、大学管理機関の権限ではないはずであります。したがつて、大学の廃止といふようなことを、――つまりここでいへば東京教育大学の廃止といふようなことを、大学の管理機関が表明することすらそれは権限を越えるものであると思ひます。」「こゝういふ答弁をしているのです。これが筑波大学を移転決定するといふ最終決定の際の裁判長の質問と、家永三郎先生の答弁でございまして、いま、私は、憲法第二十三条を法学協会で解釈している法的な問題として何つたのはその点なのです。ここでは家永先生は、「これは国会の権限でありまして」と言ふからには、先日記しました衆議院の、二十二日に強行採決されたことと、いま現に延長されて行なわれている参議院との問題について、これは国会の権限で東京教育大学は官制上当然消滅するといふようなことが、その前に学校の速報に書かれておりましたこの点について、憲法第二

十三条といふことと適応してお答えになつていただきたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 憲法第二十三条が學問の自由を保障する、その観点に立ちまして大学の自治といふものを非常に大事に考へ、大学の中において學問研究が研究者の手によって守られていくといふ趣旨のものであるといふことは、御意見のとおりだと思ひます。そのために大学におきまして評議會、あるいは学内の重要な會議が正常な状態で運営されるというところは必要なことであらうかと思ひます。不幸にいたしまして、そうした学内の會議その他に對する非常な妨害が当時繰り返して起つておりましたその關係から、治安当局に守られて評議會等の措置をとらなければならなかつたといふのは、非常に遺憾なことだと思ひますけれども、やはり大学の自主的な自治を守るための措置であつたかと思ひます。そしてその會議におきまして、筑波へ移転する、新しい大学のビジョンを実現するといふ意味は、東京教育大学のままで移転するといふことではなくて、東京教育大学を主体にした新たな大学に脱皮していくといふ考へ方である、そういうところから、この東京教育大学の發展的な解消によりまして新大学の建設といふ学内意思が議論されたものと思ひます。御指摘のようには、国立大学の設置、廃止を御決定いただきましたのは国会でございまして、法律でたゞいま御審議いただいております次第でございまして、どういふ原案をつくつていくかといふことは、今の大学関係者の意向を受けて政府が用意をするわけでございます。その際に、東京教育大学が残つたまま全然別個に筑波をつくるという考へではなくて、東京教育大学を主体にして筑波大学をつくるという大学当局の意思が、東京教育大学の新たな大学に移転の後には現在の東京教育大学は官制上もなくなるというこゝろによつて議論をされておる、これは何ら差しつかえないことであらうかと考へる次第でございまして、學問の自由等の憲法の保障の中で大学が自主的にそうした問題を決定できる、こゝう

いうことになっていかなければならないと思う次第でございます。

○鈴木美枝子君 自治が破壊されて、だから、機動隊に守られて、そして筑波移転のことを決定したのですか。私はそうじゃなくて、自治を破壊しているのは、機動隊に守られながらやらなきゃならないという状態が自治を破壊しているのだというように解釈するのです。けれども、その点についての自治。大事なことです。お伺いします。

○政府委員(木田宏君) 大学の自治というのは、学問の自由を、大学における学問の自由を保障いたしますために、大学の教育研究その他の教育の人事その他重要な大学の運営につきましても、大学の関係者の自主的な判断で処理をしていくという筋道。これが大学の自治だと考えるのでございます。ところが先ほど来御指摘になっております昭和四十三年から四十四年のころにかけましては、一部不法な学生の学内占拠その他の措置によりまして、大学の正常な教育研究機能というものが停止される、そして、それに対して教授会、評議会等の機関が正常な意思決定をすること、そのことも妨害される、私は、これこそ大学の自治が侵害されておると思うのでございます。そういう学内におきまして大学の責任機関が正常な協議もできないというふうな状態はすみやかに改善され、その阻害行為というものは排除されなければならぬというふうに考えるのでございます。でございますから、機動隊を入れてきたことが自治を阻害したのではなくて、大学が動きのつかないような状態になって混乱状態になったこと自体が私は大学としては自主的な管理能力を失った、それを回復するための措置であるというふうに考えております。

○鈴木美枝子君 何もそういうさなかに筑波移転の最終決定をしないでいいんじゃないですか。どうしてそういうときにしなければならなかったのですか。それを聞かしてください。

○政府委員(木田宏君) 筑波移転のことは、四十四年のころに突如起こったことではございません

で、四十二年から東京教育大学としては筑波移転のことを決定し、諸準備を整えてまいりました。そして四十四年には二月にも本館の封鎖状態が起りまして、機動隊を導入して封鎖を解除する、そういう措置もとられてまいりまして、四十三年

以来の学内の混乱状態を回復するための努力が長い間いろいろと続けられてきたわけでございます。一方、教育大学としては、前から進めてまいりました筑波における新大学の構想その他の検討が実つてまいりました。それを受けて筑波への移転を決定するという手順に進んできたわけでございます。また、ことさらに、混乱の中で措置をとったというふうには考えておりませんけれども、そうした措置に対して反対される一部の方々から、強硬ないわば妨害活動というものが続いたということとはまことに遺憾なことだと思っております。しかしこれは、大学がやはり目標を立てまして仕事を進めていきます場合に、やむを得ない措置であつたかと考えております。

○鈴木美枝子君 強硬に筑波大学の移転の方向へ向けていくということが、「やむを得ない処置だ」などというふうなことで言えるわけがないではないのです。そのときに文部省や、当時の文部大臣はどうしようとしたんですか。筑波大学について、東京教育大学の移転を口実にして、筑波大学をつくらうとなさっていったんでしょから。移転決定を強行したことと、新しい「開かれた大学」との関連はどういうことなのですか。

○政府委員(木田宏君) 東京教育大学は四十二年、四十四年と筑波への移転、また新大学のビジョン実現ということをきめまして、そして文部省へこういうふうにしつたいという御意向を持ってこられました。したがって、文部省におきましても、その教育大学の考え方を受けとめてこれを実現させるべく、四十四年の十一月には、文部省に筑波新大学創設準備調査会というものを設置をいたしました。東京教育大学の関係者並びに他の学識経験者にお加わりいただいて、こうした教育大学のお

考えをどのように実現するかという検討に入ることになった次第でございます。自來、四十四年から今日に至つておるわけでございますけれども、数年の慎重な検討を経て御提案申し上げているような次第でございます。

○鈴木美枝子君 御提案はしたけれども、あのときにも、早くしろとかそういうようなことは言っていたんでしょね。言っていたからこそこういう状態になり、機動隊を呼んだときに筑波大学の決定をしたんでしょね。

○政府委員(木田宏君) 四十四年の時期におきまして文部省が早くしろとかというふうなことを言つておる事実はございませぬ。四十四年の七月に東京教育大学の態度がきまりました。文部省としては、四十四年の十一月に、先ほど申し上げましたような筑波新大学の創設準備調査会を設置いたしました。そして約一年半、二カ年近い検討を経て、四十六年の七月に創設準備調査会が「筑波新大学のあり方について」という見解をまとめて文部大臣に報告をしたのでございます。この報告を受けまして、文部省は四十六年十月から今度は筑波新大学の創設準備会を設置いたしました。創設準備に取りかかるという手順を進めたのでございまして、文部省の中の作業は、東京教育大学の意向がきまつてから始まつた、こういうふうな御理解を賜わりたいと考える次第でございます。

○鈴木美枝子君 ここにありますが「移転の決定と前後するかと」思いますが、大学そのものは設置、廃止と新設であるというふうな説明もありましたでしよか。

と尋ね、それに対する答で、「はい、筑波移転が実現するならば、東京教育大学は官制上当然消滅する」というようなことが速報に書かれておりました。これは国会の権限であるとかを押しながら、大学内ではすでに速報に書かれていたというふうな国会の権限を大学内で持てるということはどういうわけなんですか。

○政府委員(木田宏君) 東京教育大学が筑波に移転をする、その際に新大学のビジョンの実現を期

して移転するという評議会の決定がある、そのことの意味につきましておそらく東京教育大学の関係者の間で論議があつたものと思うのでございませぬ。

〔委員長退席、理事補正俊君着席〕

それは東京教育大学が従来のまま東京の地に残つて筑波に新大学のビジョンを実現するということではなくて、東京教育大学は筑波に新大学のビジョンを実現して、新しい大学になると同時に従来まであつた東京におきまして東京教育大学というものは一応店を締める、そしてそつくり筑波に行くんだと、こういう意向が論議されたものと思うのでございます。これは大学関係者がその筑波大学をつくり出すときの考え方として学内で当然論議されてしかるべきことと考える次第でございます。私どもは、その大学関係者の意を受けて新大学の準備をし、東京教育大学の発展的解消という措置を今回御提案を申し上げておる次第でございます。国会での権限を大学がとやかくしているということではございませぬ。自分の大学の将来のことにつきまして、大学関係者がそういう方向を論議したということであらうかと考えます。

○鈴木美枝子君 論議されてないんですよ。いままでは、こういうふうな読んでいる形の中には論議されてないんです。それを論議したようにして、そして東京教育大学を自然消滅のような形にもつていこうとしているということはいまこでやろうとしているわけなんですか。自然消滅とは、一体何ですか。

○政府委員(木田宏君) 筑波新大学は、東京教育大学を母体にして新しい大学をつくるということでございますから、新しい大学ができましたときに、東京教育大学はそちらに移り変わつてもとの東京教育大学というものが解消すると、こういうことでございます。

○鈴木美枝子君 もうすでに、東京教育大学の教授その他、学生すべての方たちが納得して、移転していくのじゃないのでございませぬから、そういうことは、すべてのところで明らかになつたわけ

でございますから、東京教育大学をそのまま存続
さしておきたいという重要な問題について、考
えいただきたいと思うのです。

○政府委員(木田宏君) 東京教育大学の関係者
が、一部御反対もございするけれども、大学と
しては、自分の現在の大学を母体にして新しい大
学をつくる、こういうお考えでございするから、
その新しい大学を整備していくということと
並行いたしまして、その整備が完了いたしました
ならば、東京教育大学の関係者がすっかりそちら
に乗り移っていなくなる、当然になくなるという
ことはまことに自然なことであらうかと思うんで
ございす。また、そういう教育大学の関係者の
お考えでございすから、それをそのとおり御提
案申し上げている次第でございす。

○鈴木美枝子君 東京教育大学を廃校するとい
うことを、私だけでなく、大ぜいの人たちが知っ
ているのでございす。移動したんだというそれ
だけの考えじゃないために、機動隊まで呼んで移
転の決定的な機構をつくらうとしたのだと、私は
思っております。その一つの証拠として、衆議院
で強行採決のあった朝日新聞の「声」欄、こ
れは東京教育大学の名誉教授三野教授というこ
とになっておりますけれども、私は朝日新聞の「声」
欄に投書しなきゃならないという立場。こういう
偉い先生が「声」欄に投書していることは、もの
すごく不幸な日本のできごとだと思ひますね。そ
こにはこう書いてあるのですよ。衆議院の強行採
決のあとです。昭和四十八年六月の二十四日のこ
とですけれども、たぶん思い余って朝日新聞の
「声」の欄に投書したんでしょう。名誉教授の方
が投書をしなきゃもの言えないことは、重大な
ことですし、また、私は情けない日本の機構だと思
ひますね。投書欄にはこう書いてあるのです。

「約束と違ふ」このような題がついておりまして、
「筑波大学法案第一期の東京教育大学総合移転問
題についての委員長という立場から一言した
い。」その当時委員長だったんですね。「まず、
昭和三十八年前後の東大の概算要求書にあるよ
うに、総合移転面積は二百四十万坪、いま現在
どのぐらいなんですか。
○政府委員(木田宏君) いま二百六十五万坪で
ございす。
○鈴木美枝子君 ずいぶんふえたんですね。当時
の文部省建築費の単価約十萬円の二倍を要求して
いる。これはやっぱり物価が上がっているから
——いまだのぐらいいんですか。
○政府委員(木田宏君) 筑波大学全体の施設費に
つきましては、総額で大体約六百億というふう
に概算をいたしておる次第でございす。
○鈴木美枝子君 六百億の概算だけですか。もう
どのぐらい使っているんですか。
○政府委員(木田宏君) 四十七年に、施設費とい
たしましては十一億計上していただいております。
四十八年度の予算といたしましては、施設費
といたしまして五十億弱計上していただいてお
ります。
○鈴木美枝子君 それは全部税金のお金ですか。
○政府委員(木田宏君) 国の予算で御決定をいた
だいたものでございす。
○鈴木美枝子君 となると、税金の金ということ
でございすね。税金の金なんですから、東京教
育大学の先生たちが納得いくという点も必要です
し、国民が納得するという点も必要でしょうし、
私たちが納得するという点も経済の面から、税金
の面からも必要なんじゃないでしょうか、その点
についてお答えください。
○政府委員(木田宏君) 筑波の新しい大学の構
想、またその意味等につきましては御指摘のよう
にできるだけ広くいろんな方に御理解を賜わり、
御了解も賜わりたいというふうに考えておりまし
て、私も、及ばずながら一生懸命そのように
心がけておるつもりでございす。
○鈴木美枝子君 いまわかりましたけれども、木
田さんは御理解を賜わりたいと言いましたね、木
田さんたち文部省の方たちがつくっている筑波大
学は国民の税金でつくられているのだとすると、
ただ、理解をしてくれと言われても、強行採決を

したり、機動隊を入れたりしては、理解なぞする
ことはできないでしょう。
○政府委員(木田宏君) すべての方が気持ちよく
御納得をいただくということが一番願わしいこと
だと思っております。しかし、東京教育大学
が昭和四十二年に筑波移転を決定いたしました以
来教育大学の内部におきまして文学部教授会がそ
れに反対であるという反対の意向を表明し、それ
が非常にこじれてきておりますことは私もま
ことに残念なことだと思ひます。しかし、大学全
体としての処置をきめるところから考えてま
いりまして、四十二年以降文学部が一切の移転審
議に参画をしないというかたくなな態度をとつて
おられますことは非常に遺憾だと考えるのでござ
いす。そうしたかたくなな考えられるような態
度がいられると波紋を呼んでおるといふふうに私
ども思うのでございすが、できるだけ新しい大
学を、いい大学をみんなしてつくっていくとい
う考え方に多くの方の御理解と協力を得たいとい
うふうに私も考えております。

○鈴木美枝子君 教育大学で反対していられし
る文学部の先生方は、木田さんがお考えになる大
学構想よりいいことを考えているかもしれない
ね。文学部の先生方が反対している理由、そして
内容について、どのように思っておりますか。
○政府委員(木田宏君) 私も、この東京教育大
学の筑波移転、発展への過程におきまして文学部を
中心とした一部教官の反対の御意見というのは、
なかなか私も自体にははかりがたい、わかりに
くい点がございす。移転ということを決決して
以来、すべてのこの関係の会議に参画をしない、
評議会からは退席をするという態度を始終一貫
とつてきておられるわけですが、あまり
にもどうもかたくなであり過ぎるというふう
に考えております。そうして、この移転反対の方
々がどういう大学をつくるんだというふうなこ
とにつきましては、残念ながら私も、その反対の方
々の新しい大学のイメージとか、大学構想につ
いては伺わしていただいております。ただ、移転に

反対であるという御趣旨のように承っておる次第
でございす。これは非常に残念なことだと考
へます。
○鈴木美枝子君 木田さんは、すぐ残念なこと
とおっしゃいますが、文学部の先生方に会う気持
ちはないのですか。そしてまた、東京教育大学を存
続されるという意思もないのに、残念だなぞと
おっしゃるのですか。一度、文学部の先生方にお
会いになって反対している内容をよく話し合つて
みたらどうでしょうか。
○政府委員(木田宏君) 私も、文学部の学部長、
評議員その他の方々に何度かお目にかかる機会も
ございす。そして、もう少し、この大学内の
議論のことでございすから、関係者の議論が
かみ合うようにならないものかというふうな御相
談もいたしたことがございす。別に、この方々
にお会いしたときに、私も自体がかたくなな態
度で応対したつもりはございせん。
〔理事補正俊君退席、委員長着席〕
いろいろと率直な御意見も聞かせていただきま
したけれども、何か協力できないのだという御態度
だけであつたというのは残念に思つておる次第で
ございす。いい大学をつくらうということでご
ざいすから、できるだけ広い気持ちで御協力を
いただきたものだといふふうに考える次第で
ございす。
○鈴木美枝子君 東京教育大学もいい大学です。
だから、あなたがた文部省がいい大学をつくらう
と言つたて、長い歴史があるのですからそう簡
単にはいきません。いままでのプロセスしかその
答えは出てこないのです。先ほどの「約束と違ふ」
筑波大法案、朝日新聞の「声」欄の途中で今まで
の問題で出てきたわけではございすけれども「約束
と違ふ」という中でこの三野先生が、これも言つ
ておりますよ。「第二は、筑波研究都市から筑波学
園研究都市への閣議決定がその前年八月にあった
と思うが、そのときのそちらの意見は、「住宅公
団責任者との話し合いで、都心と新学園間の高速道
路が完成する」と。そういうことを言つたんです

し、理解なぞする
ことはできないでしょう。
○政府委員(木田宏君) すべての方が気持ちよく
御納得をいただくということが一番願わしいこと
だと思っております。しかし、東京教育大学
が昭和四十二年に筑波移転を決定いたしました以
来教育大学の内部におきまして文学部教授会がそ
れに反対であるという反対の意向を表明し、それ
が非常にこじれてきておりますことは私もま
ことに残念なことだと思ひます。しかし、大学全
体としての処置をきめるところから考えてま
いりまして、四十二年以降文学部が一切の移転審
議に参画をしないというかたくなな態度をとつて
おられますことは非常に遺憾だと考えるのでござ
いす。そうしたかたくなな考えられるような態
度がいられると波紋を呼んでおるといふふうに私
ども思うのでございすが、できるだけ新しい大
学を、いい大学をみんなしてつくっていくとい
う考え方に多くの方の御理解と協力を得たいとい
うふうに私も考えております。

反対であるという御趣旨のように承っておる次第
でございす。これは非常に残念なことだと考
へます。
○鈴木美枝子君 木田さんは、すぐ残念なこと
とおっしゃいますが、文学部の先生方に会う気持
ちはないのですか。そしてまた、東京教育大学を存
続されるという意思もないのに、残念だなぞと
おっしゃるのですか。一度、文学部の先生方にお
会いになって反対している内容をよく話し合つて
みたらどうでしょうか。
○政府委員(木田宏君) 私も、文学部の学部長、
評議員その他の方々に何度かお目にかかる機会も
ございす。そして、もう少し、この大学内の
議論のことでございすから、関係者の議論が
かみ合うようにならないものかというふうな御相
談もいたしたことがございす。別に、この方々
にお会いしたときに、私も自体がかたくなな態
度で応対したつもりはございせん。
〔理事補正俊君退席、委員長着席〕
いろいろと率直な御意見も聞かせていただきま
したけれども、何か協力できないのだという御態度
だけであつたというのは残念に思つておる次第で
ございす。いい大学をつくらうということでご
ざいすから、できるだけ広い気持ちで御協力を
いただきたものだといふふうに考える次第で
ございす。
○鈴木美枝子君 東京教育大学もいい大学です。
だから、あなたがた文部省がいい大学をつくらう
と言つたて、長い歴史があるのですからそう簡
単にはいきません。いままでのプロセスしかその
答えは出てこないのです。先ほどの「約束と違ふ」
筑波大法案、朝日新聞の「声」欄の途中で今まで
の問題で出てきたわけではございすけれども「約束
と違ふ」という中でこの三野先生が、これも言つ
ておりますよ。「第二は、筑波研究都市から筑波学
園研究都市への閣議決定がその前年八月にあった
と思うが、そのときのそちらの意見は、「住宅公
団責任者との話し合いで、都心と新学園間の高速道
路が完成する」と。そういうことを言つたんです

し、理解なぞする
ことはできないでしょう。
○政府委員(木田宏君) すべての方が気持ちよく
御納得をいただくということが一番願わしいこと
だと思っております。しかし、東京教育大学
が昭和四十二年に筑波移転を決定いたしました以
来教育大学の内部におきまして文学部教授会がそ
れに反対であるという反対の意向を表明し、それ
が非常にこじれてきておりますことは私もま
ことに残念なことだと思ひます。しかし、大学全
体としての処置をきめるところから考えてま
いりまして、四十二年以降文学部が一切の移転審
議に参画をしないというかたくなな態度をとつて
おられますことは非常に遺憾だと考えるのでござ
いす。そうしたかたくなな考えられるような態
度がいられると波紋を呼んでおるといふふうに私
ども思うのでございすが、できるだけ新しい大
学を、いい大学をみんなしてつくっていくとい
う考え方に多くの方の御理解と協力を得たいとい
うふうに私も考えております。

し、理解なぞする
ことはできないでしょう。
○政府委員(木田宏君) すべての方が気持ちよく
御納得をいただくということが一番願わしいこと
だと思っております。しかし、東京教育大学
が昭和四十二年に筑波移転を決定いたしました以
来教育大学の内部におきまして文学部教授会がそ
れに反対であるという反対の意向を表明し、それ
が非常にこじれてきておりますことは私もま
ことに残念なことだと思ひます。しかし、大学全
体としての処置をきめるところから考えてま
いりまして、四十二年以降文学部が一切の移転審
議に参画をしないというかたくなな態度をとつて
おられますことは非常に遺憾だと考えるのでござ
いす。そうしたかたくなな考えられるような態
度がいられると波紋を呼んでおるといふふうに私
ども思うのでございすが、できるだけ新しい大
学を、いい大学をみんなしてつくっていくとい
う考え方に多くの方の御理解と協力を得たいとい
うふうに私も考えております。

し、理解なぞする
ことはできないでしょう。
○政府委員(木田宏君) すべての方が気持ちよく
御納得をいただくということが一番願わしいこと
だと思っております。しかし、東京教育大学
が昭和四十二年に筑波移転を決定いたしました以
来教育大学の内部におきまして文学部教授会がそ
れに反対であるという反対の意向を表明し、それ
が非常にこじれてきておりますことは私もま
ことに残念なことだと思ひます。しかし、大学全
体としての処置をきめるところから考えてま
いりまして、四十二年以降文学部が一切の移転審
議に参画をしないというかたくなな態度をとつて
おられますことは非常に遺憾だと考えるのでござ
いす。そうしたかたくなな考えられるような態
度がいられると波紋を呼んでおるといふふうに私
ども思うのでございすが、できるだけ新しい大
学を、いい大学をみんなしてつくっていくとい
う考え方に多くの方の御理解と協力を得たいとい
うふうに私も考えております。

し、理解なぞする
ことはできないでしょう。
○政府委員(木田宏君) すべての方が気持ちよく
御納得をいただくということが一番願わしいこと
だと思っております。しかし、東京教育大学
が昭和四十二年に筑波移転を決定いたしました以
来教育大学の内部におきまして文学部教授会がそ
れに反対であるという反対の意向を表明し、それ
が非常にこじれてきておりますことは私もま
ことに残念なことだと思ひます。しかし、大学全
体としての処置をきめるところから考えてま
いりまして、四十二年以降文学部が一切の移転審
議に参画をしないというかたくなな態度をとつて
おられますことは非常に遺憾だと考えるのでござ
いす。そうしたかたくなな考えられるような態
度がいられると波紋を呼んでおるといふふうに私
ども思うのでございすが、できるだけ新しい大
学を、いい大学をみんなしてつくっていくとい
う考え方に多くの方の御理解と協力を得たいとい
うふうに私も考えております。

どういふ話があったのかというのは、私どもではちょっと承知をいたしかねます。大学の関係者に聞いてみましたところ、こういう点について、いまのところ関係者の記憶はございません。そのことだけお答え申し上げます。

○鈴木美枝子君 三野与吉先生が当時聞いてたことは関係者の記憶にはない。三野先生が聞いたことは間違いない。全然そういうことを移転で土地問題を言った人物はいないということでございます。

○政府委員(木田宏君) この投書にあります事実についての確認のしようがございませんので、その点はどうかといたしを、私どもとしては、これ以上のお答えをいたしかねます。

なお、先ほどちょっと御答弁の中で、三十八年度土地の調査費ということ、当時その調査費を云々ということが話題になりましたけれども、概算要求書には調査費もまだ入れてございません。そういう事情であったことだけちょっと補足させていただきます。

○鈴木美枝子君 その後、経済の点についてだぶ今では変わったように先ほどおっしゃってございましたけれども、三野与吉先生の聞いていた内容、高速度道路が完成され、土地を提供され、そして学生には全部奨学費を出し、というようにことが、昭和三十八年当時のことでしたら、物価が今よりも値上りしていませんし、経済成長と宣伝されてきたときですけれども、だれでも思われますように、その移転のための経済は変わっているのですね、昭和三十八年以後は、先ほど木田さんのお答えの証言集より」を読み上げました、学校内にいろいろな問題が起きたこと。先ほど木田さんのお答えの中では、移転を反対している先生方は、反対するからには、それなりの改進黨や構想案を出してくれればよいのです。こうおっしゃっているのですけれども、移転を反対する先生方から、そういう提案は一度も受けていないのでございますか。

○政府委員(木田宏君) 御反対の方々は、この

ういう大学に改めたいというふうなお話は、私、承知をいたしております。

○鈴木美枝子君 そうですか。私の手元にあるのでは、違ふ話になっております。先ほど文部大臣は、東京教育大学のある大塚の地で、反対の文学部の方たちと一回話し合いたいというふうなことを言っておりまして、それと、話し合うというふうなお気持ちはおありでございますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) そういうことを言ったんじやございませんで、将来本意になりなつてきた場合には、できる限り大学内部が平和を取り戻せるような努力をしてみたいものだ、こう申し上げたのであります。

○鈴木美枝子君 この大学の内部でございますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 東京教育大学のことでございませう。

○鈴木美枝子君 筑波大学ができてすぐあとでございませうか、それとも法律ができて、筑波が完成されたあとでございませうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 筑波大学の設置が本意になりなつた後には、そういう努力をすべきにならうかなという考え方を持っているということでございます。

○鈴木美枝子君 それでは、教育大学を廃校にせず、現在の場所に残すというたてまえにおいてお話しになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 提案している法律のとおりでございまして、筑波大学創設と同時に、東京教育大学がなくなるわけではございませんで、数年間なお存立していくわけでございます。

○鈴木美枝子君 では、いまでもお話しする余地はございますか。筑波大学ができたということは、法律ができるということになるんでございませうが、法律以前に、昭和三十八年当時の経済の变化、物価は三倍、今日の状態である国民の税金は筑波大学のために払われているわけでございますから、そのことを抜きに話し合いたいということにはならないことになるんです。いま大臣のおつ

しゃつたこと、東京教育大学を残すということは重要なんので、お約束していただきたいんでございませう。東京教育大学を現在の場所に残しますね。

○国務大臣(奥野誠亮君) 法律に御提案申し上げているとおりでございます。

○鈴木美枝子君 先ほど木田さんは、反対の方たちから何も提案をもらってない。話を聞いてない。何も知りませんと言つていらつしやいましたけれども、文学部長、全学の教員の反対希望から提出されているんです。木田局長のところへ行つてないとしたら、ほかの方が持つていらつしやるのかもしれないから、ちょっと調べてください。

○政府委員(木田宏君) 筑波大学に反対であるという趣旨のことは私も聞かされておりますし、そういう御書面もちょうだいしたことがございませう。しかし、東京教育大学をこういう大学にしたいという改革内容についての御意見は伺つた記憶がございません。

○鈴木美枝子君 先ほど木田局長が伺つたというのと、書かれたものを提出されなかつたというの、答弁が違ふんですが、伺つてゐるのですか。それとも提出されてないのですか、書類が。

○政府委員(木田宏君) 書面でもあるいはお話を伺つたことは聞いております。

○鈴木美枝子君 いまちょっと聞きそこなつたんですけれども、文学部教授から聞いておりますとおつじやいましてどうですか。

○政府委員(木田宏君) おりませんです。

○鈴木美枝子君 聞いておりませんか、私は提出されたというふう聞いてゐるんです。

○政府委員(木田宏君) 筑波大学の考え方について反対という御意見だけは確かに承知をいたしております。しかし、教育大学をこういう大学にしたいという積極的な御構想については聞いたことがございません。

○鈴木美枝子君 文部省に提出されているんです。東京教育大学に文学部から提出された場合に、

木田局長のところへ届いていないんでしやうか。全学の教員の反対の希望者を代表して文学部長が提出しているのです。大学改革「新提案」として、受け取つていないんですか。文学部の反対の立場の先生方は再三提出したとおつしやつてゐるのです。

○政府委員(木田宏君) いろいろな文書をちょうだいしてあります。いま鈴木委員の御指摘になっておりますのが、何日のどういう文書であるか存じませんけれども、私が先刻御答弁申し上げておりますのは、筑波大学に反対である旨の御意見は何度か聞かしていただいております。しかし、教育大学の改革案について、こういうふうにしたいという御意見は一度も聞いた記憶がないということをお答え申し上げます。

○鈴木美枝子君 東京教育大学に残つた場合、いま大臣には「話し合ひの余地があります」と私は聞きました。そして話し合ひを早くして、東京教育大学をどう改革していくかというふうな内容な

んでございませうが、肝心の提出された改革案が居いてないのでございませうか。ただ、反対ということばを言つてゐるだけじゃないんです。大学改革をつくりあげてゐるのです。局長も先ほどから新しい、開かれた大学をつくるのだというふうにおつしやいました。文学部の筑波大学反対の先生たちも、私たちは自分たちで、こういう大学にしたいんだという御希望を持っておりますから文部省に提案しているのです。幾ら提案してもお聞きになることができないのですか。

○政府委員(木田宏君) 筑波大学関連法案に対する見解は私も承知をいたしております。しかし、午前中から御指摘がございまして、お答え申し上げましたのは、こういう大学改革についての意見という意味での御意見は伺つていないと、こういうことを申し上げました。

○小林武君 関連。いまのことについて、簡単なことですか。木田さんね、質問者が言つてゐるのは、あなたいろいろな形式的なことをいううだけれども、たとえば大学を筑波に移転してい

くということは反対だ。しかし、それについて教育大学を将来こうしたいという意見が出れば、それは文学部長名で出ていれば、いわゆる具体的なその一つの改革案でなくても、こういう教育大学をつくるといえば、いまの場合において、その当分の場合においても、いわゆる大学にたくさんのお問題は、この大学にもあったわけですから、これは一つの案でしょう。改革案と銘を打たなくても、あなたたちのほうで、大学についてどう持ていかなければならぬかというように、あなたたちのほうで、大学にいろいろな意見を述べたの中に、それから強行突破をやった法律案だって、あし、それから一体どういう意味が含まれているということだってあるわけですから、それはやっぱり受け取ったものは受け取ったと言って、大学の中にこういう考え方と、こういう考え方があったということについては、あなた認めなきゃいかぬですよ。いろんなことを言って、こちらを惑わすようなことを言ったらだめですよ。

○政府委員 木田宏君 午前中からの御質疑との関連でお答えを申し上げてまいりましたわけでございますが、文学部の教授会あるいは教官有志の方々からいろんな御意見が出ておるといふことは私も読ましていただいております。また、それは私も直接お話を伺った内容のこともございます。しかし、午前中私がお答えを申し上げましたのは、反対をされておられます方々からは別の意味での大学改革案、こういうような大学にしたいという意味での御意見等は伺ったことがない、こうしたことを御答弁申し上げたわけでございまして、具体的に御指摘をいただきますならば、それによってまた重ねてお答えをさせていただきたいと思っております。

○鈴木美枝子君 そういう問題提起をしているのは、反対のための反対じゃないんです。いま木田さんがずっとおっしゃっているのは、見ていないという理由の中に、筑波大学全体を反対しているという、反対のための反対を木田さんのほうがずっとおっしゃっているんです。それは違うんで、そう

いう内容を検討したことがありますかと、それは重要なことなんですというようなことを私は申し上げているのです。そして、それをやはり実行していただきたいために、大臣に「お話し合いする余地がありますか」と、お話する余地がないように感じられたので、そういうふうに申し上げているんです。じゃ、内容は木田さんは読んでいらっしゃるんですね。今まで答弁ができないから。反対のための反対では私はないんです。

○政府委員(木田宏君) たとえば、ことしの二月十四日に筑波大学関連法案に対する見解という意味での文書が出ておりますことは、私も承知をいたしております。

○鈴木美枝子君　それでは、いま私がここで手に入れました文学部長、それから全学の教官の方たちが文部省にお願いし、申し込んだ二つの改革案があるから、私は反対のための反対をしているののではないのですよ。それは内容はこうなんです。自然科学と人文科学を、そういう系統の大学をつくりたいんだ、そしてそれはユニオン形式にして各大学とも交流ができること。交流する大学とはできるだけ話し合いも進んでいる、それはいいことだと、賛成し合っている大学もある。東工大などとはその一つです。一橋大学もその一つです。ですから、大塚の地区東京教育大学を残していただきたいんだと、こういう改革案を持った希望なんです。これは、私は、反対のための反対だとは思えないのですが、いかがでございますか。

○政府委員(木田宏君) それぞれの人文あるいは自然の系列ごとの教育研究の組織ができるということ、これは筑波大学におきましても、そのように構想されておるわけでございます。別段異なるものとは思いません。また、他の大学との交流、交換策が行なわれますこともすでに一般的に法令上の位置も講じておりますし、学生の単位の互換制度などの他各般の交流事業というのは進められております。筑波大学においても何らが妨げになっておることはございません。でございますから、このおっしゃっている中身につきましては、大塚

地に残るということを除きましては、筑波大学においても同じように考えられておることだと思います。

○鈴木美枝子君　他の大学が構想しているのだという一般的な言い方をいま私は申し上げているのではありません。構想されているのじゃなくて、「構想された問題」をあなたのところへお願いに上がったと、こう言っているのです。だから私のことはになると「お願い」という形式になる。そちら側の権力を感じるので私はお願いとことばを使いたくない。ですから、提出した「改革案」そのことについてのお答えをしていただきたいのです。

○政府委員 木田宏君）東京教育大学の文学部の御関係の方々が大塚の地に残りたい、動きたくないということは、昭和三十八年からの御意見であるというふうに十分承知をいたしております。そのことは、この教育大学の筑波移転問題全体にかかわることでございます。大学として全部一緒に筑波へ行こう、こういう御決定があります以上、私どもは、大学の中での御意見を十分に尽くしていただくという以外には伺いようがないことだと思えます。そして御提案のお話は、私自身、直接にその文学部の責任者の方々からいまお話がありました他の大学との交流とか、あるいは系列別の教育研究の観点から大塚へ残するという直接のお話は伺った記憶がございません。しかし、大塚の地を離れたくないという御希望があることは終始一貫しておるといふふうに承知をいたします。

○鈴木美枝子君 伺ったことがなければ、これからはじかに話し合うというようないふこともならないのですか。

○政府委員(木田宏君) 文学部の教官の方々が、昭和四十二年の七月に筑波に土地を希望するという評議会の決定がありましてから、一切の移転問題あるいは将来計画の問題について話し合いに入っていられっしやらない、大学の中におきまして。評議会からそういう議題が出ると全部退席をされる、こういう事態はまことに残念なことだと思う。

のでございます。まず第一段階の問題といたしまして、学内でそうした問題を討議されます場合に、積極的に御参加になるということが第一の順位ではないかというふうに考える次第でございます。私も文学部のこの筑波問題に御反対の方々に何度かお目にかかった記憶はございます。いろいろな案件でお目にかかり、また、御相談にも乗りました。ですから事に応じて御意見を聞くことをやぶさかに思っておるわけではございません。しかし、こうした大学内におきます意思の疎通をことさらに断っておられるということは、まことに遺憾なことだというふうに考えます。

○鈴木美枝子君 意思の疎通なんという簡単なことではないと私は思うのです。これは、ぜひ、いま提案されたような改革案の内容を實現させていただきますと思うのです。大臣にそれはお答えを願います。

○国務大臣 奥野誠亮君）東京教育大学の意思決定、これは正規の機関を通じて行なっておられることでございましょうから、それに対してとやかく文部省当局からさらにくちばしをいれていきまますことは、一そう紛糾を強くしていくことになるのじゃないか、かように心配しておりますので、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

○鈴木美枝子君　筑波大学に行かない先生たちを首にするとか——私流のことばにしますと、首という簡単なことばで使つて申しわけございませぬですけれども、首にすることゝもでき得るのではありません。

○政府委員(木田宏君) 私どもといたしましては、東京教育大学が筑波に発展的に新しい大学をつくることでございますから、できるだけ現在東京教育大学に奉職しておられます方は御参加を賜わるようにお願いしたい、また、それを希望しておる次第でございます。どうしても行きたくないという方につきましては、その方のお考えを受ける以外にはいたしかたございませんけれど、東京教育大学は筑波に移転いたしましたあと、御提案申し上げておりますように、法律上はな

なるわけでございますから、筑波に行くことを希望しない方は、その時点で御自分の御態度を考慮していただかなければなるまいと思ひます。

○鈴木美枝子君　すでにそういう首といひますか、ページという問題は起きてゐるし、行なわれているといふように私は伺つております。先ほどの続きでございますけれども、家永先生の裁判の答弁の中に、そういう明確なことがございます。それをちょっと讀ましていただきます。お聞きください。「これは筑波大学のほうで言へば、評議会が教官選考基準についての申し合せのことと一致するんじゃないかと思ふんですね。教官選考基準ですから、選ぶ、処置することができるともとれるんじゃないでしょうか。家永先生は裁判でどうも申しております。『文言は正確に記憶してありませんが、』、そういう趣旨の前文があり、それからまず第一項に、この大学設置基準に記されている条件を十分に満たす者と、これは当然だと思ひますが、』と念を押しながら、『第二項に、昇任または採用のうえは評議会の決定を守る者、』という一項があります。これを前文と合わせて考えますときには、明らかに、筑波移転の決定に反対する者は昇任もさせないし新規採用もしないといふ、思想信条による差別待遇を含む選考基準であると思ひます。しかし、この人事は、前から申しましたように、長い伝統をもつ大学の自治の根幹をなすものであり、それが教授会の専断事項である以上、このような思想信条の差別をもつて、文学部の移転反対派の教官がふえることを防止しようといふことがときは、驚くべき憲法じゅうりんであると思ひます。『こういう答弁を裁判でしてゐるのです。』筑波大学のできるこの歴史的な年数から言へば、四十五年の四月に評議会できめられた教官選考基準についての申し合せといふ基準がありまますから、筑波大学ができるまでに、すでにそういうふうに整理するといふ条件のほうが先行して、いま申しましたように、木田局長はなおかつ提案を拝見してないといふことは、すごい矛盾を持っていると私は思ふんです。

○政府委員(木田宏君)　昭和四十五年の四月十七日の評議会では、『東京教育大学教官選考基準に関する申し合せ』というものが決定されました。その中身は、『本学の教授、助教授および専任の講師の採用およびこれらの職への昇任に際し、その候補者となる者は、次の要件を備へる者のうちから選考するものとする。』

1、大学設置基準第十三条から第十五条までに定める教員の資格を十分に満たすこと。

2、採用または昇任のうえは、評議会の決定を遵守すること。』私は、両方の項目ともあたりまえのことだといふふうに考へておりました。これに別に思想、信条の自由を妨げるとか、そういうことにはなつていないといふふうに考へておりました。家永さんのような御見解は、あまりにも御自分の立場に立つて、これを考へていらつしやるのではなからうかといふふうに推察をいたします。

○鈴木美枝子君　そういうことができるといふ大学の権限といふのは、全部学長が持つてゐるのですか。

○政府委員(木田宏君)　この教官の選考基準は、評議会できめるといふことになつておるわけでございます。

○鈴木美枝子君　それを具体的に表現した事件がございませう。それは昭和四十四年の十二月に教育学部教授会で寿原教授という人をやめさせたといふ、それがやつぱり家永先生の裁判の中の答弁として、この本に書かれておるわけでございます。

御答弁を讀み上げます。「さきほどの人事選考基準なども、そのようなことで、もし反対であればたいへん本人に迷惑するからという理由でつくられた、というようないふ説明もなされておりました。……」という答えに對して、ちよつと記憶を呼び戻してもらいたいと思ひます。「教育学部で寿原教授について何らかの言明がされたといふことを御存じでしょうか。」「御存じでしょうか。」「さうです。それから、この裁判長は人は知つていたわけですね。それに対する答として、『はい、知つております。寿原教授が移転反対の積極的活動をされ

たといふことを理由として、これは大学自治を破壊するものであるといふような、言葉は正確でないかもしれませんが、そのような趣旨で教育学部教授会では、今後寿原教授は筑波大学に關係しない、無關係であるといふようなことを決議しております。で、もし移転であるならば、免職職分を決定しない限りそのようなことは決定できないはずであります。これは明らかに移転ではなく、教育大学は消滅し新大学ができると、その場合にお前は入れてやらないぞ、というおどかしでありますけれども、新大学の管理機関でないものが、事前に、入れてやらないぞといふようなことを決議すること自体おかしい。もしこれが単なる移転の決定であるとするならば、そういうことは、またおかしいわけでありませう。いづれにしても、たいへん無理に反する議決だと思ひます。』、そのことは御存じですか、寿原先生の問題は。

○政府委員(木田宏君)　具体的なことは、私承知しておりません。

○鈴木美枝子君　いま御承知なすつたわけでございますか。

○政府委員(木田宏君)　いま鈴木委員からのお尋ねによつて初めて聞かしていただきました。

○鈴木美枝子君　そうなりますと、いまの寿原教授の問題は昭和四十四年でございませうけれども、その前に申しました教官選考基準についての申し合せ、評議会がつくることのできたのは昭和四十五年といふ、そのあくる年になるわけでございます。それに対して裁判官はこう言つています。『さうしますと、移転に伴う新設といふような形で、まあいつてみれば、学長のやり方に賛成しない者をページするといひますか、排除するといふようなことが具体的に行なわれたことがあるといふこととですか。』答へは、『結果として、そういうことになると思ひます。』学長のやり方に賛成しない者をページすることができるといふことですね。

○政府委員(木田宏君)　いまの寿原さんの事件といふのは、御指摘がございましたように、昭和四十四年とのことでございまして、東京教育大学で

教官の選考基準といふものを評議会に申し合はせましたのは、昭和四十五年のことでございますから、選考基準は、それ以前のことにはかかり合ひがないといふふうに考へます。また、先ほど讀み上げましたように、この選考基準に関する申し合せは、『採用または昇任のうえは、評議会の決定を遵守すること。』といふことでございませうが、これは大学としてきまつたことはきまつたこととして尊重してもらつたといふ趣旨のこととございませうから、あたりまえのことだと思ふのでございませう。大学の教官であります以上、評議会の決定を尊重する、順守する、これはあたりまえのこととございまして、別段これを非難すべき中身のことはなからうといふふうに思ひます。

○鈴木美枝子君　そうすると、学長の権限といふことが問題になつてまいりますね。筑波大学の学長の権限といふのも同じ性質を持つてゐますね。

○政府委員(木田宏君)　大学の教官の採用及び昇任は評議会が定めます基準に従つて選考が行なわれるといふこととございませうから、こうした基準をつくり出すことは、学長の権限といふことではなくて、評議会としての職責に属するものと考へます。

○鈴木美枝子君　学長の権限は、多数決の問題ではないのですか。それでは文学部の反対するところの教授方が、自分たちはこうしたいといふ、先ほど申し上げました大塚の地区に現状のままこうしたいといふ問題は、文部大臣、残しておいていただけませう。

○國務大臣(奥野誠亮君)　いまの問題は、大学当局の中で意見をまとめられるその過程の中で希望として出てきてることだと考へまして、文部省がこれを取り上げてどうしようといふ考へ方は持つておりません。

○鈴木美枝子君　村山文部次官——「前」と書いてあるんですけど、村山さんはいつごろ、文部次官をなさつた方とございませうか。

○政府委員(木田宏君)　村山はいまの事務次官でございます。

○鈴木美枝子君 村山文部次官当時、こうおっしゃってらるんですけどね。東京教育大学は「素材」なのである、この「素材」を料理する主体は文部省なのである、このことの最もはっきりした証拠は、教育大の内部で文部省に忠実な学長、理学部長が、学内の移転賛成派の中においてさえ孤立し、ついに去る二月二十三日不信任案を突きつけられた。村山文部次官は、東教大の昭和三十七年から行なわれた初期の移転問題は、いまの時点については「素材」に委ねられさせられたんでしょか。——いや、木田局長の答弁、文部大臣の答弁の内容がただ一貫して、大学内の評議会の中で、どんなに苦しい問題がこれにあっても、どんなに希望する教育を持っても、簡単な一つのことばで整理されている。木田局長の発言、そして大臣の発言は、村山文部次官が言いました東京教育大学は「素材」なのであるというのに近い内容を持っているんじゃないかと思えるんです。思えるんじゃないか、全くその通りなんです。もっと話し合う余地を持ってないんですか。よく新しい大学のコントロールなんて言う。コントロールとは何ごときですか。私は、これを読ましていただき、答弁を聞き、たいへんなできごとだと思ひます。現在のことでないんです。教育の将来です。将来ってのは、いまわかっていうことではないのです。そういう子供を、そういう教育を受けた人間ができ上がって初めてわかるわけであって、だからこそ、いろいろな話し合いをしなければならぬというのが教育の問題だと思ひます。それをどうして、話し合もせず文部省の都合だけかためる教育をするのですか。将来文部省の都合のよい人間ができ上がってしまう。重大なことで、その国家的コントロールの中へはめ込もうとするんじゃないか。いま「素材」つまり材料だと言いたいのでしよう。村山次官がおっしゃった素材について、お答えくださいませ。

○政府委員(木田宏君) 私どもは国立学校、いろんな改正、拡充をいたします場合に、その基本は法律でもって国会での御審議を経なければなりません。

せん。したがって、東京教育大学が自分たちの大学の将来をこうしたいということを学内で論議されまして、それを表現すべくお話を持ってきて、それら場合には、政府当局としてこれを十分検討し、そして必要な調整も加えて、これを十分御提案申し上げる、こういう筋道をとっておるわけでございます。決してだからといって、教育大学を何かこう単なる素材であるかというふうな考えでおるわけではございません。村山の発言であるかどうか、ちょっと私、いま御指摘いただきましただけでは、どこでどういふ発言をしたのか、その真意もはかりかねますが、教育大学の関係者の意図というものを私どもが政府のレベルに持ち上げて提案して国会での御審議を賜わる、こういう手順のことを言ったのではないかと思う次第でございます。

○鈴木美枝子君 言われるまでもなく、審議をいま行なっているんですよ。審議をい

で、私は、教育大学の先生方が大塚の地区にこういう大学をつくりたいんだということは、審議できないのですか。審議の可能性を持てるんじゃないでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 東京教育大学の関係者が筑波新大学に関する基本計画案をまとめ、また、文部省におきまして、創設準備調査会等におきまして筑波新大学の構想を練って御提案、国会へ法案としての御審議をいただいております、こういう次第でございます。

○鈴木美枝子君 文部省提案につけ加えて言えば夜間大学を持ちたい、国立大学の中に夜間の大学はいままでないのだということまで練って考えていらっしゃるのです。木田さんがおっしゃるよう、単に反対のための反対じゃないんです。「大学改革についての話し合いをしたい」。ですから文部省は話し合いをしてもらいたい。法案を通すことによつて東京教育大学をなくすのじゃなくて、筑波大学に移転を希望してない教授たちと文部大臣は話し合いをしてお答えください。審議すると言いながら、だめだと言う、あなたのほうが

簡単に反対の前提条件でものを言いますよ、それは、審議じゃございません。木田局長、その約束をしていただきたいです。話し合いの余地をです。

○政府委員(木田宏君) 昭和四十二年以来、筑波のことが起こりましてから、文部省の一部関係者がこの学内の討論の場から退席をする、話し合いをみずから避けるという態度を今日まで続けてきておられる、これはたいへん残念に思ひます。今後いま御指摘のように、これからでも筑波大学をつくることについて積極的な御参加を賜わるといふことができれば、それは非常にけっこうなことだ。学内の問題として、まず第一に学内でそういう十分な議論を尽くしていただくということをお願いしたいと思います。

○鈴木三枝子君 ほんとうは「東京教育大学をつぶしたいのです」と、はっきり聞きたいところなんです。やはり話し合いを進めて、反対のための反対でなく、先日私は、東京教育大学のある現場へ見学に行きました。たいへんすばらしい、きれいな大学です。どうして廃校にしたいのですか、大臣に伺いたいです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 東京教育大学の環境がたいへんよいようにおっしゃいましたけれども、私はたいへんすばらしいと、学ぶにふさわしい環境ではなくなっているという判断を持っておるものでございます。つづす、つづさぬの問題は、これは従来からたびたび御議論いただいておりますので、今日国会で御審議をいただいておりますので、その御審議の結果に待たせていただきたいと思います。

○鈴木美枝子君 御審議の結果でということ、話し合いを残していただきますね、大臣の答弁を私はそう受けとめましたから。結果的には「素材」という形にさせられ、東京教育大学では、たいへん苦しいプロセスを十年たどってきているということをはっきり申し上げます。

今までも何度かお願いしていることですが、話し合いの場を必ずつくってください。そして、現在ある大塚の地の東京教育大学を大学として残

すことを約束していただきたい。さきほど大臣は国会で御審議をしていただきたいと申しているのですから、私は、教育大学の文学部の教授が大塚の地に残りたいという希望を受け入れる話し合いの余地があるのだと、そういうふうに受けとめます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 提出いたしております法律案に書いておりますように、筑波大学は十月から開学してはしむと、東京教育大学は五十二年三月でなくなるということでございます。

○鈴木美枝子君 在学生も、朝日新聞の四十八年の六月十五日にやはり「声」欄で言っておりますように「東京教育大学に入学して二カ月目だが、わが大学の矛盾を感じている。筑波移転問題については率直な賛成を述べていけれど、これは学長によって宣言されたもので、大学の主体である学生には何ら承認を得ずに、一方的にされたという。そして、学生の大部分と教授の約六割が反対しているにもかかわらず、何ら反応を示さない学長に不審の念を感じざるを得ない。大学とは一体だれのためのものなのか。このままいくと、私たちは最後の教育大生となろうとしている。後輩のいない大学なんてさびしいものである。」、こういう学生が大ぜいいます。多くの学生は、こう感じているんですから、あそこの大学を、私は残してもらいたいと思ひます。木田局長いかがでしょう。

○政府委員(木田宏君) 筑波大学は、実質的には東京教育大学の発展し、整備されたものでございます。確かに東京教育大学という名称の学校は廃止をされるわけでございますが、しかし、この経過規定等をこらういただきますならば、東京教育大学とは別に筑波大学がつくられておるのではありません、東京教育大学の連続の上に発展的に筑波大学がつくられておるといふ点は御理解を賜わることができるとはなからうかと、こう考えておるわけでございます。したがって、おそらくは、戦前の東京高等師範の卒業生の名簿も、東京教育大学の卒業生の名簿に並んで取り扱われております。

すがごとくに、筑波大学の卒業生の名簿は、当然に東京教育大学の関係者の卒業生の名簿等を引き継ぐ、こういうことになっていくものと、このように考える次第でございます。

○鈴木美枝子君　まだ審議が続行中です。東京教育大学がなくなるという。そのなくなるという一方的な「ことば」を承服することはできません。

木田さんが「大学改革への道」、この本をお出しになりましたね。昭和四十七年二月出していらっしやる。その中で大学改革の道ですから、これは全大学ですか、日本じゅうの全大学の道なんですか。

○政府委員(木田宏君)　わが国の大学改革についての考え方という意味でございます。

○鈴木美枝子君　そして、この一ページに書かれたことが、その道でございますか。書かれた内容についてのお考え、そして、日本の全大学の改革の道について御説明ください。

○政府委員(木田宏君)　いま御指摘になりました私の文章を手元にもっと持っておりませんので、中身についての確にお答えできるかどうか心もとない点もございますけれども、そこに申し述べましたのは、日本の大学の学生数の近年における急速な増大という問題を指摘をいたしまして、大学の大量化という問題が起こっている。青年層の三割に近い学生が大学に学んでおるといふ今日の現状、また、将来はそれがもっとたくさんになるであろうというような動向を考えながら、大学教育のあり方をどのように大学生に適合するように改善していったらいいかという意味のことを一方では指摘をいたしたつもりでございます。一方では、学問研究が非常に細分化され、また高度になってまいっております。その意味では学問研究のその高度化、あるいは細分化に対応する研究の体制を整っていないかなければならないということを考えておりますし、また、それが同時に今日の公害問題にも考えられますように、総合的なものになっていかなければならぬというふうに思うのでございます。

でございます。こうした研究の要請に対応する大学をどのように将来考えたいか、どういふふうにしてそういう大学につくっていったらいいか。また、わが国の大学がほんとに国際的な水準に立って、日本の学生のみならず、諸外国の学生も入ってくるような、そういう大学も考えていきたいという趣旨のことを入れておきました。なおまた、わが国の大学が今日私学が非常に多くなっている、これが日本の大学の特質として見のがすことのできない大きな要素になっておる。これを今後どういふふうに考えていったらいいかという点も指摘をしたつもりでございます。そして、私は大学が、ほんとに充実している大学がいろいろな意味でたくさんできていくというところ、これがやはり日本の社会全体のために必要なことである。大学についての考え方が、過去のものだけが唯一の手法になるのではなくて、いろいろな種類の大学が将来に向かってできていくことが必要だ、こういうことを感じておりまして、いろいろな機会にそうした趣旨のことを書いてたり、しゃべったりしたつもりでございます。

○鈴木美枝子君　私は、全大学をと、こう申し上げましたのは、全大学が過去の大学というふうなことになるのですか。ですから新しい大学ができるのですか。その新しい大学についてのたたき台は一体何だったんでしょうか。

○政府委員(木田宏君)　大学の改革は、国によってやはりやり方もいろいろあるかと思えます。フランスのように大学改革についての基本法案を国会で制定をいたしまして、すべての大学を一律にそれによって改正していく、こういう考え方をとることも不可能ではございません。ドイツにおきましても、大学の基本構想につきまして類似の法制度がとられたこともございます。しかし、私は、やはり日本の大学を改革したいとしてまいりますには、一般的な将来の方向をみんな考えてもらいますと同時に、個々の大学の改革は、個々の大学の関係者の手によって進められていくのが一番よろうというふうに考えるのでございます。

そして、一つ一つの大学がそれぞれ特色を持って自己の大学の将来を切り開いていく、これを関係者としては、あったかい目で育てていくことが必要だというふうに考えるのでございます。したがって、日本の大学の改革につきましては、一般的な動向を各大学も十分認識をいただくと同時に、その問題点の解決にあたっては、個々の大学がその大学なりの知恵と努力をしていただく、こういうことが大切だ、その両者の努力が一致し、実ってこそ、具体的改革案になって事柄が進んでいく、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○鈴木美枝子君　話を戻してすみませんけれども、個々の大学の特徴を生かしてというならば、最も特徴的な提案をした東京教育大学の文学部長の提案したことも、「育てる」という木田局長の意見と一致しますね。いままでの大学が古いと言ってみたり、新しい、提案を出すと、取り合わないような御意見を出すし、やはり東京教育大学の移転ではなく、教育大学をつぶすことになるのですね。全大学に及ぼす影響は筑波大学の法案にあるんでしょう。

○政府委員(木田宏君)　この筑波大学の考え方は、東京教育大学が構想いたしました筑波新大学に関する基本計画案というものが中核のものの考え方になっておるわけでございます。これは東京教育大学の関係者の新しい大学へのビジョンという意味で筑波新大学をつくらしていただいております。次第でございます。これで他の大学を全部同じようなワタに入れてしまおう、こういう考えは毛頭持っておりません。それぞれの大学がそれぞれ大学の将来を考えていく、これが一番いいことだというふうに思っております。

○鈴木美枝子君　新しい大学をつくらうとした考え方の中に、その意図の中には言いませんが、考え方の中に、経済の問題があるんだと思えます。経済の問題について、経済協力開発機構という世界的な動きが出てきています。日本の代表として参加なさいました天城理事長さんにお答え

を願いたいと思います。私は、筑波大学のたたき台として受けとめましたので、ちょっとお答え願いたいと思います。

○参考人(天城勲君)　恐縮なんでしょうけれども、OECDの考え方と……御質問の趣旨がちょっとわからないんですけれども、恐縮なんですけれども、もう一べん言っていただけませんか。OECDとどういふことですか。

○鈴木美枝子君　いま、木田局長が新しい大学、多様化、大量化、このことばだけではちょっとわかりにくいものでございますから、私は、そういう新しい大学という中に現在の経済の状況が裏側にすくあるんじゃないかと思っているわけでございます。そして、そこでいつも世界に対応していくということばを年じゅう聞いておりましたので、世界に対応する中でということになりますと、この経済協力開発機構が問題に出てくるわけですね。日本側の代表として参加なさいました天城さんと西田さん、これは翻訳された本の中にございますので、それが筑波大学のたたき台になっているというふうなふうに思っております。で、参加したときのことについてお話を願いたいと思っております。それができたのはいつですか。

○参考人(天城勲君)　OECDの会議には三回は出席いたしました。いまお話の翻訳ということでお話でございます。これは日本の教育政策に関するOECDの検討会の機会、西田さんと御一緒に出ましたのはその機会でございます。で、それはたたき台という……ちょっと私、鈴木委員のおっしゃる意味がどうもまだつかめないで恐縮なんですけれども、OECDの調査団が日本に参りまして、日本の教育をいろいろな角度から調査いたしました。それをもとにOECDの加盟国でもって、これ、コンフロンテーションということばを使っておるんですけれども、お互いに日本の事例をもとにして、それぞれの国の教育問題を考える場合の討議をするという場でございます。ですから、そこでの何か特別な結論が出て、それを筑波大学の、何と言わんば、お手

本にすると、パターンにするという、そういうことではこの会議はなかったわけでございますので、むしろ、日本の教育に対して海外の人たちがどういうふうに見ているかという、いわばわれわれ被告みたいな立場でいろいろ議論した機会でございます。ですから、いまの御質問の趣旨にどうも直接お答えしかねるのは、会の性格がそういうものでございまして、このことから、ここで何か一つのパターンをつくったという会議ではございませんでした。

○鈴木美枝子君 経済協力開発機構教育政策調査団、いつも木田局長がおっしゃいます世界の経済的動きの中で、たたき台ということばがないにしましても、大きな参考資料、骨子になっているという点は言えるんじゃないか。木田さんの御発言を通してみますと、そしてその中の教育政策調査団ということになっておりまして、お二人の先生が参加している。

ちょっとこまかく伺わさせていただきます。経済協力開発機構ができましたのは何年ぐらいでございますか。

○参考人(天城勲君) 正確には、覚えておりません。OECDとなりましたのは六〇年代だと思います。その前はたしか名前が違っておりまして、大体六〇年の初めごろからではないかと、たいへん恐縮でございますが、記憶があいまいでございます。

○鈴木美枝子君 ここに調べましたのによりまして一九六一年発足となっておりますから、やや六〇年代とおっしゃいましたのは近いんじゃないか。そしてまた日本が加盟したのは、何年ぐらいでございますか。

○参考人(天城勲君) OECDそのものについてどうも知識が不十分で正確にお答えできませんが、成立してからあとでございますから、何年かあとだと思います。六三、四年のころじゃないかと思ひますけれども、これもはっきりいたしません。申しわけございません。

○鈴木美枝子君 そのときは、真剣なる討論がさ

れたと思うのです。けれども、いま年数がはつきりしないというのは、年数のことでございまして、了了承するとしても、そのメンバーはどういう国でございましたか。

○参考人(天城勲君) これはちょっと私のお答えできない問題でございます。OECDは御存じのように、経済協力開発機構でございます。経済開発が主でございますし、開業の当時はもちろん外交問題でございますから、外務省を中心に関係各省で十分御検討になったのだらうと思ひます。当時教育問題は、発足当時といひますか、日本が加盟いたしましたところは、教育問題について、文部省といたしましては関与をいたしておりません。ことばは何と申し上げてよいかわかりませんが、結果的には関与いたしていません。むしろ経済開発ということで、経済関係の官庁が中心でございました。そのうちにOECDの中で教育問題を次第に取り上げられるようになってまいりまして、文部省側も、国内において参加するようになりまして、国内において参加するようになりまして、当初の加盟のときの事情その他につきましては、外務省を中心として経済関係各省の間でいろいろ議論があったわけでございます。文部省として直接関与いたしていませんでしたし、その間の事情はつまびらかにいたしていません。

○鈴木美枝子君 天城先生は、いま文部省は関与しないというふうにおっしゃいまして、一九六四年に正式に加盟したという当時、日本代表者としてそこに参加したという、当時の天城先生は文部次官でいらつしやいますから、ですから文部省が関与しないでも、文部次官として関与されたことは文部省が関与したのだと、そしてまた西田さんは、日本代表団として加盟をなさったときには、当時は文部省の文部官房審議官でいらつしやいましたのですから、お二人の参加は文部省が参加したのだというふうに言つていいと思ひます。いかがですか。

○参考人(天城勲君) 私や西田さんがOECDの会議に出たことは事実でございます。ただ、私

ちょっとお聞き違えたのかもしれませんが、加盟当時の状況はというお話だったものですから、加盟当時は、文部省は教育関係は関与してございまして、その後OECDで教育問題が大きなテーマになってまいりまして、文部省も関与することになりまして、それ以来私のみならず関係の担当者がいろいろの機会に出席いたしております。私も先ほど申しましたように、たしか三回はちょうどボストンの関係で参加したことはございます。そういう意味で、最初の加盟のときとおっしゃったものから、加盟のときには直接関与してなかつたというのを申し上げたわけでございます。

○鈴木美枝子君 当時、文部次官でいらつしやいますね。それで、筑波大学創設準備委員でいらつしやいますね。それで、天城さんは筑波大学創設の準備委員ですね。確かにそうですね。

○参考人(天城勲君) さうでございます。

○鈴木美枝子君 そうしますと、木田局長の世界の動きというふうな関連した問題の中には、経済協力開発機構という、経済の中の教育、その問題が世界の問題になっているとも言えるわけでございます。ですから日本でもそのことがたたき台になっているのだ。ですから筑波大学、文部省の言う新しい大学のたたき台から聞いているのです。その中で、一番討論されたことはどういうことでございますか。

○参考人(天城勲君) その中でとおっしゃると、いまのコンフォウンテーション——日本の教育政策の検討会のことだと思ひますが、この場合に、初等教育から高等教育にわたつていろいろな面から議論が行なわれました。由で申し上げますと不正確な点がございまして、あるいは落とす点が起きるかもしれないが、強く印象に残つておりますのは、諸外国の人たちが日本の大学制度を見て、たいへん画一的じゃないかということ強く指摘している点は大きな印象点でございます。

○鈴木美枝子君 感動ばかりじゃなくて、論争点もあつたんだでしょうね。論争点についてのお記憶は、現在も筑波大学創設準備委員でいらつしやうから、その重要なことも、ここで発表していただきたいと思ひます。

○参考人(天城勲君) 論争点という、論争と申しますか、外国の人たちが日本の教育制度を見るわけでございますから、彼ら自身が言つております、十分、教育制度というのはその国の文化的な背景を持つているので、一観察者が十分な批判はできないけれどもという前提で言われておるわけでございます。日本の教育制度の成り立ちや、それから実情は、われわれの立場から説明いたしたし、また、現状がすべていいのだという立場で意見を申し上げたわけでは毛頭ございません。

その高等教育の画一性という問題につきましては、OECDでそういう意見が、見解が出ましたけれども、われわれとしましては、高等教育というのは前々から考へておりました点でございます。その意見はその場で述べたこともございます。ですから、現状が一番いい制度だというふうには決して申していません。

なお、OECDのお話が出たわけでございますけれども、木田局長が世界のいろんな動きということをおっしゃっているとお話でございますが、国際機構といひましてはもつとたくさんございまして、ユネスコという機関もございまして、また、OECDに限らず、いろんな国で、それぞれの国で教育改革ないしは新しい大学の試みが行なわれております。先ほどちょっと木田局長が触れられたフランスにしましても、ドイツにしましても、またアメリカ、イギリスにおきましても、いろいろ高等教育についての新しいくふうが進められております。OECDに限らず、そういうところでの新しい試みについては、できる限りその実情を調べ、検討してわれわれの参考に、当時、われわれとしてもいたしたことは事実でございます。

○鈴木美枝子君 論争点で一番日本と諸外国、まあ諸外国といえども、経済協力開発機構を中心にした教育制度調査団の中で、一番調査団と日本との基本的な対立点について、こういうふうに言っているんですけれど、人間は平等な機会を与えられ、自由な空気を吸うことによって、一人一人が他と差を越えようとする、そういう人間になれ、という信頼感である。これが調査団と日本との基本的な対立点だ、たくさんなされた討論の中で、これが一番対立点としては重要だと、私は受けとめたのです。そういう対立点が、いま先ほどの教育大学の移転問題についても出てきています。なるほど、諸外国の人々が日本の大学をそう見たんだといえるかもしれませんが、何が一対一点を持ってきたかという、ことばだけの一致点だと思ふのです。大学を「多様化」しなければならぬという表現の一致点です。内容じゃありませんね、表現では、やや一致点を持った多様化という言葉の使用法です。いままで木田局長が幾度も幾度も申している多様化だと思ふ。この「多様化」という問題の内容について申しますと、日本と調査団との対立の問題について「一人一人が他と差を越えようとする、人間になれ」という信頼感である。そのこと、いま文部省の言う多様化で得る人間と、多様化の中の一部分に人間がなるといふことは、全然違ふと、私は思ふのです。さきほどから審議してきた、東京教育大学が提案しているその問題についても、話し合うことができない問題にかかわっているのだと思ふ。このことは、世界の動きとは言えませんが、経済協力開発機構でございまして、そういう先進国——欧米も、アメリカも参加していますね。だから「多様化」といふことを簡単に私は聞かなくて、多様化された世界の機構の中に自分が対応して全部受けとめることができるかというところは、ここが調査団と日本の基本的な対立点になった。

また、調査団はこういうふうに見ている。んで、さういふ多様化とは結局、国家経済を効率化するための新しい手段にすぎないのではないかと、の疑念をかくさなかつた。これはやっぱり聞かないでお互いに話し合うということがいままの世界の状況は持っているんじゃないかというふうに思ふんです。ですから、たびたび申し上げますけれども、話す、話すということが一般的なことでなくて、専門家同士がお互いに話し合うというところは重要な事です。そのことについて、木田局長、お答えください。

○政府委員(木田宏君) 多様化というのは、個々の大学の個性を生かすことだといふふうに考えます。でございまして、多様化というのは、決してそれぞれの存在を無視するということではなくて、むしろ逆にそれぞれの大学の特質を生かしていく、また、学生の側から見れば、いろんな学生の要請に対応する多様な教育を与え得る可能性を見出していくということにございまして、私は大学制度として考えてみまして、また、大学の教育・研究の内容という面から考えてみましても、多様化ということがOECD教育調査団の関係者も指摘されたように、わが国の大学制度の場合に今後考えていくべき重要な方向ではないか、それはむしろ大学や学生や教員の個性を伸ばしていくということにつながっていく、このように理解をしたいと思います。

○鈴木美枝子君 西田さんと天城先生もお忙しいようですけれど、これだけ、聞いていただきたいと思います。

先ほどから申し上げているように、経済協力開発教育調査団、なぜ教育の調査団をつくらなきゃならなかつたかという、そういう世界の動きの中に、経済の、それが経済のほうに多様な問題が出てきたというところが言えると思うんです。その関係者全員の一致点、日本では問題が違いますが、一致点を持ったことは、教育はもっぱら経済成長の手段と見なされるべきものではない。教育団ができたのは、そういう世界の経済の動き、開発というところは使っていますけれども、開発しな

きやならないという動きの中で教育をもう一回調べる直そうという、そういう問題が、さっき単語でいいましたら「大衆化」とか、「多様化」というふうに出てきたのであって、内容の本質は世界の——世界のといえどもヨーロッパ、アメリカで、その調査団が一致点をもって発表されたことは、「教育はもっぱら経済成長の手段とみなされるべきものではなく、量的進歩を通じて、社会と人間の諸関係に衝撃を与えている人間のいろいろの願望を高めるべきものである。これ、衝撃を与えている」といふことは、科学時代だとか——木田局長は世界の動きをそういうふうにおっしゃいますけれど、調査団は多様化された経済の動きの中で、「より深い人間を」と言い切っているのだと思ふ。——木田局長がいつもおっしゃっている、世界の動きがとかは聞いていますが、経済成長の手段と見られるべきものではないのだと。世界の専門家たちが、世界の教授たちが、経済協力開発機構の中で、教育政策をもう一回考え直したいというのが調査団の問題点だと思ふのです。簡単に新しい大学をつくるのが目的ではないのです。私は、現代において歴史的にとらえ、一九六一年に発足した経済協力開発機構における教育調査団の日本の大学における教育の意味を正しく受け取るのです。そのことを新しい大学に対して討論した結果、ほんとうに筑波大学の中へお持ち込みになりましたでしょうか。天城先生に伺います。

○参考人(天城勲君) OECDのお話が出たわけにございまして、私も、若干お答えの中で、それに触れさせていただきまして、OECDの六〇年代から七〇年代にかけてのものの方というものは、確かに変わってきております。本来、経済開発機構でございまして、教育問題にだんだん力を入れてきたといふことも大きな変化がございまして、特に、六〇年代の終わりのころから七〇年代にかけて、いま御指摘になりましたような認識は、われわれもOECDの加盟国の一つでございまして、われわれも一緒に参加しながらま

にそういう考え方をお互いに確認し合つたのでございまして。OECD自身として、経済との関係における教育の見方というものは経済機構なりにございまして、教育問題を単に経済開発の手段としてだけ考えるという考え方はいけないんだという認識は特に最近強くなつてきておる、御指摘のとおりでございまして。

まあ、筑波大学の問題とそれとをすぐ直結して結びつけて議論して、ここがこうだといふことはなかなか申しかねると思ふんですけども、やはり中教審において今後の教育、学校制度をどう考えるかという御検討の中でも、委員の方々全体の中で、教育が経済開発の手段だといふような認識を持つていらっしゃる方おられますんで、やはり教育は人間というものを中心に考えるんだという認識は強く流れておった思想でございまして。

むしろ、西田さんとOECDの会議に出ましたときに、実は、そのいまのお話は、先ほど来申し上げた日本の教育調査の結果の検討の会議ではございまして、もう一つ別の会議がございまして、七〇年代の教育政策をどう考えるかという会議の場面だったと思ふ。むしろ、私たちがやはりそういう認識でこの会議に出まして、西田さんと、先進国みな同じような考え方を始めたじゃないか、過去の歩んできた教育制度の道は国によってかなり違ふけれども、OECD加盟国に限って見た場合にも、いわゆる工業先進国が当面している問題というのは非常にみんな似てくるじゃないか、当面している課題もほとんど同じじゃないか、というところを、その場で話し合ったこともあります。痛切に感じました。やはり教育については、どの国でも、基本的に考えていることは非常に似ていると、こう思ふ。ですから、そういう考え方は、何もOECDで初めてわれわれが発見してきたというわけではございまして、日本も、いままで歩んできた道から、特に六〇年代のたいへん急激な社会変化や経済成長の中であらためて感じとった人間の教育という問題を、中教審の議論の中でも十分戦わされたら、こういうふう

感じております。

○鈴木美枝子君 諸外国も悩んでいるということは、経済のそういう機構の問題の中で行き詰まった人間をどういうふうに関係しようかというようなことでは悩んでいるでしょう。が、ここにあります。パリで開かれた同会議、一九七〇年十一月のバリで開かれた同会議、先生方二人が参加していらっしやいまして、そうして、先ほど申しました、これは集約して申し上げたように、調査団、日本の全体の教育に対しての問題について見解を明らかにし要約されたことを読みました。

「天城氏が冒頭意見で出した論点にならって言えば、これまでの討議で明らかになった意見の相違」——相違というふうな問題で、諸外国、つまり調査団。一国と一国じゃございません。いま、天城さんが同じだと言ったことから、私はひっくり返す意味じゃなくて、民主主義の相違があるんだ。日本の国とヨーロッパとアメリカの相違があるんじゃないか、民主主義の相違があるんだという点について、私はこのところを抜粋して読ましていただきたいと思います。

「日本社会と調査団のメンバーが育った社会との相違は反映しているといえるのではなからうか。欧米諸国では、国家は教育をコントロールする時期を失したのである。そのため、国家は、主として国家権力と個人の福祉とをいづつでも均衡させるための調整機能を果たすことになった。ところが日本では、国家が最初から自分の手で教育制度を創設し、その発展を指導してきた。しかも国家の発展、つまり権力の伸長をはかり、国際舞台で国家的繁栄を披露することが、何よりも優先すべき目的とされているのである。」——これが調査団の意見です。会議が幾度かありましたが、要約された中で民主主義の違いの方だと思いが、です。で、私は文部省に民主主義を要求したいのです。世界のレベルに合わせた民主主義を要求しているんです。

だから東教大学の移転の問題でも、その教育の

提案を取り上げることは民主主義として当然なことです。教授の方は専門家だと思いが、そして文部省はコントロールできる立場。コントロールできる立場と教授の専門家の方たちが話し合いをしてくださいと、言わなければならぬ立場を私は民主主義とは思いません。民主主義の結論を申し上げたんじゃない。民主主義の第一歩を申し上げることによって、日本の民主主義に力をかけたい。こうじゃありませんか。平和憲法を守って、こうじゃありませんか。ただ守るだけじゃない。守るなんて悲観的な言い方じゃなくて、みがきをかけて民主主義を発展させていこうじゃありませんか。この提案は、東京教育大学の専門家である教授の方たちの意見をどう受けとめるかが民主主義にかかわっているんだと、そういうことを私は申し上げたんでございます。

木田局長の教育をコントロールする立場と専門の方たちの立場とのコミュニケーションさえできないのですか。

この調査団では、コミュニケーションの段階以前のところは日本の問題があるんだというふうに指摘しているところもござります。その点について木田局長どうぞ。

○政府委員(木田宏君) 私ども文部省におります者が、特に大学行政につきましても、大学をコントロールするなどという考え方は持っておりません。ただ、国立の大学につきましても、国立の大学は国の予算で整備される、またその基本につきましても、設置、廃止等について国会の御審議を賜わって法律でできるといってまえていって、おられます関係上、私どもは、国立大学側のいろいろな要請を文部省としてこれを受けとめまして、国会の御審議をいただくというふうな立場で必要なお世話をしております。また、その観点から政府機関として、わが国の大学の将来の発展をどのように進めていくかという点については責任を負わされておるというふうに考えておるのでございます。

しかし、大学はあくまでも大学の自治というこ

とはもござりますように、教育研究につきましても自主的に大学人の手によって事が進んでいくというところでなければならぬというふうに私も十分理解をいたしておるつもりでございます。ただ、いまいろいろとOECDの教育調査団の報告書とも兼ねて御指摘がございましたが、その大学関係者それから文部省のわれわれ世話しておる者との間に十分な意思の疎通に足りない点があるのではないかと、いったような、こういう点があるのではないかと、これは私も、十分今後の反省として一段心得ていかなければならぬ点だというふうに思っております。日本の大学のお世話をし、大学の将来の発展を願って国会でもこういうふうな御審議をいただきます立場に立つておるその世話役のわれわれが大学関係者と十分気心をあわせることができれば、日本の大学をいい大学に育てていく、持ち上げていくということはできないことではございませんから、御指摘がありました点等をわれわれとしては大学関係者の意向を十分くみ、また私どもが国の全体の姿から見て、こういう大学というものをどうするかというふうに呼びかけていける、こうした、卑近なことばになりますけれども、意思の疎通を潤達明瞭ならしめていくということは心がけていく必要があろうと強く感じております。

○鈴木美枝子君 天城先生も西田先生も、お忙しいようでございますので、いま先ほど時間がすぎましたらお帰りにしたいようにおっしゃいましたので——現在も筑波大学創設準備委員でいらっしやいますね。でしたら、私、天城先生にも、このいまの経済的な世界的状況の中で、だからこそ教育を再検討しなければならぬという世界の動きがある中で、東京教育大学の先ほど提案いたしました問題も話し合っていたらいいかと私は思うのです。「コントロール」ということばを使いましたけれど、西田さんも、そういう点についてお願いしたいのは、さっき要約して言いました、「国家の発展、つまり権力の伸長をはかり、国際舞台で国

家的繁栄を披露することが何よりも優先すべき目的」とされているように感じた」という日本の状態がいろいろな細分化したところで、私たちがさへも感じることでござります。専門家である諸外国の。諸外国といえはフランス、イギリス、アメリカ、もつと他の国も参加しております。ここに書かれておる問題をもう一べん検討するということが私は民主主義の——ヨーロッパの民主主義は違うということとはわかっておりますけれども、「多様化」ということばだけで済ます、「大衆化」ということばだけで済ますのではなくお願いしたいというふうにも思っております。東京教育大学の問題についても、文部省、そして大臣は検討していただきたいと思います。

お忙しいようでございますから、お二人の先生には一言ずつそのことについて御発言を願って、退席していただきますよう。

○政府委員(西田久夫君) ただいま鈴木委員が御引用になりましたのは、この報告書の中の討論の全体の流れをOECDの事務局が総括いたしましたところの文章だと存じます。ただ、ただいま引用されました「国家の発展、つまり、権力の伸長をはかり」と云々というところの文章は、実は、この全体の文脈を知らないと、さういふふうな教育の発展の過去の歴史の違いというものを説明いたしました。そして、向こうの人がそれを要約して、少なくとも戦前においてはさういふ意味で「国家の発展」というものが何よりも優先される目標とされた。そのあとに、さういふように、「教育の世界でもその戦前の伝統が全面的に否定されて、一部の人はその国家権力に敵意をいだくようになった」と、こういうふうな流れが書いてございまして、わが国における教育行政の中で、国家権力とか行政というものを対していかんしばしは問題が起るかという歴史的背景を説明したものを要約された部分でございまして、ただいまのところは、要するに、その戦前の一つの趨勢を要約した文章でございまして、さういふ国家の発展

のために、が優先される目的というものが現在の日本の教育政策の性格だという表現では全然「ございせん」ので、この点はひとつ御了承いただきだいたいと思います。

○鈴木美枝子君　でも、要約された中で、集約されてそういうふうにならざるを得ないので、文章の流れの中の一つというふうな心情的な言い方ではヨーロッパの人たちにはないと思うんですね。ヨーロッパの人たちは、そういう心情的に無責任なことばにおいて問題を出してこないんだと、私は思っております。それは民主主義の点についてです。ならば、ここでも、一番最初に言われましてそこをちょっと読み上げさせていただきます。

「すべてのレベルの意思決定に代表されねばならない。たとえば、大学評議会に学生は加わるべきである。学生がどれだけの比重を占めるべきかの決定は大学にまかせ、まずその実験を奨励する必要がある。重要なのはまずゼロから一定数の代表を送る方向に一步を踏み出し、意見を交換し意思決定に参加する方式をとにかくつくることだ。思い切った方式を打ち出すということなんだ」そういうものをつくり出すのは、あとの問題だという提起をしながらここで語っているのをごさいます。「代表は各構成部分から構成員自身の手で選出されねばならない。すなわち助教授は助教授を自分たちの代表として選び、学生は学生を選ぶ。学生の代表とは、実は学生の意見を採り当てる……」これは翻訳の形だから「発見できる」とも言えるわけですけど、学生の意見を発見できる「ような助教授であつたり助教授の代表が教授であつたりしてはならないのだこの原則はすべてのレベルに適用されるべきである。このことは、また彼等があくまで代表者であるからなんである。」「学生のことをこういふに言っているわけなんだから、さいますね。そして、それらのことをまた集約すると、「基本的な人間の教育的権利であるという一般原則の実現を目指す」といふ言わざるを得ないほど、世界の経済機構がたいへんだという中で討論されたんだと、私は思っているのです。「一つの努

力を表わしているこの基本的な権利は学生にも完全に認められるべきであり、また、大学のさまざまな構成部分はその選挙によって選ばれ、それ、そのことは絶えず十分なる討論をなされなければならぬ」といふふうにも言っているのです。そして、天城先生が発言なさいましたように、各代表団の中の各国の人がそれぞれ発言している中で、また日本に対してはこう言っております。これはエドガー・フォール氏でございます。日本は一つの独特な経済組織を持っている。封建的な形を持つ資本主義に結びつけられた。専制主義を清算しながらも個人の自由は依然として抑圧するという封建主義に感じられる。」という一言もあるわけですね。これは一つの文章の流れ方じゃないと私は思うのです。民主的という視点からいえば、日本は八〇%が高校レベルの教育を終了するし、大学レベルに籍を置く学生の比重もずば抜けて高い。しかし、これは高等教育を量的にむやみにふやした結果にすぎないのである。実情は、財力の乏しい親たちが子供の教育のためにたいへん犠牲をしいられていのである。これは一般的には予算の問題であり、また政治の問題ではあるが、この教育民主化は、さらに第三の人間開発に結びついている。人間開発のための教育は、一番目にあげる教育の機能性とは全く別のもので、むしろ、対照的なものとしてしばしば誤解されてきた。職業訓練のたぐいとも考えられてきた。この種の誤解は、日本ではかなり広く行きわたっているようだ。」「こういふ言い方をしております。」「しかし人間として十分に開発されたものだけが、その職業でも能率よく、柔軟性にとんだ仕事をするようになる。文学、科学にわたる幅広い教養をもつものだけが、経済的にも有能であり、かつ民主的な人間になりうるのである。」「この発言は、フランスのエドガー・フォール氏が言っております。このことについて木田さんお答え願います。文学、科学にわたる開発された教養ある者が経済的にも有能であるということに対してです。

○参考人(天城勲君)　ちょっと私一言、その前に力を表わしているこの基本的な権利は学生にも完全に認められるべきであり、また、大学のさまざまな構成部分はその選挙によって選ばれ、それ、そのことは絶えず十分なる討論をなされなければならぬ」といふふうにも言っているのです。そして、天城先生が発言なさいましたように、各代表団の中の各国の人がそれぞれ発言している中で、また日本に対してはこう言っております。これはエドガー・フォール氏でございます。日本は一つの独特な経済組織を持っている。封建的な形を持つ資本主義に結びつけられた。専制主義を清算しながらも個人の自由は依然として抑圧するという封建主義に感じられる。」という一言もあるわけですね。これは一つの文章の流れ方じゃないと私は思うのです。民主的という視点からいえば、日本は八〇%が高校レベルの教育を終了するし、大学レベルに籍を置く学生の比重もずば抜けて高い。しかし、これは高等教育を量的にむやみにふやした結果にすぎないのである。実情は、財力の乏しい親たちが子供の教育のためにたいへん犠牲をしいられていのである。これは一般的には予算の問題であり、また政治の問題ではあるが、この教育民主化は、さらに第三の人間開発に結びついている。人間開発のための教育は、一番目にあげる教育の機能性とは全く別のもので、むしろ、対照的なものとしてしばしば誤解されてきた。職業訓練のたぐいとも考えられてきた。この種の誤解は、日本ではかなり広く行きわたっているようだ。」「こういふ言い方をしております。」「しかし人間として十分に開発されたものだけが、その職業でも能率よく、柔軟性にとんだ仕事をするようになる。文学、科学にわたる幅広い教養をもつものだけが、経済的にも有能であり、かつ民主的な人間になりうるのである。」「この発言は、フランスのエドガー・フォール氏が言っております。このことについて木田さんお答え願います。文学、科学にわたる開発された教養ある者が経済的にも有能であるということに対してです。

お答えさせていただきます。

ちょうど西田さんがこの本を持っておられたのでいまお借りしたんですけれども、このOECD調査団報告書の中で、いま私、お話ししたところのごとく正確にページ数を追えなかったんですけど、これも、エドガー・フォールのお話が出ましたが、ここにございまして、イギリスのドーアとそれからフランスのフォール、それからこれはノルウェーでしたかのガルツング、この三人の個人の補論というのが、ここに載っております。これはおそろく、いまエドガー・フォールさんのお話をされたのはこの部分じゃないかと思っておりますけれども、これは調査団の意見でもないし、個々の会議でも検討されたわけじゃなくて、全体として、せっかく日本に来ていろいろ見たんだから、個人の意見をあとで加えるという形で述べられた部分だと私は思っております。調査団として出た問題は、質問それから応答要約という形で出てくる部分だと思っております。それだけちょっとお答えさせていただきます。

それから、いまのお話は、まさにフォールの個人の意見として私も個人的にもそういう意見は聞いたことございまして、たしかここにも彼の個人寄稿の論文の中にそのことが入っているんじゃないか、こう思っております。それだけのことを申し上げておきます。

○政府委員(木田宏君)　いま御指摘になりました最後のところは非常に印象的でございます。文学、科学に幅広い教養のある者、これが教育を考えるときに大事なことであるという趣旨のフォールの最後の御見解は、今後の高等教育を考えたいきます場合に非常に大事なことで、筑波大学につきましてもまさにそういうことを教育内容として考えておるというふうに感じております。

○鈴木美枝子君　天城さん、西田さん、先ほどお忙しいということをお聞きしたのでどうぞ退席してください。

先ほど、文学、科学にわたる幅広い教養を持つ

者だけが、そのあとの教育に深いのだというのはなく、経済的にも有能であるということなんです。いま木田さんたちがお考えになられている経済的な問題の経済開発という世界の流れの中での問題を絶えず絶えず同じように繰り返しておつたままです。特にここを私は念を押して申し上げたいのです。東京教育大学の先ほど提案いたしましたことを土台にして、筑波大学に移転したあとに大塚の地に東京教育大学を残したらよいと思っております。

○政府委員(木田宏君)　いま御指摘がございましたように、文学、科学に幅広い教養を身につけた者が、これが経済社会においても能力が高いという指摘、これはやはり考えていかなければならぬことばだと思っております。ですから、何か狭い意味での経済のためである特定の領域のことを考えるということではなくて、社会人として経済的にも有能だということの意味は、これはやはり幅広い教養を身につけた若人であるべきである、こういう見解だと思っております。私も、そのことは大事なことでございまして、私どもも、そのことは大事なことだというふうに考えております。

○鈴木美枝子君　いま、文学、科学は経済とたいへんかわりある問題がフォールさんから出されましたので、この間うちから文学部に対しての問題も出てまいりましたけれども、文学に対する軽視みたいなものを感じるわけなんです。ございまして、それに関連する問題としてこの間の川端康成先生の文学者の死についても、ここでもっと一言申し上げておきたいのをごさいます。私は川端康成先生を十六歳のときから知っておりまして、で、どういふ形でなくなったかということもよくわかっております。国際ペン大会を日本でやるにつれてお金も足りなかった。なるほど経済と文学も大いにかかわってくるのだということを証明したひとつの姿でございました。私がそのことを前高泉文部大臣に伺いました。文化国家とか、教育の問題とかいっておるけれども、どうしてあの作家はなくなったのか、私の質問に対しては、「一週間前に手紙をいただいた、その手紙の内容は、

国際ペン大会を日本でやるけれどもお金が足りない、一億円は集まったらけれども五千万円足りない、五千万円のお金を借してください。そうしてまた、その税金をただにしてください。そういう手紙をもらいました。それに対して御返事をしないで申しわけございませんでした」という答弁をいただきました。いまの日本の社会にいま指摘されたような問題があるのだということを、私は代表的に表現したのが川端康成先生の自殺だと思うのです。私、個人的によく存じ上げた上で申し上げておるのでございます。川端康成先生は国際ペン大会を日本で開くにあたって金がなくて自殺しました。ここで言われているのは、文学や科学がそれらの教養が経済的に最も有能であるということが言えるんだ。そういうことに対して木田さんはどうお考えでございますか。

○政府委員(木田宏君) いまさきの御発言、私の記憶に間違いがなければ、経済的にも有能だというように指摘したかと思うのでございます。文学と科学を幅広く身につければ経済にだけ有能だ、という表現はなかったかと思うのでございます。経済的にも有能な人間は人間として非常に高度の教養を身につけた人、これがあらゆる領域について有能であるという御指摘はまさにそのとおりであろうかと思ひます。川端さんとの御関係の御発言もございましたけれども、私もやはりこれからの多元的な社会の中で幅広い教養を身につけた若人の教育、こういう一面を考えておかなければならぬまいというふうに思ひます。

○鈴木美枝子君 調査団のセテ教授は、こういうことを言っているのですね。「中央教育審議会が困難に直面しているとしたら、それは権力の中央集権化の当然の帰着である。」と言っているんです。「権力の分散が行なわれぬ限り」——権力の分散化、これは決してあるわけではございませんけれども、「それぞれの人に権限を与えない限り、こういうふうにして済むことができないではないか。異なる集団が教育改革について建設的な対話を持つ見通しはまずあり得ないだろう。」中央集権化に帰着してしま

ったら建設的対話を持つ見通しはまずあり得ないだろう。その意味では、権力と権威の分散こそ第一の条件である。その権力と権威の分散というようなことを筑波大学の表向きのあり方として出していると思ひます。だけれどもコミュニケーションは次の問題なんだ、こう言っているんですね。私はこれを言わしめたのは、中央教育審議会が困難に直面して、それは権力の中央集権化を持ったから当然困難になるだろうし、それから権力の分散が行なわれぬ限り、権力が分散され、そして、それぞれの責任においてやるということにならない限り、対話をするのもできないのじゃないか。その問題については、どうでございましょうか。

○政府委員(木田宏君) これは、国柄の違いによるところもございませうけれども、先ほど来お答え申し上げましたとおり国立大学につきましては、国の学校として法律での御審議、国会での予算の御審議というものをいただいております。その意味では、国立大学に關しましてそこで言われておるような権力の集中化ということは一応行なわれておると思ひます。しかし、私、先ほどお答えも申し上げましたように、この運営の面につきましては、できるだけ分散化を考えて、個々の大学のそれぞれの特性を生かすという方向で私も世話をしたい、という考え方をとりたいと、また、そうでなければそれぞれの大学の考え方を生かしていくということもできないであらう、こう申し上げました。筑波につきまして、まさにそのとおりと考えておるわけではございまして、東京教育大学が、こういう大学を将来自分の大学として考えたいというその見解を教育大学のものとして育てていく、それに対応していく、こうした分散的な考え方をとおる次第でございませう。

○鈴木美枝子君 先ほど申し上げましたのは、中央教育審議会が困難に直面するのは権力の中央集権化が当然の帰着している、原因があるのだと、こう言っているのです。ですから、筑波大学の問題でなおかつそれをしようとしているのじゃない

いんですか。
○政府委員(木田宏君) 権力の集中化によつてものを一面的に処理しようとしたとしますと非常に困難に伴うということは私も十分理解をいたします。また、それは用心をしなければならぬことがあろうかと思ひます。ですから、先ほど来お答え申し上げておりますように、同じ国立大学で同じように文部省がすべてにわたつて世話をしております大学につきましても、個々の大学の自発的な考え方というものをそれぞれに大事にしていく。そして個別に關係者が積極的な改革意見を持ち出してくるようになる、こういう方策をとりたいというふうに考え、また、そのように筑波につきましても御提案を申し上げておるわけではございませう。

○鈴木美枝子君 いまの御提案を、たびたび伺っておりますけれども、東京教育大学文学部教授の提案された問題の中にも適用させていただきたいと思ひます。そして、デビッド氏はなおかつ続けた言っております。「教育はきわめて複雑な過程である。知識伝達の技術面を論じているうちに、中心の課題が見失われることが少なくない。」よく知識や技術ということばをここで私は百万だら聞きます。そういうことによつて、中心的というのは、人間の根本的なものが見失われることが少なくない。特に日本のように技術面ですぐれた国にとつてもそれは指摘せざるを得ない。「教育政策のうちで、知識伝達の技術的な問題の方が、制度が生徒の人間性に及ぼす影響のような根本問題よりも重視される傾向がある。幼稚園の段階ですら知識の注入が大いに強調される。これは日本の子どもたちが教育面で受けている圧力のほんの一面にすぎない。生徒が多くなるにつれ、この圧力はますます強くなる。こうした圧力は軽減されるべきだというのが、調査団の見解であった。そうなれば、生徒たちはそれぞれ自分なりの学習方法を考へ出し、活発な社会活動を通じてコミュニケーションの能力や集団的な意志決定の能力を身につけていく段階なんだ」と。「たがいに相手から学び

合うようになるだろう。効果はすぐにはあらわれないかもしれない。しかし長い目でみれば、現在ではほとんど打開しがたくみえる社会的なコミュニケーションの問題に、将来の世代の人たちが克服していく一助となるだろう。」こういうふうにデビッド氏は言っているのです。で、こういうことがいままでの教育大学、筑波の移転の問題に行なわれているということは絶対に思ひえないというところが、私が午前中から質問した問題なんでございませう。そのことについて、もう一度民主主義についてみがきをかけていくという段階においてもお話し合いをしていただきたいと思います。

○政府委員(木田宏君) 筑波大学で御提案を申し上げております従来の学部によらない学群、学系という新しい教育と新しい研究のシステムを考へる、これはこれまで御説明をいたしてまいりましたが、東京教育大学が筑波新大学のビジョンという形で構想されたものでございまして、ここに一番早く芽ばえてきたものでございませう。教育大学以外のものでございませう。そういう構想を教育大学に持ち込んで教育大学をしてつくらしめたというものはございませう。それだけに東京教育大学が、従来の教育・研究のシステムに対して、みずから自発的にこうした新しい構想をお立てになつた、それを私も生かしていく、受け入れてそれを實現さしていく、これが国立大学をお世話する私どもの責務だというふうに思つておるわけではございませう。でございませうから、いまの御指摘になりました御意見に沿つて、私も、教育大学の自主的な活動、考え方というものを取り入れていきたいというふうに思つておるわけではございませう。

○鈴木美枝子君 まだ次回も私は質問しますけれども、この調査団の中で、企業との問題を二言三言言っています。大学と企業との関係の緊密化が提案された。それはもちろん経済開発の中のそれで戦う人間の教育の問題を調査しているんです。教育は経済発展の手段にせよ、資本主義的生産のためのみに仕えるものではない。大学と企業と協力關係

の推進のための機構、経済者と労働組合の指導者も含めるべきだと提案したい、これが世界の調査団の学生の問題を就職させる大学の全体の問題としての提案でした。

○政府委員(木田宏君) 申し上げるまでもございませんが、欧米の大学は、その管理機関の中に学外の人がたくさん入っておられるわけでございます。経営者もおられれば、それから地域の行政当局の関係者も入っておる。いろいろな労働者の代表の方も入っておる。特にソ連においてはそうでございます。そういう関係者が大学の責任あるいは管理機関として参画をしておられる。大学は、そういう関係者の意見を取り入れることによって地域の社会、生産活動との関連ということも考慮された運営、教育・研究の活動がなされておる。これがヨーロッパやアメリカにおきます大学の運営の実態であるというふうに私も考えております。わが国の大学は、今日その段階まではまだ至っておりません。しかし、筑波大学におきましては、大学が広く地域社会の関係者の意見を取り入れるという方向を打ち出しまして、参事会という組織を設け、関係者の意向を大学がみずから聞くこと、耳を傾けておるのでございまして、そういう意味でも、筑波大学につきましては、従来、日本の大学にない新たな方向が出ておるというふうに考えております。

○鈴木美枝子君 いままで東京教育大学に対する問題のとらえ方、それから東京教育大学が希望した要求、その他の話し合いなくしては、新しい筑波大学ができるとは、私は思うことができません。

終わります。

○小林武君 初めに委員長に申し上げておきますけれども、この前委員長はお願いしますから長くやってくれというようなことを、それはよくここで言おうというつもりはなかったんです。なかったけれども、けさ国会対策委員会をやったら、ぼくのほうの会長からの報告として、文教委員長並びにまああれでしようない、いま問題になっている、

問題の法案を持っている委員会の理事並びに委員長という方々のお話ですという、社会党は審議を引き延ばすために審議をサポートしておると、まあ言ってみればね。そういう話があったという報告があったわけですね。たまたま私はこの間あなたから、五時半にやめたら、もう少しやらぬのか、やってくれ、お願いいたしますと、こういうお話でした。そうしたら、それぞれの委員から、いかにも何か審議をことさら引き延ばしという、か、あとに延ばすために、そういうことをやっているというふうにとられた。たしか補理事は、その中には審議を一体サポートしているというふうな意味の発言もあった。あとであなた、そんなこと言わないと言ったけれども、あれそういうことは間違いない。うちの理事も聞いている、ちゃんとね。だから、ぼくはそういうことはいまでもあなたお持ちになっているのかどうか。そういうことはやめてもらいたい、そういう報告は。そういう報告をやった社会党や、それからまあ野党ひっくり返るからというふうな言い分を出して、社会党や野党全体に対して、どんな審議のしかたをしても、どんな運営のしかたにしても、委員長の言っていることは、やったことは正しいというふうなことの印象をばらまくというのであれば、私はきわめて心外だと思ふ。そういうことをあなた報告なさったかならないか。私のほうの会長並びに国対委員長は、これは事実ないことをわれわれに言ったものかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思ふ。

○委員長(永野鎮雄君) いま小林委員のおっしゃったことは、私が議長に対して野党の委員が審議を引き延ばしをやっておる、こういうふうな言い方を議長にしたというふうな御意見……。○小林武君 そう、そのとおり。○委員長(永野鎮雄君) それは全く違う。○小林武君 違う……。○委員長(永野鎮雄君) そんなことを言ったことは絶対ない。引き延ばしをしておるとかいいうよう

なことは一言も言ったことはないですよ。だれがそれ言ったの……。○小林武君 いま言うたじゃない。ぼくのほうの……。

○委員長(永野鎮雄君) だれか言ったの。

○小林武君 だから、言うたから、そのとおり聞いていよう。何だ、あなたは一体ぼくの言うことをよう聞いとらんね。それはぼくのほうの国対委員長並びに会長が議長のところへ行って、議長からそう言われた。だからね、どういう事実があったのかというのを理事に聞かれています。だから、私はその報告というのは、理事並びに各委員長からそういう、各というのは全部の委員会のあれじゃないけど、そうすれば、文教とか、あるいは防衛とか、あるいは……。○委員長(永野鎮雄君) わかりました。

○小林武君 いや、わかりましたじゃないんだ、言わなきゃだめだ、あなたときどき忘れるから。そういう事実があったのかどうか聞いているんです。

○委員長(永野鎮雄君) わかりました。それはさっきお答えしたように、客観的な事実を報告をしたんですよ。審議の時間数とか、それから、ここでそういうことを言いつつとなんです、理事会でいろいろ話を合したことを土台にして、現実に委員会の審議の状況はこういうことであります、これから先の何が、質疑者がどれだけあるか、具体的に私のほうとしてもはつきりしないし、推測すれば前の、延長国会される前に、宮之原理事からその当時は九人、そして一人当たり十時間ずつ、そういう申し入れがあったという現実の話があったし、その後どうなっているか、はつきりしたことはわかりかねるけれども、これは理事会の話をここのでしよれば時間とるけれども、大体そういう線は変わらぬだろうが、それは個人にとつての時間は少々出入りはあるけれどもというように話であつた。そうすると、そういうことを考えると、しかも、こんなことをここので言うたら時間とつてしよるが、そういう客観的な事実を

報告して、委員長としては非常に苦慮しておるのだ、こういうことを報告しただけのことです。

○小林武君 それじゃ、確認しておくけれども、あなたは目下質疑の進行状態はこうで、まだ質疑を終わらない者はかくあるという状況を報告した、そういうことだね。

○委員長(永野鎮雄君) そう。

○小林武君 そうすると、これは議長がうそを言ったか、あるいはわがほうの国対委員長並びに会長がうそを言ったかということになるわけだけれども、これは各野党も聞いているだろうと思うが、あまりいいことは報告してないだろうと思うのだけれどもね。これはまあしかしぼくのほうはあなたとここで論争したつてしょうがない。私のほうとしては、委員長はそういうことを言っておらぬ、理事も言っておらぬ、事実こういうふうになつておつた、こういうあとに何人残つておつた、ただぼくはそのときにびんときたのは、この間、あなたが言うておつたよね、それぞれのなかなか意見があつたでしょう、だからぼくはああそういうことを言うてののかなと思つた、そういうことだということ、これはあなた、間違っているのじゃないか、まあかりに何人残つていようが、これはもうルールとしては、これは時間が切れたらあなたのほうではどうにもならぬのですよ。そうでしょう、それはけしからぬということではないわけだ。そうでしょう。野球で九回野球やるというの、これはもうあたりまえでね、同点でなければ九回で終わりになっちゃう。十回やれば勝てるのだけれども、十回やらしてくれといつたところ、そんなことはルールの上でないわけだから、そういう観点からあなたがおっしゃるならばこれはやはり誤りだ、百三十日も会期延長やっているのですからね。ただし、ぼくらはそういうことをここのでかれこれ言うわけじゃないわけだ。できるだけの協力するところはして、何のためにするかといつたら、上げるためにするわけじゃない。徹底的にこの問題で討論して、各委員がそれぞれ自分の持っている考え方を述べ

て、そして与党の皆さんやあるいは政府の当局がこれに対して、この法律案に対してどういふ判断をするべきだというようなことを、うまく紳士的にいえばそういうことになるわけだね、ルールの上からいけばそういうことになる。いやそうじゃない、新考案でやろうかということなら、これはまた別になる。しかしわれわれとしてはそういうことを言っている。だからその点は、ひとつぼくは聞いたことをそのまま言ったのだけれども、あなたのほうで何かあればまたあったら、理事会でよく話して、ぼくがあまり言う言っているとは言わぬだろうから、そのとおり聞いたわけだから、けさみんねでね。

それで、私の質問に入ります。

その前に、ちょっと先ほど来の二、三の点について考えたことがございますから申し上げますけれども、大学をコントロールするなんというものは、あなた側からいえば、コントロールするところはない、法に従ってやっていますとこう言う。しかし、その法がコントロールするようにできておれば、コントロールすることになるでしょう。法によってやっておりますという言ひ方は、大臣も言う。そういう法律を押し切つて戦後ずっとやってきたということは間違いな

い。そのことは、この間も若干述べた。だからここではひとつこれから進めていく上において、また出るかもしれないけれども、それは述べません。しかし、きょうの新聞にやっぱりそれに関連して重大なことがあります。これは朝日の社説を見ると、これは文部省に団体交渉に——あなたのほうは団体交渉なんというのはいやがるかもしれないけれども、日教組側から行った、あなたのほうではそれに対してもの別れになるような状況であつたというのを聞きました。しかし、日教組が会うとか会わぬとかというようにことごとくでもがたがたやっているのはおかしいというようになことをきょうは朝日に書いていますわね。ちゃんと日教組を認めて、交渉の相手としてやるよう

なやり方にしたらいけないかということを書いてありますね。その中にたとえば、中教審のこゝだと思つたが——ちょっと早く、ばつと見てきたら、中教審の中に日教組の代表を、まあ日教組側もそういう発言をしないし、文部省も入れないのはおかしいということを書いてある。これは、ここに宮之原理事のけれども、ぼくら当初大まじめになって、それはやっぱり日本教職員組合という組合の中から代表者を入れるべきだ、こう言つた。ところが何ほ言うてもそれを聞かないのです。その言ひ分は何かという、日教組というのは、そういう代表を送る団体として認めない、こう言う。それじゃ、一体あの中

教審の委員の中にいる財界代表はどういうことになるかとぼくは聞いたことがある。財界なんというものは認めない、という。ないんだと、こう言う。こんなことを言うのは実にどうも、たとえば経団連とか、経済同友会とか、いろんなあれがある。財界というのは日本の国を引きずり回すほどの大きなあれだ。そういうあれに対して、大臣が、これは財界の代表じゃないと、こう言う。人格高潔な個人を入れたと。人格高潔かどうかはよくわからないけれども、まあ、ここでよい時間をとりたくないから言わないけれども、私は、一回から十回までの中教審のあれ見ているけれども、これなんか見ればもう歴然たる事実だ。だから私は、そういう点において、あんまりえこじになって、あるいは古い考え方に立って、文部省が言うということを、きょうは朝日の社説が書いてある。もつともよくいふことをうまいかないうようにやっているんだ、そういうふうに見られると思う。

もう一つは、あんまりコントロールし過ぎるものだからという話を読売新聞の記事に出ている。その読売新聞の記事は私も憤慨にたえないのです。新聞の記事が憤慨にたえないのではなくて、それは、新聞の記事の中にある内容が非常に憤慨にたえない。というのは、われわれその学力テスト反対ということをやった。一体マル、バツなん

という妙なテストをやつて、どこの県は何番だ、香川県はのべつ一位だ、それで隣の県の愛媛県はわがほうが一位取ろうということで大奮闘をやつてついに一位獲得した。その一位獲得したときのやり方に非常に不明朗なものがあつた。そして、その不明朗というのは何かという、できないやつは休め、そして幽霊受験者をつくつて、何でも学校の事務員が何かの名前も入っているそれだけれども、幽霊受験者をつくつて、そしてそれのとかく点数を入れて、そして一位になったということ、きょうの新聞では、その当時の教職員が公判証に証人として出て述べている。これはい

いけんなことと言わないということははっきりしているでしょう。公判証で、そういうことを言うということは、もし、それがうそ、偽りがあつた場合にはどうなるかということ。しかし四十二歳の教師であるそうだが、これはよくよくのことだと思ふ。それはなぜかという、教頭にとにかくやれと言われた。そんなことをやたらやあいが悪いじゃないですかと言つたところが、教頭がやれと言つた。それは何かという、愛媛という県教組よく知っている。私は愛媛県教組というのがずたずたに分裂させられたことについて、当時の責任者であるから、私はほんとうに残念でたまらない、いまでも、分裂させられて、そうして気力のない教員が多くなつたということを見て、私は残念に思つている。一体その分裂の圧力というのは何だという、いまのようなことなんです。管理というものが徹底してくると、校長や教頭の命令のもとに教師は良心曲げなければならぬということになる。そうして何年かあと、忘れたころに、そのために公判証で友人のために出て、そこでほんとうに初めて自分の隠していた——公表されてもまた信用をしなかったかもしれない、だれも。公判証の中で初めて彼はそれを証人として出て言つたというのです。私はそれを見て、コントロールというように、それが権力というものが持つていて、それを統制するということなり方、そういうやり方が非常に大きな誤りだとい

うことをもう立証していると思うのです。これに対してどうですか、一体文部大臣は、そういうことに対してあなたはいやそれは間違いだと、学力テストというのはいへんとにかく教育的効果あつた、——このごろではしかしあんまり効果あつたとは言わないですね。大学紛争起こつたときなんか、大体マル、バツ式でやられた教育はろくでもないといううなことを盛んに批判された。ぼくもそう思うのだ。たくさん書いてあつて、そこにマルとバツをつけるといへば、これはわからぬけれども大体こらでやろうかといううなやり方でやつても、うまく当たればそれは相当点がよくなるわけだ。そういう一体テストをやるな

んといううなことは、これは私は小学校や中学校や高校でやるべき筋合いではないと思つている。そういうやり方を強行したということは間違いないでしょう。これは初中局長も、まあそのときは初中局長だつたかどうか知らぬけれども、初中局長だつて、そういうことを強行してやつてきたということは、文部省の中にいてごらんになっている。あのことは絶対正しいとあなた思つておるか。一位、二位、三位なんという順番をつけて、おまえのところは四十六都道府県のうちの四十何番目だなんといううなことをつけてやつて、はなはだもつておまえのところは成績悪いということをその県民や何かに知らせたり、あるいはその教育界はだらしがないといううなことを言われるような鞭撻のしかたが教育のために有効であつたかどうか。ぼくの言うことが事実反しておつたら、あなたは古いあれだから局長さんからひとつ答弁してもらいたい。その前に、とにかく大臣はそういうことについてどう思ひますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いろんな御指摘がございました。日教組と文部省、たいへん残念ながら考え方が大きく食い違つて、先日も申し上げましたように、いささか不毛の対立めいたものになつてしまつていふと思ひます。きのうもそんなことをお話ししながら、日教組の関係の方々とお会いを

いたしました。お互いに考え方の食い違いを明確にしなから、何度も話し合っているが、国民のためにどうあるべきかというところをお互にくふうをしようじゃないか、こういうことを申ししたところでございます。中央教育審議会の委員の人選にあたりまして、労働関係の代表と目される人、二人に交渉をしたようございました。途中で一人だけが辞退をされて、現在は一人しか委員に加わっておられません。そういう経過でございます。

けさ、愛媛県の全国一斉学力テストのことについての記事、私も読んでびっくりした一人でございいます。こういうこともあったのかなあと思つて。思いましたが、同時に全国一斉学力テスト全体がそういうものだったというふうに考え込んでしまふのも、これも早いなど、こう思ひます。いま別にこれを復活しようという考えも持つておりませんので、それは是非について私、深く考えたことございませぬので、ここでそういう意味の発言をすることは差し控えていただきたいと思います。

○小林武君 もう一つ、聞きたいですがね、これは大学局長のころよく御存じだという話なんだからね。あなたの願を見て何だかそんなような気もしたけれども忘れてちゃってついにあれだったけれども、あなた、あのときに学力テスト反対で日本教職員組合の中でこのあれはうまくないといつて処分された者が何人いるか、どうですか、あなた処分したほうだから。約でいいです。

○政府委員(木田宏君) 当時勤務評定の実施問題というのがもう一つ大きな課題でございまして、勤務評定の実施と、それに対する阻止をめぐりましてはかなりの処分者が出たというふうに記憶に残っております。数その他は十年以上も前のことになりました、どうも的確になっておりません。学力テストにつきましても、いろいろな紛議が起ったこととは知っておりますが、学力テストのための処分者かどのくらいであったかという点は、これは全く私、記憶がございませぬ。学力

テストの問題は、昭和三十年の後半から四十年の初めにかけてちょっと問題が先鋭化したものではなかったかと思つております。当時、私も初中局を離れておりまして、そうした記憶につきましても的確なものを持ち合わせておりません。

○小林武君 まあ、やっぱり行政面でそういうことがあったということになりますと、ぼくはやっぱりあと始末のことを考えなければいかぬと思うのです。一体それが日本の教育のためにたいへん有効適切なことで、それに対して、日本の教師が集団を組んでこれに反対したというようなことで、いいことをやったというのならともかく、いまのような状況やマル・バツ式の学テなんというならぬというふうな事実が明らかになった場合に、私は、あなたたちはやはり行政に対する責任というふうなものを反省して、あとあと教師に謝罪するという、そういう気持ちが必要ではないかぬと思うのです。文部大臣は、こういう点についてその当時はその当時のこと、やられたやつはやらね損というふうなお考えかどうか、ちょっと聞かしてもらいたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 御趣意があるいは誤解しているかもしれませんが、いろいろ個人個人には考えがございまして、一応公に確定された秩序を守っていく、これはやはり公務員として私は従わなければならないことじゃないだろうか、こう考えているわけでございます。後に制度が変えられた、間違つた前の制度においていろいろ処分された、そういう場合に、それをさらにその後どう教済していくかという問題は、これはやっぱり出てくると思ひます。いまのこの学力テストの問題が、それに当たらないかという点になりまして、ちょっと私は種類が違ふんじゃないかな、こんな感じもするわけでございます。

○小林武君 あなた、そういうことを言うときまたよくいふことを言わなければならぬですね。そういうことよりも、あなた、学力テストというものは、いまのような事件をとかく見て、一体効

果があったことなのかどうか。

それから、その問題で教師が反対したというのは、教育的見地に立つて反対したわけだから、教育の正しいあり方を求めて反対したわけだから、あなた、それについて検討してみるだけの責任あります。文部大臣じゃなかったんだからそんなことは知りませんというふうなことを言うべきではない。政党も同じなんだし、与党の立場にあっては、正しきことを主張した教師がいわゆる文部省の行政罰、指導による行政罰を受けている、非常に不利な立場にあるとしたら、それに對して適当なあなた措置を講ずるというのはいくらも思ひます。その検討をやらなくてけつこうというふうな考えならこれはまた別だが、私は、そういうものではないと思ひます。無実の罪だ、どうしたかという点にすれば、何ぼかそれに対する国家だつて黙つておることはできないですよ。もつとも死刑になつてもこれは間違ひだつたといつてもあまり大した金じゃないと思つて、法律に賛成しながらびくつきしておつたわけだけれどもね。そういうふうな点では、ぼくは文部省謙虚になるべきだと思ひます。そういうことについてのお考えを聞きたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 学力テストをめぐりまして大きな紛争の続いておつたことはよく承知しているわけでございますけれども、始められたときの事情、やめたときの事情等をつまびらかにしておきませんので、過去にさかのぼって一度よく勉強させていただきます、そしてまたいまのお話も頭に置いて考えていきたいと思ひます。

○小林武君 まあ、質問に入る前にひとつ文部大臣、この点については、当時の関係者もおられることだから、先ほど来の話だといふと、日教組でもいろいろないままでの行きがかりのこともあるだろうけれども、その行きがかりを解消したいというのが気持ちらしいから、そういう点は私も大いに歓迎する。ひとつ組合側の気持ちというよ

うなのは、当時の幹部もたくさん残つておるわけですから、ひとつ十分に検討していただいて、自後の対策について組合その他と話し合ひをしてもいいと思ひます。

で、問題に入りますが、この間中教審の答申について、答申をうのみにしないという文部大臣の発言がありました。私は、うのみにしないといふことを聞いて、あの答申について文部省としては一つの方針を出して、これはのめるが、これはのめないと、のむのまないの問題じゃないが、答申はいただいたけれども、実施をするかしないかという点について、文部省の方針があると思ひます。あつたらひとつここで、この点はいくらもはつきりしておつたら、これはやる、これはやらぬ、それがあつたらひとつ……。あまり準備がなくても、大体話し合ひの中でこんなものというのがあつたら述べていただきたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 中教審の答申で出てまいりました個々の問題につきましては、それぞれ検討、調査を別途求めて、合意を得られたものから実現をしていくというふうな方向で進んでまいつてきているわけでございます。しかし、大きな異論のある問題につきましては、それなりに避けていったほうがいいのじゃないだろうか、こういう感じもするわけでございます。そういう意味で、何が何でも中教審の答申をしゃにむに実施するといふような考え方は持つておりませんよという気持ちでお答えをさせていただいたわけでございます。教職員の処遇の改善、資質の向上等の問題につきましても、積極的に御提案申し上げまして、努力していることは御理解いただいているとおりでございます。同時にまた、先導的試行といひましようか、六・三・三制について別な角度からの試みをしたかどうかというふうな提案もあるわけでございますけれども、この問題につきましても、若干の学校においてそういうことについての調査を続けてもらつており、結論はまだ出ていないところでございます。同時にまた、いわゆる五段階給与の問題がございまして、中教審の答申の中で

は、上級教諭それから教頭、二つの俸給を加えたかどうかという趣旨ではなからうかと、こう思います。それに対しては、組合のほうから、そういうようなことをされると、職場の中の空気というものが何かいたずらに競争をあおられる、そういうものは避けてもらいたいのだという強い意見の表明もございまして、たびたびそういう問題につきまして、国会では、全く考えておりませんよというのを申し上げてまいってございまして、でございます。そんなに多くの先生方がいやがっておられることを答申があるからといって強行すべきではない、これは私の率直な気持ちでございます。それは、一例を申し上げるわけでございまして、それは、いずれにいたしましても、多くの提案がなされていくわけでございまして、それぞれについて合意の得られるものから実施していくというたてまえで進んでいきたい。個々について、それぞれの調査、研究を並行してやっていきたいということでございます。

○小林武君 なぜ、ここでこういうことを聞いたかという、まあ筑波大学なんというのは中教審大学だと、こう一言言われている。だからいまの五段階の話も今度の国会に出たものの中には、いわゆる中教審の答申の線に沿うた日本教職員組合の中にある人たちの考えも、われわれも大体いままです。戦後の教育政策というものをみるとどうだろうと、こう考える。そういう状況でございますから、中教審というものと日本の教育政策というものとのかかわり合いということがあることは、これは間違いないわけですね。そういう意味で聞いたわけですね。

そこで、とてもいま大臣に個々のことをどうかというように一言言ってもいいと言ったところでは不可能なことですし、たいへんな時間がかかると思います。そんなむちゃなことを言いません。そこで、これは、この中教審の関係は、答申の関係は、これは局は初中局ですか。何局になるわけですか。初中局だとすれば、まあこの局が知らぬけれども、私のその提案ですね。

ひとつやばりやと党政府としてはこういう答申を受けた、しかしこのことと答申をうのみにしてはいないんだというこのあれをかなり正確にひとつ表現して、これは各政党にも知らせる必要があるし、それから教育関係者にもやばり周知させるということが私は必要だと思ふんです。そうでない、みだりに疑心暗鬼になりまして、対立をしないでいいことをしたりするようなことになりまして、それから申し上げる。それをやっていたらいい。それを早急にきょうどうせいなというところではあります。十分検討されてひとつお出しを願いたい。与党もあることとございまして、党の機関とも十分おはかりの上ひとつ出してもらいたい。それからわれわれもそれについてもっと取り組みをしっかりとしたい、こう思います。

そこで、その五段階についてはあれですか。これは大臣のいまの御答弁ですね、あれはもうやる気全然ないと、こうわれわれ理解してよろしいですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私が国会でたびたび答弁させていただいておりますとおり、私は、そういう意思は持っておりません。

○小林武君 いや、私はでは困るんでね。私がやめたらだめだなどというふうな話じゃちょっと困るんです。そうでなく、これは与党政府がそういう点で間違いないんだということになると、これはもう非常にその面を明るくすると思ふんです。私は、長い間教員やってね、それから教員に籍を置きながら組合の役員やった。相当知っていると申うんです。それは北海道なら北海道のことだけではなくて各地のことを知っている。それから自分も経験がいろいろあるわけですね。だから五段階なんというものをもち込んだ場合には、教育の能率なんというものは絶対あがらない。それをもち込んで、一番ぐあいの悪い職場というのはいわゆる教育の場だと思ふんです。だから、そういうことで五段階については大臣の答弁というのはいくは非常にいい答弁だと思っておりますけれども、しかし、先ほど言ったように、そのことが与

党を含めてこれは今後そういう方法やらないということであるならば、やばり明確にしたいだければ、それはもう教師との間でぐっと、何といふますか、関係がよくなるんじゃないかと思ふんです。そういう意味で申し上げていっているんですが、これは大臣の場合あれですか、大臣は、わしが大臣している限りは責任持てということですか。それとも党並びに政府としてみんなそれは納得したということになりますか、どういうことですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私がここで申し上げましたようなことを自民党の文教部会、文教制度調査会でも申し上げました。私の発言は御了承いただいたと思います。ただ自民党は、将来ともどういう政策をとっていくかということについては、いままでも五段階給与を政策的には出していないのだそうです。いま事務局当局から聞きますと、しかし、これは私が拘束できるものではないとございまして、そのように思ふと足らないようなお感じをお持ちになるかもしれません、私の考え方は、文教部会、文教制度調査会で御了承いただいたことから、ひとつ御判断をいただいております。

○小林武君 まあ言ってみれば、これは中教審の答申が出て、そこで問題になったことですから、先般も何かのときに年功加俸の話を出して、私は年功加俸が予算の関係上、同じ立場にある者に差をつけて、何人かがもらって、何人かがもらわないというふうなことは、これは校長もやりきれないし、あるいはお互いの友人の間でぐあいが悪いと、そういうものが一番まずいのが教育の世界だということをお話申し上げた。ひとつその点では、大臣も党の中の有力な立場にいらっしゃるから、今後ともひとつ御努力をいただきたい、こう思います。

そこで、これは審議官にお尋ねいたしますが、中教審の答申のこと、だから言ってみれば、あなたにお尋ねするのは、中教審というの、こんなつもりでやったという、何というのかな、文部省でこうやったというふうなことでなしに、中教審

の話は、こういうことで、こういうことにきまつたというふうなことをそういう角度でお尋ねしたいと思うのです。それに対して、文部省としてどうやったかということは、ひとつ初中局長、大臣にお尋ねいたします。

そこで、私がお尋ねしたいのは、この中で一番第一の教育改革、第二の教育改革、第三の教育改革、今度のいわゆる中教審のさまざまな問題というの、第三の教育改革にある。改革というの、どういう意味ですか。どういう意味にとつて、まあ偉い人たちがみんな集まったのだから非常に検討されたと思うけれども、どういうことですか、改革というの。

○政府委員(奥田真丈君) 私も、中教審の審議がなされておる期間に担当をございましてしたもので、詳細なる経緯につきましては存じませんが、後はご答申がออกมาしてから解説等聞きましたところによりますと、改革ということばにつきましては、何か常識的な日本語のイメージとしては、白のものを黒にするとか、あるいは赤いものを黒にするとか、そういうように一ぺんに、ばさっと変えてしまふというふうなイメージがあるけれども、今回の中教審答申で言っている第三の教育改革という場合には、そういう一挙に、一挙動でもって従前のものを改めると、こういうものではないと、こういうふうに審議会の先生方がおっしゃっております。

○小林武君 ちょっとあまりに、もう少し偉い先生方が集まったのだから、ぼくは改革ということばを使うことは、もっとやはりあるんじゃないですか。改革、政治の場合でいえば改革と背馳するものとしては何かあるかということになりますから。それに私は第一の改革、第二の改革、第三の改革ということになると、これはもっとやはり厳密な意味で改革というものの意味を明らかにしないといふとかぬのじゃないかと思ふのです。この点あなた、何にも関知していないということになりますか。

○政府委員(奥田真丈君) 第一の改革と第二の改

第六部 文教委員会會議録第二十六号 昭和

の変わり方というものは幕府から、いわば幕府の政治と幕藩体制というものから遮断されているわ

で切っているということね。それと第二の教育改革というの私はこれはもう非常な大きなやつば

わゆる使命とでもいいいますか、民族の悲願とでもいいいますか、そういう第九条の問題から、今度の

自衛隊に対する違憲の判決が出たこのことは、やっぱり日本国民にとって、あの判決に対して反対の立場の者も、私のように賛成の立場の者も、これは重大なことなんです。日本国民にとって、これをどう受けとめるかということ。——これはしかし、あなたもその点では私なんかよりかすとおそらくいろんな点で法律にも詳しいだろうと思うから。日本の憲法学者のほとんど過半数をはるかにこえた数の人たちが、第九条の一体解釈というのは、あの判決がそのとおりであると、こう言っているでしょう。まあ一、二の何か学者の中に、解釈は正しいとしても現実の問題が何とかといますけれども、憲法というものは、そんな、何といいますが、その場その場限りでやるということではできないという考え方、しかも、まだそれができてから何年もたっていないという事実、これはたいへんな仕事であるということを考えますときに、これはお互いにとって重大なことなんです。しかし、これは防衛問題に起こったというように考えたらだめだ。防衛問題がからんで日本の教育問題そのものに非常に大きな影響を与えるということになる、こう考えますと、大臣はこれに対していまだどうかというようにことを聞いてもいいけれども、聞くのも気の毒だから、あなたも言いにくだらうし。

しかし、ぼくは非常に大きなことが一つあるんです。これは戦争の終わったあとのことですけれども、終わった年の八月の二十六日の朝日新聞に書かれたことをぼくはここに記録してあります。文部省高官談というやつですね。このことは、いつかぼくは文教委員会で行ったことがある。——アメリカ軍が占領のため駐留してきて、おそらく日本の教育に対して大いに干渉するだろう。表面はそれに従っていかねばならないが、しかし国体維持の精神というものを一貫して日本の教育政策を遂行しなければならない。国体維持の精神というのは、これは教育勅語に書かれた精神である。こういう文部省高官の、だれだかわかりませんがけれども、これは日本の当時の支配階級のもの

考え方だ。

「理事久保田藤麿君退席、委員長着席」

しかし、そのことが、その当時からいままでも、いろいろな形でこれは続いているということがいえる。ある意味で、社会党と与党、自民党の間の政策の間にいつてもこれは出てくる問題だと思ふんです。そう考えますと、私がこの教育改革というものの、先ほど言ったように、やかましいことを言っている、審議官にね、第一の教育改革、第二の教育改革はどうかというようなことの質問を発する理由はここにあるわけです。

これについて大臣はいまのところどうですか、その当時の文部省の高官のような考え方は全然持っていないのか。しかし、政治家の中にもね、憲法改正せなければいかにぬという意見もあるし、与党の自民党としては、憲法改正は党の方針だ、こう言っている。どこを改正するかといったら、一番勘どころのところでしよう。そう考えますときに、私は、中教審の答申というものがどういふふうになるのか、点について考えているのか、答申をしているのか。受けとめるところの文部省はどういう態度なのかということ、これはやっぱりはっきりしないことには、第三の教育改革というのは明確にならぬ、こう思っています。いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教育制度のあり方も旧帝国憲法時代と今日とは全く違っているわけでごさいます。教育改革に取り組みます場合につきましても、それぞれ考えをききました場合には、国会の御審議をいただく必要はないわけでごさいます。国民の代表から構成されている国会の審議にかけられて、そこで決定されて、初めて改正が実現するわけでごさいます。

戦前のごさいますと、大権命令、勅令でいろいろなことが律せられておったわけでごさいますので、ものによりましては、枢密院の会議にかけられるとかいうことがございましてしょうけれども、教育の多くは国会の論議の的にならなかつたわけでごさいます。でございますだけに、第三の

改革といましても、改革を進めていく手続というものは全く違っておるわけでごさいますので、私はそれほど心配する必要はないじゃないかと、こう考えておるわけでごさいます。

先ほど、帝国憲法から日本国憲法に移り変わるときの人の国体維持のお話をごさいましたけれども、実質的には革命が行なわれたと思うのであります。革命が行なわれたわけでありまして、帝国憲法の改正という形で日本国憲法が生まれてきたわけでごさいますので、その間の気持ちの変化にそれほどきびしいものがみえなかつたかどうか、これはやはり疑問だろうと思ひます。そういうこととてございますので、やっぱりある程度日時を経過しませんが、十分そういう気持ちになり切るといふわけにはまいらぬ人も相当いらっしゃる。これはやむを得ないことじゃなからうか、こうも思っているわけでごさいます。

○小林武君 このがやっぱりこの中教審答申というものを受ける場合に大事なところだと思ふんです。第三の教育改革というものを少なくとも文部省が受ける場合には、どう受け取ったかということが一番大事なんです。

そこで、審議官にお尋ねいたしますが、私は第一の教育改革、第二の教育改革と、これこそ第三の教育改革と銘を打ってやった今度の中教審の答申とは相互の関係においてどういう意味があるのか、あなたそれをひとつ答申の文章読むなり、担当の審議官ですからひとつはつきりしてもらいたい。何しろ、憲法できてから何年たちましたか。明治維新の大政奉還というのがやられてから、どうですか。ほんとうにいわゆる天皇制のもとにおけるところの、もうこれは天皇の教育としての日本の教育が確立したのは大日本帝国憲法と教育勅語の時期ぐらいに想定していいと思う。それからその後はその路線に沿ってずっと敗戦に続いた。戦争に入るようなあの時期に至っては、昭和の初めからだんだん軍国主義化していった。そういう状況の中で、もっとそういう天皇の教育というものが熾烈になっていったというこの事実、そ

ういうものが一挙にくつがえって第二の教育改革というのが出た。歴史の流れの中で、あれだけの体制をつくりながら、その間には幾多の社会的な問題があらわしたし、いろいろなことはあったけれども、とにかく何というか、明治百年、明治百年といつてたいへん評価する人がありますけれども、その明治百年の一つの日本の進展の中に大きな転落のやはり原因があったわけですね。そういうことを言うとおまへはそういうことを言うのはおかしいと言いかもしたらぬけれども、その転落の事実を的確に書いたのは文部省ですよ、われわれに示した。あとで何とかかんとかうまいことを言つて、これは文部省の公式のあれじゃないというやうなことを言っているけれども、われわれはべしやんこになつて、半分腰抜けになつて教育もできないやうな状況の中、かつ日本のためにはやろうとかがいつて立ち上がったのは、その文部省の意気込みだったと言へる。あとで考えてみたら、どうもそれ何だかあやしげなものだといふやうなことを言ひ直すやうな状況もあつていふ。そして、戦後の教育のいろいろな問題点というのをは中心にして起こつた。そして何年たつたか。審議官、いいですか、そのところを一体中教審というのはどういうとらえ方をしたのか。

○政府委員(奥田真文君) 中教審の答申の中で「初等・中等教育の改革に関する基本構想」という章がございます。その中の「初等・中等教育の根本問題」という第一に掲げられている事項があるわけでごさいます。そこで答申は、いまの問題についてこのように書き上げております。戦後の学制改革によって九十年の義務教育が定着し、教育の機会均等が大きく促進されて国民の教育水準はめざましく向上した。このことがそれまでの長年にわたる教育の蓄積とあいまつて、わが国の社会・経済の発展に重要な貢献をしたことは疑いない。しかし、今日の学校教育は、量の増大に伴う質の変化にいかに対応するかという問題に直面している。こういうやうに、一応戦後の新しい教育

につきましては高く評価をし、しかしながら、これから先のことを考えると、量の増大に伴う質の充実ということが問題であるということを問題視して、中教審のほうでは諸提案がなされておると、こういうふうに解されます。

○小林武君 文部省が学校の教師にその程度のことしかいまになって言っていないとすれば、ぼくはこれはちょっとおかしいと思うんです。中教審がいろいろ働きかけて各方面の話を聞いたという、聞かないのはぼくだけかもしれないね。ほかの人はみんな勉強家だから聞いたんだろうと思うが、いろいろな意見を聞いたという、その中に「戦後、学制改革について、二十年の実績について検討した。」と書いてある。どういう検討をしたのか、どういう分析を行なったのか、それを明確にしないで書かれているような文章ですらあったんでは、これは教員というのはいり切れないと思うんです。どんな分析をやったんですか。その二十年の教育の歩みというものを一体どう評価したのか。

○政府委員(奥田真丈君) 中教審が最終的な答申を出すまでに四年間かかっておりますが、その中で、前半の二年間は、大体、従来のいまままでの教育の分析評価、こういう教育の発展についての分析評価ということをやつて、そして、解決すべき問題というものを明らかにしております。それは、昭和四十二年に諮問が出たわけでございしますが、四十四年の六月に中間報告をいたしまして、「わが国の教育発展の分析評価と今後の検討課題」ということで、これは相当ページ数の膨大な分析評価の結果が報告されておるわけでございます。そこで取り上げられました問題のおもなものを拾つてみますと、大体、「学校教育に対する国家社会の要請と教育の機会均等」という問題と、それから「学校制度の変遷と人間の発達段階および個人の能力・適性に応ずる効果的な教育」という問題と「教育費の効果的な配分と適正な負担区分」と、こういうような大きな問題につきまして特別委員会を設けて検討したわけでございます。

で、報告されております内容を見ますと、一つは学校教育全般に関する事項につきまして、たとえば「学校教育に対する国家社会の要請と教育の機会均等」というところで、実情をあげ、さらに今後にも検討すべき課題として五項目というその検討課題が分類・列挙されております。それからまた、「学校制度と教育の内容・方法」という小節の中では、いままでの実績を掲げるとともに、「今後のおもな検討課題」として、これは十何項目かあげておると、こういう形で、実情・実績を検討分析をいたしまして、そして、検討すべき課題というものをこの中間報告の段階で中教審は出されたわけでございます。

○小林武君 審議官、あなたは教育の専門家なんですね。私は、教育をやったといつたところで、教えるほうの、まあ、戦前の職人みたいなものだ。あなたは専門の勉強をした人だ。実践から教育を考へても、専門に勉強して役人になつても、大体、行き着くところは同じかもしれないけれども、その第何項目ありましたというふうな話は、ぼくはそれは分析でも何でもなしと思うんです。いわゆる大臣のことは借りを言へば、第二の教育改革は、ある意味で革命的な一つの大きな転換なんです。そういう変革を行なった後に、どういう問題が起つたかというところは、あなたも文部省におるからよくわかるでしょう。次に、これからの世の中というものは、社会なんというふうなことを書いておられますけれども、その二十年から二十年の間に教育の現場にある者、その教育現場のほとんどの教師を網羅した、幼稚園から大学に至るまでの教職員というふうな者、そういう人たちの考え方に對してどういう一体政府は対策を講じ、どういふこれに對して批判をし、ある意味では教師の考へていう教育を徹底的にこれに對して圧力を加えるというふうなやり方やつたでしょう。だからその分析やらにやいかにねと思うんです。私は、教育というものの実績というものは考へにやいかにねと思うんです。終戦からその後現在に至るまでの間にどれだけのたくさんの若者が新しい教育に

よつて世の中へ出たか。それはいろいろありますよ。その当時小学校に入った者、あるいはそのときいわゆる新制の中学に入った者、あるいは旧制に入つて高校から入つた者、その当時すでに大学生であつたけれども新制大学の教育のほうにだんだん変わつていった者、いろいろありますけれども、私は、この現在の日本の経済的ないわゆる物質文明方面における貢献というものを、学問の世界におけるところのこの人たちの力というものは私はたいしたものだと思つておるんです。そういう教育の効果の話は分析の中から出てこない。いわゆるこれはわれわれがよく言われた、コスモポリス・スタン・教育だ、こう言われた。あるいはひじやないかと、海渡つて中国から連の教育やつていふ人じやないかといふようなことまで言うような極端な人があつた。それは教育の政治的中立確保に関する法律というものをつくるときに文部省が取り上げた。教育的事例といふことでつち上げの実例を出した。それほどのものにもんだような教育の実績を中教審がなんでもそんなに簡単に素通りしたか。どんな立場にあつても、立場に立つてやるからには科学的に徹底的にやつてこそ、私はりつぱだと思ふけれども、何だかふにやふにふにやとしてさつぱりだれにも理解できないようなやり方で、そして第三の教育改革なんという大段平を振りかぶつたような言い方はぼくはおかしいと思う。そういうことに對して、あなたは、どうですか、中教審のあれを担当する者として、いろいろそういう記録、経過等の上からどういふ考えをお持ちですか。

○政府委員(奥田真丈君) 中教審が中間報告を発表いたしました分析評価につきまして、私、詳細に説明しなかつたので先生から御指摘を受けておるわけでございますが、中教審といたしましては特別委員会を組織いたしますとともに、専門委員会というふうなもの、あるいは臨時に委員を委嘱して専門的に意見を聞くと、こういうふうなことも回を重ねてやつてきております。その結果とい

たしまして、中間報告で何百ページにわたつて実績が発表されたわけでございますが、たとえば、その中で言われております事柄で、この本で申しますと半ページぐらい書いておられますが、「学校制度と教育の内容・方法」という項を設けて実態の分析評価の結果を書いておられます事項を見ますと、「わが国の学校教育は、明治当初、国家発展の原動力として時代に先んじて推し進められ、その後の発展の基礎が作られたが、戦後の学制改革もわが国の発展に先導的な役割を果たしたといえる。その全国的な普及と一般的水準の高さにおいては、わが国は先進諸国の中でも高い地位を占めておる。しかしながら、現在では、教育制度が社会・経済の急激な発展にじゅうぶん対応できる状態にあるかどうかについては疑問がある。これまでの学校教育では、わが国の経済発展段階に即応して、もっぱら社会的に有用な知識・技術の習得が重視され、それなりに大きな社会的役割を果たしてきたといわれるが、この傾向が固定化し、今日では、社会全般にわたつて教育を功利的な側面だけから考える風潮がみられる。また、これまでその発展を急ぐあまり各個人のさまざまな可能性を引き出すことについてはじゅうぶんな配慮が払われたとはいえない。こういうような式に過去から今日までの流れについて分析評価した結果を文章に書いて出されておるわけでござい

ます。これは専門家の出されました資料がグラフあるいは統計等で提示されておるわけでございます。○小林武君 もちろん、その資料というものは見ましたよ。見ましたけれども、それは何ほそれがその資料に従つて書かれても、書かれるからにはそれが出てきやうなもので、この文章の中からどうもぼくは第三の教育改革というものの性格ははつきりしない、こう思ふんです。ただ、そのことについてもう少しやっぱり皆さん研究していただかなければならぬと思ふんです。文部省がそのことについてとにかく徹底的な研究を要すると思ふんです。そして、それについて、賛否の

問題については、これはもう大いにこれから、日本の教育のためですからそれぞれの立場に立った議論をするべきだと思う。それをうのみにさせようたってだめですわ。私は、この中にそういうするどいものが出てこないということは中教審のやっぱりこれは何といつても、委員の構成の問題だと思ひますよ。これはとにかく大体仲よしクラブみたいなものばかり集まっている。年齢のことをよく言われます。平均年齢幾つなんというようなことを言われる。大体はくもその中に入るような年齢になっちゃった。だからあんまり人のことは言わぬ。言われぬけれども、年齢もさることながら、先ほど来いろいろ労働団体何とかといったけれども、私は国際的な常識をもつてすれば——

の中で検討をしているわけですか。これは、審議官に聞くのは無理かな、初中局長にお尋ねしようかな。

やっぱり日本の中の大きな教育団体である日本教職員組合の中から代表を出すということはぐあいが悪いといつていままでもがなばつてきたんだ。そのがなばつてきた理由は何かという、日本の教師の持っている教育の考え方が危険思想であるという考え方に立っている。このことが、現在の中教審の四年間もかかってやった結果になつて出ているんですね。私は、この前何だかうるさく戦後の教育のことについて話しました。中教審の答申というものの、諮問を御木さんがやって、四年間かかって答申出るまでの間に、まず、大学の中に非常に大きな問題が起つた。いわば高等教育を議論するところ場合には、大学の紛争の対策というものが非常に強く出てきて、そのために、私はほんとこのことを言つて大学の中はほんとうの大学改革というものは出てこない、出てこないから筑波大学出たら猛烈な反対の声がわれわれのほうから出てくるし、大学自体の中にも二つに割れるというふうなことになる。私は、そういう第二の教育改革の中にあらわれている日本の教育の非常に危険な局面に対して中教審は何らこれについて答えようとしていない。それを指摘してこれに対処するという方法がないわけでありまう。これについて、審議官、あなたはどうですか、これについて、もう中教審のあれもあれですが、部内

の御答申を得まして、その精神に沿ひまいていろいろ行政的に事を運ばしていただいております。具体的に申し上げますと、初中局の関係では、先ほど大臣がお触れになりました教員の待遇改善の問題、それから幼稚園の問題、特殊教育の問題それぞれ計画を立てまして、その線に従つてその実現をはかつていくというふうなことでございまして、しかしながら、学制全般の問題につきましても、これも先ほど大臣がお触れになりましたが、いわば国民の合意を得てから実施するということで、そのために、その基礎になるような科学的、学問的な検討をさらに進めるべきであるというふうな御提案もございまして、その線に沿ひまして、私どもとしましては、あらゆる層からの意見も聞きながら、具体的に学問的、科学的な基礎に立つ検討を行なうというところで、ただいまその方向で進んでいるわけでございます。

小林武君 どうも、初中局長のお話もわかつたようによくわからぬのですよ。ぼくは、やっぱり政府とわれわれとの間で賛成、反対の立場に立ちましたら、やっぱりその間において意見をなすべく戦かまして、そして日本の教育の問題で、日本の学術の問題になるわけですから、できるならやはり一致点を見出すべきだ。何か非常に、一種の何といひますか、教育問題についての特別の危機感をお持ちの政府、文部省というふうな気がするわけですか。私は、その根底にあるのは、戦前の教育と戦後の教育とのこの関連が戦後教育の中にどう入り方をしていくか、戦後教育というものがほんとうに憲法、教育基本法に沿つた形で進展しているかどうかということにかかつていると思ひます。この日本国憲法や教育基本法というふうなもの、いわゆるイデオロギーの対立というものをそれはどこも出さすような内容ではないですよ。日本の民主主義というふうなものの中で共

通の広場を持てる内容だと思ひます。それにどうしてそんなに対立感が起こるかといつたら、やっぱり、政府はいつでもものを危険に見る一種の恐怖症みたいなものがあるのです。だから、あなたたちのやることは、大学の問題の一つ取り上げて、安心できるのは管理体制を強化することだということにいつても出てくるわけですよ。管理体制を強化するというところで安心を求めようとするというところは、これはもう下の方だと思ひます。教育の政治的中立性確保に関する法律でも、あるいは教育委員会制度の改悪の問題でも、言つてみれば、結局これは管理体制との結びつきだ、文部省がどうやってこれを最終的に掌握するかというところに、これはもうきまつていて、そのすゝま。何ほうまいこと言つたつてこれは歴然たる事実だと思ひます。さつきから大臣も、大学局長も実にきれいなことを言つて答弁しておられますけれども、そんなものおかしう聞いていられないというぐらひにこつち思ひつていられるわけですよ。

そこで、まあそういう話はひとつ後々大学のほうへいつてからやることにいたしました。私は、そこで一つお聞きしたいのですけれども、大学教育も小学教育もみんな教育全般に關して——私は、中教審の中にあることはだつてなかなかよくわからぬのですよ、正直言つて。まあ何といひますか、「人格」といふようなことを言ひますわな。

この中教審の答申の中に書いておるんですけれども、この雑誌は、違ふけれども中身は全くあなたたちの持っているのと同じようなものですよ。今後この社会における学校教育の役割」といふものがある。ここで一言言われる「今後の社会」とは何だ。「今後の社会」といふものを中教審の大先生たちは、かくかくの社会が出てくるというふうに見ているなら、どういふ社会、具体的に言へばどういふことですか。今後の社会といふものを予見しているわけですね、その予見について、ちよつと——これは審議官が詳しいんだから、どういふ社会なんですか。

○政府委員(奥田真文君) 答申の第一章に「今後の社会における学校教育の役割」ということで書かれておりますが、その中で、今後の社会そのものについての定義めいたものではありませんが、今後の社会がどのように人間形成の上で影響を与えるかといふようなことにつきましては、「社会環境の人間に対する挑戦」といふ項を設けて、答申では六項目条項を掲げております。社会環境がどのような人間形成に影響を与えるかといふこととございまして、一つは、「科学技術の進歩と経済の高度成長」といふ問題、二つ目には、「社会の都市化・大衆化」といふ問題、三つ目には、「家庭生活と血縁的な人間関係の変化」といふ問題、四つ目は、「人間の寿命の伸長」といふ問題、それから五つ目は、「女子教育の普及に伴う女性の社会的参加」といふ問題、それから六つ目が「国際交流の高まりとマスメディアの発達」といふ事柄が人間形成に対していろいろと影響を与え、問題を投げかけてくるだろう、こういうことが書かれております。

○小林武君 「今後の社会」といふものがある程度予見しているとしたら、どのぐらひの先まで見ているわけですか。

○政府委員(奥田真文君) 答申の内容につきましても明確に年限がわかりません。書かれておりません。

○小林武君 それは、現在並びに今後の社会といつたら社会の進み方——このことは、当時の西田審議官が大抵だと思つたな——大阪で、外国の学者も集めたシンポジウム、そこへほくも出ていたことがある。いろいろ短い時間でありましたけれどもあとでそれをまとめた記録をいただいたからあとで読ましてもらつたんですけれども、なかなかそれそれ未来社会を予見するということが、できるとも言ひし、できないという考えもある。できないのではないかというふうな考え方もある。中教審といふのは大胆にやるなら大胆に言うべきなんですよ。何となしに、中途はんばなことになつていゝんだね。だから出てくる問題が実際

○政府委員(奥田真文君) 答申の第一章に「今後の社会における学校教育の役割」といふことで書かれておりますが、その中で、今後の社会そのものについての定義めいたものではありませんが、今後の社会がどのように人間形成の上で影響を与えるかといふようなことにつきましては、「社会環境の人間に対する挑戦」といふ項を設けて、答申では六項目条項を掲げております。社会環境がどのような人間形成に影響を与えるかといふこととございまして、一つは、「科学技術の進歩と経済の高度成長」といふ問題、二つ目には、「社会の都市化・大衆化」といふ問題、三つ目には、「家庭生活と血縁的な人間関係の変化」といふ問題、四つ目は、「人間の寿命の伸長」といふ問題、それから五つ目は、「女子教育の普及に伴う女性の社会的参加」といふ問題、それから六つ目が「国際交流の高まりとマスメディアの発達」といふ事柄が人間形成に対していろいろと影響を与え、問題を投げかけてくるだろう、こういうことが書かれております。

○小林武君 それは、現在並びに今後の社会といつたら社会の進み方——このことは、当時の西田審議官が大抵だと思つたな——大阪で、外国の学者も集めたシンポジウム、そこへほくも出ていたことがある。いろいろ短い時間でありましたけれどもあとでそれをまとめた記録をいただいたからあとで読ましてもらつたんですけれども、なかなかそれそれ未来社会を予見するということが、できるとも言ひし、できないという考えもある。できないのではないかというふうな考え方もある。中教審といふのは大胆にやるなら大胆に言うべきなんですよ。何となしに、中途はんばなことになつていゝんだね。だから出てくる問題が実際

○政府委員(奥田真文君) 答申の第一章に「今後の社会における学校教育の役割」といふことで書かれておりますが、その中で、今後の社会そのものについての定義めいたものではありませんが、今後の社会がどのように人間形成の上で影響を与えるかといふようなことにつきましては、「社会環境の人間に対する挑戦」といふ項を設けて、答申では六項目条項を掲げております。社会環境がどのような人間形成に影響を与えるかといふこととございまして、一つは、「科学技術の進歩と経済の高度成長」といふ問題、二つ目には、「社会の都市化・大衆化」といふ問題、三つ目には、「家庭生活と血縁的な人間関係の変化」といふ問題、四つ目は、「人間の寿命の伸長」といふ問題、それから五つ目は、「女子教育の普及に伴う女性の社会的参加」といふ問題、それから六つ目が「国際交流の高まりとマスメディアの発達」といふ事柄が人間形成に対していろいろと影響を与え、問題を投げかけてくるだろう、こういうことが書かれております。

○小林武君 それは、現在並びに今後の社会といつたら社会の進み方——このことは、当時の西田審議官が大抵だと思つたな——大阪で、外国の学者も集めたシンポジウム、そこへほくも出ていたことがある。いろいろ短い時間でありましたけれどもあとでそれをまとめた記録をいただいたからあとで読ましてもらつたんですけれども、なかなかそれそれ未来社会を予見するということが、できるとも言ひし、できないという考えもある。できないのではないかというふうな考え方もある。中教審といふのは大胆にやるなら大胆に言うべきなんですよ。何となしに、中途はんばなことになつていゝんだね。だから出てくる問題が実際

○政府委員(奥田真文君) 答申の第一章に「今後の社会における学校教育の役割」といふことで書かれておりますが、その中で、今後の社会そのものについての定義めいたものではありませんが、今後の社会がどのように人間形成の上で影響を与えるかといふようなことにつきましては、「社会環境の人間に対する挑戦」といふ項を設けて、答申では六項目条項を掲げております。社会環境がどのような人間形成に影響を与えるかといふこととございまして、一つは、「科学技術の進歩と経済の高度成長」といふ問題、二つ目には、「社会の都市化・大衆化」といふ問題、三つ目には、「家庭生活と血縁的な人間関係の変化」といふ問題、四つ目は、「人間の寿命の伸長」といふ問題、それから五つ目は、「女子教育の普及に伴う女性の社会的参加」といふ問題、それから六つ目が「国際交流の高まりとマスメディアの発達」といふ事柄が人間形成に対していろいろと影響を与え、問題を投げかけてくるだろう、こういうことが書かれております。

○小林武君 それは、現在並びに今後の社会といつたら社会の進み方——このことは、当時の西田審議官が大抵だと思つたな——大阪で、外国の学者も集めたシンポジウム、そこへほくも出ていたことがある。いろいろ短い時間でありましたけれどもあとでそれをまとめた記録をいただいたからあとで読ましてもらつたんですけれども、なかなかそれそれ未来社会を予見するということが、できるとも言ひし、できないという考えもある。できないのではないかというふうな考え方もある。中教審といふのは大胆にやるなら大胆に言うべきなんですよ。何となしに、中途はんばなことになつていゝんだね。だから出てくる問題が実際

○政府委員(奥田真文君) 答申の第一章に「今後の社会における学校教育の役割」といふことで書かれておりますが、その中で、今後の社会そのものについての定義めいたものではありませんが、今後の社会がどのように人間形成の上で影響を与えるかといふようなことにつきましては、「社会環境の人間に対する挑戦」といふ項を設けて、答申では六項目条項を掲げております。社会環境がどのような人間形成に影響を与えるかといふこととございまして、一つは、「科学技術の進歩と経済の高度成長」といふ問題、二つ目には、「社会の都市化・大衆化」といふ問題、三つ目には、「家庭生活と血縁的な人間関係の変化」といふ問題、四つ目は、「人間の寿命の伸長」といふ問題、それから五つ目は、「女子教育の普及に伴う女性の社会的参加」といふ問題、それから六つ目が「国際交流の高まりとマスメディアの発達」といふ事柄が人間形成に対していろいろと影響を与え、問題を投げかけてくるだろう、こういうことが書かれております。

○小林武君 それは、現在並びに今後の社会といつたら社会の進み方——このことは、当時の西田審議官が大抵だと思つたな——大阪で、外国の学者も集めたシンポジウム、そこへほくも出ていたことがある。いろいろ短い時間でありましたけれどもあとでそれをまとめた記録をいただいたからあとで読ましてもらつたんですけれども、なかなかそれそれ未来社会を予見するということが、できるとも言ひし、できないという考えもある。できないのではないかというふうな考え方もある。中教審といふのは大胆にやるなら大胆に言うべきなんですよ。何となしに、中途はんばなことになつていゝんだね。だから出てくる問題が実際

○政府委員(奥田真文君) 答申の第一章に「今後の社会における学校教育の役割」といふことで書かれておりますが、その中で、今後の社会そのものについての定義めいたものではありませんが、今後の社会がどのように人間形成の上で影響を与えるかといふようなことにつきましては、「社会環境の人間に対する挑戦」といふ項を設けて、答申では六項目条項を掲げております。社会環境がどのような人間形成に影響を与えるかといふこととございまして、一つは、「科学技術の進歩と経済の高度成長」といふ問題、二つ目には、「社会の都市化・大衆化」といふ問題、三つ目には、「家庭生活と血縁的な人間関係の変化」といふ問題、四つ目は、「人間の寿命の伸長」といふ問題、それから五つ目は、「女子教育の普及に伴う女性の社会的参加」といふ問題、それから六つ目が「国際交流の高まりとマスメディアの発達」といふ事柄が人間形成に対していろいろと影響を与え、問題を投げかけてくるだろう、こういうことが書かれております。

○小林武君 それは、現在並びに今後の社会といつたら社会の進み方——このことは、当時の西田審議官が大抵だと思つたな——大阪で、外国の学者も集めたシンポジウム、そこへほくも出ていたことがある。いろいろ短い時間でありましたけれどもあとでそれをまとめた記録をいただいたからあとで読ましてもらつたんですけれども、なかなかそれそれ未来社会を予見するということが、できるとも言ひし、できないという考えもある。できないのではないかというふうな考え方もある。中教審といふのは大胆にやるなら大胆に言うべきなんですよ。何となしに、中途はんばなことになつていゝんだね。だから出てくる問題が実際

○政府委員(奥田真文君) 答申の第一章に「今後の社会における学校教育の役割」といふことで書かれておりますが、その中で、今後の社会そのものについての定義めいたものではありませんが、今後の社会がどのように人間形成の上で影響を与えるかといふようなことにつきましては、「社会環境の人間に対する挑戦」といふ項を設けて、答申では六項目条項を掲げております。社会環境がどのような人間形成に影響を与えるかといふこととございまして、一つは、「科学技術の進歩と経済の高度成長」といふ問題、二つ目には、「社会の都市化・大衆化」といふ問題、三つ目には、「家庭生活と血縁的な人間関係の変化」といふ問題、四つ目は、「人間の寿命の伸長」といふ問題、それから五つ目は、「女子教育の普及に伴う女性の社会的参加」といふ問題、それから六つ目が「国際交流の高まりとマスメディアの発達」といふ事柄が人間形成に対していろいろと影響を与え、問題を投げかけてくるだろう、こういうことが書かれております。

○小林武君 それは、現在並びに今後の社会といつたら社会の進み方——このことは、当時の西田審議官が大抵だと思つたな——大阪で、外国の学者も集めたシンポジウム、そこへほくも出ていたことがある。いろいろ短い時間でありましたけれどもあとでそれをまとめた記録をいただいたからあとで読ましてもらつたんですけれども、なかなかそれそれ未来社会を予見するということが、できるとも言ひし、できないという考えもある。できないのではないかというふうな考え方もある。中教審といふのは大胆にやるなら大胆に言うべきなんですよ。何となしに、中途はんばなことになつていゝんだね。だから出てくる問題が実際

○政府委員(奥田真文君) 答申の第一章に「今後の社会における学校教育の役割」といふことで書かれておりますが、その中で、今後の社会そのものについての定義めいたものではありませんが、今後の社会がどのように人間形成の上で影響を与えるかといふようなことにつきましては、「社会環境の人間に対する挑戦」といふ項を設けて、答申では六項目条項を掲げております。社会環境がどのような人間形成に影響を与えるかといふこととございまして、一つは、「科学技術の進歩と経済の高度成長」といふ問題、二つ目には、「社会の都市化・大衆化」といふ問題、三つ目には、「家庭生活と血縁的な人間関係の変化」といふ問題、四つ目は、「人間の寿命の伸長」といふ問題、それから五つ目は、「女子教育の普及に伴う女性の社会的参加」といふ問題、それから六つ目が「国際交流の高まりとマスメディアの発達」といふ事柄が人間形成に対していろいろと影響を与え、問題を投げかけてくるだろう、こういうことが書かれております。

○小林武君 それは、現在並びに今後の社会といつたら社会の進み方——このことは、当時の西田審議官が大抵だと思つたな——大阪で、外国の学者も集めたシンポジウム、そこへほくも出ていたことがある。いろいろ短い時間でありましたけれどもあとでそれをまとめた記録をいただいたからあとで読ましてもらつたんですけれども、なかなかそれそれ未来社会を予見するということが、できるとも言ひし、できないという考えもある。できないのではないかというふうな考え方もある。中教審といふのは大胆にやるなら大胆に言うべきなんですよ。何となしに、中途はんばなことになつていゝんだね。だから出てくる問題が実際

に何を言っているのかよくわからないということになる。「教育は人格の完成をめざすものである」と、こう書いてある。この場合の「教育」というのは学校教育だけだと思われないだろうか。この場合の「人格の完成」、「教育は人格の完成をめざすものである」、人格こそ、人間のさまざまな資質・能力を統一する本質的な価値であることは、変わることはない原則である」と、ここに書いてある。この「人格の完成」という場合の「人格」は何なのか。どういう立場で人格をとらえているのかということをお聞きしたいまいしょうか。

○政府委員(奥田真文君) 答申に言っております「教育は人格の完成をめざすものである」ということは、教育基本法の第一条の「教育は、人格の完成をめざし」と云々と、これと同じでございます。

○小林武君 だから、それを言いなさいよ。そんなあなた教育基本法のそれと同じですなという答弁はない。そのあとのことがあるからぼくは聞きたい。

○政府委員(奥田真文君) 答申の文面に即して考えますと、「人格の完成をめざすものであり」と、こういうことを書きまして、それからあと答申では「人格こそ、人間のさまざまな資質・能力を統一する本質的な価値である」ということを言っております。これも一つの解釈だろうと思えます。それから、そのあとのほうで、人間形成というものにとつてどのような事柄が重要な問題になるかということをお答申では考えてみました。一つには「人間形成の多面性と統一性」ということは使ひまして、「自然界に生きる人間として」あるいは「社会生活を営む人間として」、あるいは「文化的な価値を追求する主体的な人間として」説明を加えております。

○小林武君 この「人格」というのは、人の特性を統一的に言ひあらわすと言ひんだが、これはどういうことになりますか。ぼくならぼくの、ぼく個人のからだ、そこからだけ見るのか、あるいは

社会の側から見るのか。社会とか個人のからだの、環境という面からこの場合見ているのか、どちらなんです。

○政府委員(奥田真文君) 人間のさまざまな資質・能力の統一として人格というものを考えておりました。したがって、現代社会の面から、あるいは社会に生きる人間を取り巻いておる環境の面からと、それからもう一つは、主体としての人間のあり方、この面からと、この両面から考えておるよう読み取れます。

○小林武君 そうなりますと、「人格」というのは、そういう面から見たらどういうことになりますか、具体的に説明すれば。

○政府委員(奥田真文君) 答申では、そういう両面から見まして、一つは、多面性と統一性を持つたものであるという概念を出しておるわけであります。

○小林武君 どうもよくわからないから、まあ次にいきますか。

この「人間形成」というのと、「教育」というのはどこが違ひますか。

○政府委員(奥田真文君) 答申を読んでいる限りにおきましては同じようにも書かれてある面が多々ございます。

○小林武君 もともと、この「人間形成」という概念は、このごろできたものらしいですね。しかし、中教審はこれは掲げたんですからね、「教育」と同じ意味なのか、「人間形成」というのは一体厳密に言つてどういふことなのか、その説明は文部省できちんとやつてもらわないとね。

○政府委員(奥田真文君) 答申の内容で文面上申し上げますと、「人間形成とは、上述のように、人間が環境とのかわり合ひの中で自分自身を主体的に形作つていく過程であるが、教育とは、そのような過程において、さまざまな作用を媒介として望ましい学習が行なわれるようにする活動であるといえる」と、こういうふうに明確に言っております。

○小林武君 そうして、「人間形成」といふあい

ここで取り上げたからには、どうしようということですか。人間を形成するのはだれなんです。主体はどこなんです。

○政府委員(奥田真文君) 自分自身が主体となっております。

○小林武君 公教育の中ではどうなりますか。

○政府委員(奥田真文君) ここで、答申では、「人間形成」というものと「教育」というものを使い分けをしておりまして、「教育」という場合には「さまざまな作用を媒介として望ましい学習が行なわれるようにする活動である」と言つておりますが、「人間形成」の場合には「人間が環境とのかわり合ひの中で自分自身を主体的に形作つていく過程である」と言つております。

○小林武君 さっきあなたの御説明では、人格の完成のところ、教育の目的はそれにあつたんじゃないですか。だから、やはり「人間形成」という場合は、その「教育」とを使い分けたことについては、もっと正確に言うべきだと思ふんですよ。人間形成の一体そのねらいはどこにあるかということをお聞かせなければならぬことだと思ふけれども、人間形成ということばをここにきわめて大きく出してよこしたんですから。――まあいいでしょう。

それでは、高等教育の話に入りますけれども、高等教育の改革ということについて、この中心的な課題として言っているのは何ですか。

○政府委員(奥田真文君) お手元に中央教育審議会の問題といたしたこの目次が届いていると思いますが、中心的課題といたしまして、今日の高等教育がきわめて大衆化されたものになって、だれでもが大学へ行きたい、また行くように押しかけていくというよう大学の現状になっているということ、あるいは一面におきまして、学術研究がきわめて高度化を求められる、また、現実科学技術の発展あるいは社会の高度化に伴ないまして、学術の各方面にわたる高度な要求というものが高まってきたというところが一番基本の課題にあるわけでございます。したがって、そ

ういうことから高等教育の内容に対します一面では専門的な教育、同時に、一面では大衆、非常に多くの青年層を受け入れる高等教育としての総合的、一般的な教育内容というものを考えなければならぬ、これが基本的な高等教育の課題でございます。

○小林武君 高等教育のことをいうと大学紛争のことになるのですけれども、「大学紛争を契機として」と書いてありますね。高等教育の中心課題の中の前文には、「近年における大学紛争を契機として、高等教育の制度を根本的に再検討の必要があることが一般的に認められるようになった」と、この大学紛争の見方ですけれども、文部省は、この大学紛争というのをどういふふうに見ているんですか。

○政府委員(木田宏君) 従来少数のいわばエリートだけが大学と考へられておりましたところ、先ほども申し上げましたように、幅広い層の青年たちが大学へ入ってくる。そうなりますと、大学の中におきまして青年層のものの考え方がごく少数のエリートだけが集まったときとはかなり違ってくるわけでございます。大学の学生の動き自体も社会の青年一般の動きと同じような傾向がかなり大きく出てまいります。したがって、政治的、社会的な問題と学内の問題とはすぐ通じ合うというよう状況になってまいりました。一方、大学自体は従来からの少数の選ばれた学生に対して教育し、また、みずから研究することになりますので、大学自体が、この新しい学生層に対して十分に対応しきれないというよう問題が起こってくるのでございませう。その間には、戦後進んでまいりました経済的な発展と、それに対応できるようなわれわれ市民の側のものの考え方がうまくマッチしない、精神的な空白あるいは技術に対する人間の不適応な状態が起こる、これらのいふような要素がそこにはさらにからまつておることだと思つております。こうしたやはり社会自体の経済発展に対応する新しい社会の生き方と申しま

すか、これがうまく見出ししていない、そのままたの姿が学内に青年の問題意識として持ち込まれてくる。そして大学に期待する青年層の期待と、従来から考えておりました大学の教官層の指導の意識のズレ、これらのことが大学紛争の根底にある大きな要素だというふうに理解をしております。

○小林武君 一つ抜けていると思うのは、国の一体これに対するかかわり合いというやつはあまりおっしゃりたがらない。国なんて言わなくてもいいわ、まあ大学局長としてだね。

○政府委員(木田宏君) あの大学紛争の過程の中で、その国という問題が、どの程度正面に出たかという点につきましては的確な答えをいたしかねますけれども、むしろ、学生たちが騒ぎました際には、権威に対する無視と申しますか、権威の打破と申しますか、体制を否定しようという動き、これは大学におきます教授会の否定あるいは学長その他の管理体制の打破、こういう形で学生の意向が表面化したと思います。これは戦後のやはり敗戦後の社会的空白ということがいろいろな方から言われておりますけれども、伝統的な権威が社会の各層にわたって従来の伝統的な権威が崩壊した、新しい社会秩序、新しい社会の発展に対応するものの考え方が十分に身につかなかった。また、一部民主化の過程におきまして、権利意識だけが非常に先走りいたしまして、責任感というものを十分に考えるというふうな風潮が薄くなった、こうした権利意識と責任意識とのアンバランス、これらがやはり不満の根源にあり、目の前にあるものに対して何か否定をする、打破する、こういう動きになって出てきたものだというふうに理解をいたします。

○小林武君 どうもわからぬな。ぼくが言っているのは、いわゆる政治的な一体問題に学生が反抗しているということ、これはもっと分析できませんか。これはもうあなた、日本だけじゃないのですからね、ぼくらのほうは大体薄っぺらだけれども、こういうものを書いている。やはり片手落ちだと思ふのですよ。大体あなたたちがものを、あなたが言ったかどうか知らぬけれども、日本の戦後の教育が悪いからこうなった、こういうことを言う、これはあなたたちが言ったろうと思う。まあ、あるところではもうそういうことばかり言っているがある。何か起こると、みな日教組が悪いということを言う人がおる。これは一番簡単なんだ。教育が悪いからだ、大学に起これば、大学のやり方が悪いからだというように言うのです。それはだけの分析では足りないというんです。ぼくはやっぱりあなたたちが行政を通してどういことを感じているか、これははっきりするべきじゃないですか。どうも文部省というのは、自分の立場のことはじょうずに守っていく癖があるんじゃないかと思うんです。先ほどから聞いていますけれども、文部省のこの点というものは、あまりないですな。大体紛争のきっかけというものを考えた、そのきっかけの具体的な問題の中にもあなたたち関係することあるよ、きっかけというものを見たら、それを調べてみて下さい、何だか学校の生徒に言うようなことを言うようだけれども、あなたそれ言わなさいだめですよ、きっかけのことを考えないと。私は、もう学徒援護会

○小林武君 いや、あなたの話、何べん聞いていてもとにかく青年が悪い、だれが悪いという話が出るけれども、私が聞いているのは、社会的、政治的な面ですとあなたのはうからいえば、文教政策という角度からあなたたちのほうの責任というのはいないのかどうか。

○政府委員(木田宏君) これは、前回にもお答え

○小林武君 いや、あなたの話、何べん聞いていてもとにかく青年が悪い、だれが悪いという話が出るけれども、私が聞いているのは、社会的、政治的な面ですとあなたのはうからいえば、文教政策という角度からあなたたちのほうの責任というのはいないのかどうか。

○政府委員(木田宏君) これは、前回にもお答え

のあの諸君が住んでいたあの場所へ行って、この人たちの抵抗、反抗というものはどこにあるかといったら、これは文部省だと思った。初めはぼくもいささかしゃくにさわった、行ったらどの馬の骨が来たかというふうな顔してね。うちの党から行け行けというもんだからぼくも行った。私は、わりあい青年から悪口言われても、あんまりおこらぬほうですからね、行ったところが、やっぱりおこらぬつもりで行ったけれども、ちょっとしゃくにさわった。しかし、まあ二度、三度通って、彼らの中からもいろいろな話を聞くことができるようになったときに、私は、一番のやはり根源は文部省にあると、あそこは、御存じのように、一つの大学の学生じゃないんです、雑多なんだ。しかも、それは雑多になっていくけれども、そこは言うならば彼らが開拓したようなもんだ。そこに対する、あなたたちの場合には、大学を責めるよりも、大学に対してはあなたたちのほうは相当あれでしょう、国・公私立の大学側の学生がそこへ集まっているんだけれども、それに対してあれでしよう、大学を通してかなりいろいろな手で文部省の方針出したでしょう。学徒援護関係のあそこ責任者と話したことがあるけれども、まあ、言ってみれば、結局は大学の当局よりも、文部省というものの考え方というの、非常に強く出ているように思ったが、どうですか、あの状況、あなたはもうどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(木田宏君) 一般的に言いますと、学生の側から見た大学の生活環境の条件は劣悪であるということは言えようかと思っております。これは冒頭に申し上げました大学が大衆化したということとの関連もあるわけでございます。いま、学徒援護会の寮の問題を御指摘になりました。しかし、たとえば一番整備されているはずの東大でございまして、駒場の教養学部のキャンパス、以前はあそこに第一高等学校が置かれておりました、あのキャンパスの中に学んでおった学生数は、いまの学生数の六分の一とか、七分の一とかという小さい数です。当時の学生に比べたら、非常に

○政府委員(木田宏君) 一般的に言いますと、学生の側から見た大学の生活環境の条件は劣悪であるということは言えようかと思っております。これは冒頭に申し上げました大学が大衆化したということとの関連もあるわけでございます。いま、学徒援護会の寮の問題を御指摘になりました。しかし、たとえば一番整備されているはずの東大でございまして、駒場の教養学部のキャンパス、以前はあそこに第一高等学校が置かれておりました、あのキャンパスの中に学んでおった学生数は、いまの学生数の六分の一とか、七分の一とかという小さい数です。当時の学生に比べたら、非常に

○政府委員(木田宏君) 一般的に言いますと、学生の側から見た大学の生活環境の条件は劣悪であるということは言えようかと思っております。これは冒頭に申し上げました大学が大衆化したということとの関連もあるわけでございます。いま、学徒援護会の寮の問題を御指摘になりました。しかし、たとえば一番整備されているはずの東大でございまして、駒場の教養学部のキャンパス、以前はあそこに第一高等学校が置かれておりました、あのキャンパスの中に学んでおった学生数は、いまの学生数の六分の一とか、七分の一とかという小さい数です。当時の学生に比べたら、非常に

多くの数の学生がキャンパスの中に入ってくる。とうていキャンパス自体、それを十分に戦前のような状態で受け入れるだけの余力を持ち合わせない。しかし、ある程度やむを得ない現実がございまして、それをどう乗り越えるかということにつきましましては、いままでも積極的な手が打たれておらない。学徒援護会につきましても、戦時中の兵舎その他を借り受けて、当座の戦後の学生の寮として転用する等の措置をとりました。しかし、その後、それに対して積極的な改善策が思うように進んでいない。こういう点はいろいろございまして、これは学徒援護会のように、文部省が直接めんどろを見ております面につきましても、また、大学が直接めんどろを見ております学生の生活環境につきましても、いろいろと問題があるという点はわかる点でございます。これらのことは、諸外国の大学その他と比べてみましても、非常におくれておる。一つはやはり、文部省の責任を逃げるわけではございませんが、今日これだけのたくさん青年をキャンパスの中に受け入れるということになりました場合に、大学の当局者も、学生の生活環境という問題を自分のこととして考えるというふうなものの考え方をしていかなければならない時期になっている。それに対して、あまりにも教育と研究、教官の教育と研究が主体であり過ぎて、学生がおろそかにされていたという感じは、率直に言って私も反省しておるところでございます。しかし、それはそれなりのまあ経緯のあったことではございますから、われわれとしては、やはり大学当局と一緒に、こういう改善に努力しなければならぬ。筑波の地に新しい大学をつくり出す場合には、そういう点でも従来のワックとか、基準にとらわれないでできるだけの整備をしてみたい、こういう心づもりでおる次第でございます。

○小林武君 その筑波の話はもう少しあとにして、あの学徒援護会のことではまあ一つの例だ。あなたたちは、学徒援護会に対してどういふあれをやったですか、どういふ対策を立てた。そして、

○小林武君 その筑波の話はもう少しあとにして、あの学徒援護会のことではまあ一つの例だ。あなたたちは、学徒援護会に対してどういふあれをやったですか、どういふ対策を立てた。そして、

○小林武君 その筑波の話はもう少しあとにして、あの学徒援護会のことではまあ一つの例だ。あなたたちは、学徒援護会に対してどういふあれをやったですか、どういふ対策を立てた。そして、

ちよつと古くもなりますが、インターン問題であつたり、あるいは学生処分の問題であつたり、また、全然別個でございますけれどもエンブラ騒ぎであるといったような、全く学外の問題に端を發して動きが起るこゝろといったようなことがございます。で、これらを通じて文部省の責任を御指摘いただいておるわけでございますが、先ほど来申

し上げておりますように、いろいろと先取りをして変化に対応できるような措置をしてなかったという面での行政上の責任を回避するつもりはございません。

しかし、あの当時、かなりのたくさんの方で紛争が起こりましても、すべての大学で混乱と紛争が起こったわけではない。やはりそれなりの問題があり、理由のあるところで起こっておる。しかも、学生の問題というのは、やはり文部省は大学当局とタイアップしながら措置をしていくという立場にあるわけでございまして、文部省だけが大学当局と離れて何らかの対策をとればそれで問題が片がつくということではなからうと考えるのでございます。そういう意味で、文部省の立場というものを全く責任のがれで言うわけではございませんけれども、やはり起こるべき大学にいろいろな問題が起こっておるということでありますならば、それらの点について、個別に処置をとっていくということがやはり必要なことだというふうに考える次第でございします。

○小林武君 個別にとつていったら起こった大学と起こらない大学あるというのは、これはやはり言い過ぎじゃないですか。ぼくはあの当時じつと見ておつて、日大の場合を考えますと、日大の場合、あのころ学生の関係のあれがよく呼ばれましたわ。ところが、それは紛争のものすこい大学もあるし、その当時日大というのはいかにも何と云うか、きちんとしてるように見えるのですわ。しかし、ぼくはそこへ行つて、ほかのほうが騒ぎ

の大きいときにそこに行って、これは問題起きる
なと思ったことがある。それは一つの学校の方針
で、あるやはり圧力がくるわけです。大学の改革

だとか、いろいろな問題について不満を持っていた学生が何かやはりはたから——ほかの大学がやるわけですから、そういうものに刺激もされていきますし、また刺激されたからやるのではなくて、自分に問題意識を持っていたところにそういうものがあから起る。そういうものが暴力的に押えられておったというようにことです。だからばくはそれのときには必ず起きる可能性があるなと。問題はそういうようなきれいで押えようとしてもいまの大学の状況から見ると押え切れるものではない、起きた場合にはこれはなかなか大きいぞと。そういうところは、いろいろありますね。もっと極端に言えば、ぼくなんかは、いまの例の大学、このごろ問題になっている、暴力だの多い大学、国士館、これはあの当時はああいふ力で押えた、しかし、そのあは結局どうかというところ、いまになってから押え切れないほどの形が出てくる。だから起きるとか起きないとかというような問題を、あすこはしかりやっているとかなんという、そういう見方をしておったのではだめなんです。私は、そういう見方でなしに、もっとやはり根本的な原因がどこにあるかというふうな文部省が見えないところに問題がある、こう考えているのですかね。そういう点はあなたはどうですか、ぼくに同意しませんか。それは違うと、絶対そういう動揺の起きない大学もあつたんだから、それはその起こったところの大学が内部的に問題があるからと、そうと言いつつ切れますか。そういうことを言いつつ切れないところがあるでしょう、政治的な問題だつてありますから。私は六〇年安保のときに思ったんです。その以前から大体はくも大学の学生の諸君とは相当の接触があつたんです。接触というのは顔見知りなんだから、よく出入りする人たちもおつた。別段そういう人たちと接触といってもただ顔を見ているだけですけれども、そういう時期にじつと見ておりました。私は、ずいぶん納得のいかないところもありました。労働組合と違って幹部の諸君というのはいささかやはり軍隊みたいなところがあるのです。ぼ

くはそれが不満でしようがなかった。そういうあれを見ておりましたけれども、初めは、あなたたちどう見ているか知らぬけれども、学生は初め手ぶらでしたよ。ヘルメットもなし、それから手にもものを持つわけでもなし、ところが、もうこれとにかく取り締まろうとする警察のほうは、まずその防備がいいわけですね。小手のようなものもあれば、それからまたヘルメットもかぶつて、石が投げられてもだいじょうぶなようないろいろな装備をして、そしてとにかく参議院の前でめった打ちにして、参議院の議面の中に学生がぶつ倒れて、ぼくらが救急車を呼んだりするような、そういう過程を経て学生はだんだん抵抗のあれを強化していったのです。だから私は、そういう日本の取り締まりに対する態度、学生に対する態度というものも大きな影響を与えて、結局今日の状態の中には、その面を負うべき責任もずいぶんあると思つておるんですが、あなたたちはどう思つているのですか、それについて。

○政府委員(木田宏君) 小林委員が一、二の大学の例を御指摘になりましたが、きつかけとしては、やはりそれぞれの大学にそうした特有の課題というのがある。このことはやはりすべての大学に同じ問題が起つておるわけではございませんから、それぞれの大学の特有の問題点というのがあるということは申し上げられると思つてます。ただ、発端はそうでありまして、共通してそれが展開していきまふときのいろいろな動きというのは多くの大学に共通した問題が出てまいります。で、その中には、先ほども申し上げましたけれども、政治的、社会的な問題と学内とのつながりというやうな面から考えていかなければならぬ点もあらうかと思つてます。いま小林委員がお話しになりましたように、学外のいろいろな政治的課題、安保でありますとか、エンタープライズの入港問題とか、いろいろなことの際に学生が動く、治安当局が出てくる、そうした社会的な接触の中から、そういう社会の政治的課題の中で、いま御指摘がありましたやうな御意見も成り立っていくんだらうと思つてます。学生側もできるだけ装備を整えるのだというふうな動きは、確かにいまお話を伺いながら、そういうことが言えるんであらうかというふうにも考えました。ですから、学内におきます学生の問題というものが、その意味では学内問題だけでなく、学外のいろいろな大きな動きにつながつておるといふ点は、これはもう私も同感できる点だと思つてます。

○小林委員 まあ、そういう意味で学生の問題を見れば、いわゆる安保問題に対する政治が、政治上の安保問題というやうなことに對して学生がどう敏感に反応したか、こういうことを一政府といふものはどう受けとめたのか。このことは、私のほうの党でも取り上げてまして、いまの学生のあれには政治的な問題がたぐさんある。非常に巨大な不正といふものが政治上の不正といふものが、これは先進国の中にたぐさんあつて、それらのものが大学の学生に大きな反抗を起させている。あるいは何といふんですか、管理社会といふものの中にあつて、学生はそれの中で抵抗する、そういうものもある。こういう点の根本の原因に目を向けない大学対策といふやうなものは、何といつても政府が非常にやっばり強いんじゃないか。結局、文部省といふところがそういう対策だけしか立てないんじゃないか。だから、もうあなたたちのやることは、とにかく管理社会、管理体制をつくらば大学がうまくいくとか、少々手ぬるいようではあるけれども、大学にものをまかせてやるというやり方をあまりとらない。そういう手ぬるいやり方をするといふとこれを攻撃する。やるときはかなり残酷にやる。私は安田講堂の状況をじつと一々あそこへ行つて見ておつたけれども、あのぐらゐらやられた抵抗するといふ気持ち若い者であるなら必ずあると思う。空からと下からと、あらゆる場所からやられるわけですからね。だから、無理に私は青年たちを反抗させているといふ気持ちをあのとき味わつた、こんなやり方で大学改革をやるべきでないと思つたが、どうですか。

○政府委員(木田宏君) 小林委員の御感想でござ

いますので、これはそれとして承らせていただきますが、私は、文部省におきまして、大学問題を担当する責任者として、国立大学あるいは公・私立の大学といふいろいろな意味で接触をいたしますけれども、なかなか大学は、自主的に自分でいろいろなことを構想されると、そう私どもが何かを言えればそれによって簡単に動くといふやうな存在でないといふことは、私なりの感じとして身をもつて印象づけられておるわけでございます。東大の安田講堂の事件のことのお話もございました。あの措置につきまして、文部省がとやかく指揮できなかったわけではございません。当時の大学の総長以下大学の幹部の人たちが、長い間のああいふ不正な状態に對して、何とか学内における秩序を回復しなければならぬ、これはやはり大学の責任者として、東大という伝統ある大学の教育・研究の責任を持っていた人たちが、社会の負託を受けてあの状態を放置しておくことができないといふ最終的な判断から、当時世の中の人から何であんなにやぐやぐしているのだといふやうな強い御批判があつたと思つてます。そのぎりぎりのときの措置がいま御批判をいただいたやうな状況にはなつたかと思つてます。しかし、それはそれだけ、あの当時安田講堂に入つておりました人たちがすべて東大の学生でなかつたといふことは、小林委員もよく御承知のことだと思つてますけれども、一つの大学の封鎖といったやうな問題が、多くの大学の学生、あるいは中には大学の学生でない人たちも関係して起つてくる、社会の動きがそのまゝ学内に入つてくる、こういう問題に對して大学がどういふやうに学内の秩序を回復するかという課題であつたかと思つております。大学は、ほかの会社や社会の場合のように、簡単にものが片づきません。これはやはり相当の時間をかけ、関係者の努力を待つて進んでいく、これは大学の性格上やむを得ないところだと思つてますけれども、しかし、長い時期にわたつて授業ができな、入試も行なえない、こういうやうな状態を放置することができないといふのは、大学を預かる責任者

の当然の考え方、また当然の措置ではなかったかと考えております。

○小林武君　まあ、大学の紛争というものが、ある境界を越えていった場合には、これは容易ならぬことだというのは、これは日本ばかりじゃありませんね。これはフランスの場合のことも聞きましたけれども、やっぱりソルボンヌの前のあそこ、あれがものすごい状況になったということ。それから、あなた先ほどおっしゃったけれども、東大に立てこもったのは必ずしも東大の学生ばかりではない。そういう若い学生の間の横のつながりというものが出てくるということ、これはまぎれもない事実なんです。これはもう何の場合でも同じです。おとながやろうが、だれがやろうがみんなそういうことが起こる。それがおそろしいことだね。だからそれぞれの対策について、やっぱり対処のしかたというのは、私に言わせれば、やっぱり何に原因するかということについて政治の原因があったら政治的なそれについての反省がなければならぬ。ぼくは大学がまるっきり、大学そのものがよくて文部省が悪いからと、そんなことを言っているのじゃないんです。大学そのものも根本的な改革を迫られている、しかし文部省もそうだと、ある意味で、そういう教育政策にかかわり合いを持っている者は、政治やる者もみんなやはり考えにやいかぬ。そして最小限に一体これらの抵抗をどう処理するかということが、しかも、早期にそのことを解決していくというふうなやり方はどうするかといったら、それはやっぱり教育的な観点からやらなきゃだめだと思ふんです。何をまごまごしているのだと、警察官導入してすぐやれというふうなやり方は、かえって事態を非常に深刻にする。その点で文部省の態度というのはぼくはやっぱり大学紛争を通して問題があったし、また、われわれ自体の周囲の人たちの間に最後はやり切れなくなつて、もうとにかく手つとり早く、力には力というふうなことを考える者だつてないわけではない。しかし、それは下策だということです。ところが文部省とい

うのは、私はそういう点ではいつでもそういう態度に出てきている。少なくとも、教員組合対策というものを見ればよくわかる。力でもって、権力でもって押えつけようという政策がとられてきているから、私は、そういう点であなたたちのほうの反省点というものがあつたと思ふんです。それについてあなたの方では、私のほうはとにかくやることはやりました、その点では手落ちはありません、という考え方が非常に強いものだから、それに対して非常に不満を私はいつも持っているわけ。先ほども言ったように、そうでしょう。学力テストの問題でとにかくやつた、そのほかでもあるんじゃないですか。たとえばどうですか、高等教育の問題でも、高専というのはどうだろ。しかし、今度の中教審の答申の中にも高専がありますけれども、いわゆる高専がどういふいま状態になっているか。あなたたちはあの高専ができた当時の、あの高専の中にある教育、学生の諸君の期待というものがいまの高専の中にあるかどうか。これはあなたたちが感ずること、実態と実際とはもう非常に違ひがある。それから工業教員養成所のあのやり方どうです。こういう時代になつてから、三年制の工業教員養成所なんというのはやめたたらどうだと言つてもあなたたちはそれをやつた。それはわれわれの指摘したとおりになつたでしよう。そういうあなたたちのやり方の中には、どうもやっぱりその場限りの政策というふうなものが案外入り込んできて、そういう後々のことを考えないようなやり方がある。今度の筑波の問題だつて、私はそういう点を指摘したいのです。

○政府委員(木田宏君)　国会の御審議を経まして、いろんな政策として進められたことが、あとの時点から振り返つてみていろんな御批判を受ける、よかつた悪かつたというところは当然起こり得ることだと思ひます。また、そういうすべてがよいというふうな国はよほど特別の国でございまして、やつたことについていろんな御批判が起つてくるという国は、ある意味で私はけっこうな制

度になつていふふうにかつていふのでございす。ただ、文部省がそのそうした政策を進めていきました過程の中で、やはり御批判を受けるような責任を持つというところは起り得ると思ひます。けれども、冒頭から御指摘いただきました、文部省に非常に大きな悪影響があるというふうな御指摘だけは、これは私は少しかんべんをしていただきたいというふうに思ひます。と申しますのは、大学紛争のあのいろんな過程の中で、文部省が直接警官をどうこうできるとか、あるいは学長を指揮してどうしろと言へるものではないと、

さういふ。早稲田につきまして、当委員会でもいろんなあの状態をどうするのだというふうな御指摘もございしました。私どもとすれば、やはり大学に対しては大学の努力にまつという姿勢で関係者の努力を期待し、その改善について一刻もすみやかに善処されていくということを期待をしておるわけでございます。しかし、一面から見ますと、何をのろろしているんだというふうな御批判も賜つたことも、また賜つておることも少なくございせん。すべて今日の国立大学で事態がうまくいっているというふうに申し上げることも間違つておられますし、私どもも、直さなければならぬことがいろいろあるかと思ひます。しかし御批判のあります点はいろいろとまた御批判を受けながら改善していく。で、もちろん、筑波の問題につきまして事前にこれを危ぶむと、心配だという御意見のあることも私はわかるのでございす。これで一〇〇％成功すると思つておるか、これはやはり筑波大学ができて関係者が努力をしてみなければわからない要素というものは残つております。しかし、今日までの大学のいろいろな課題を考えながら、こういうふうな改善を加えてみたらどうかという提案、それが大学の多数の意見として大学全体の意思を形成いたしました際、それを試みてみるというところは、私はやはり必要なことだ、いろいろな試みをやってみる、先に行つて失敗することがないとは言へません。しかし、やっぱり失敗があるかもしれないというこ

とだけで、今日の状態を動かさないということでは先ほど来問題になりました大学紛争のいろいろな課題を解決していく政府の姿勢にもなるまいというふうな確信をいたしております。

○小林武君　そうすれば、まあひとつ筑波のほうにだんだん移りますかね。ぼくもあなたのおっしゃる通りに、ものごとが全部うまくいくということはないとあなたはおっしゃるけれども、かりにこのことは全く予想したとおり時代に適合した考え方であり、そういう目的に沿つた実績をあげたとしても、それは、そのものがいままでそういう状況というのにはあり得ないわけ。必ずそこには次の問題がやはり起こってくる。それがなかつたら発展がないわけですから。だからぼくはそういう完べきなものがここに考えられてできることを言っている人では決してない。ただ、試みとしては、私は新しい大学をつくつてやってみるというのには必ずしもこれは日本だけではないわけ。むしろ、日本はまねをしていふと言つてもよろしい。イギリスのまねをしたり、ドイツのまねをしたり、またドイツとイギリスについてもやっぱりそれぞれ従来のことを考えて何か切り抜ける道がないかという、そういう考えに立つてやつた。それには大に大学紛争というものの一つの契機になつたろうし、あるいは社会の一つの移り変わりの中にもあつたでしよう。その国の状態、経済状態とか、いろいろな状態もあつたでしようが、そういう状況においてやつたということ、これは悪いとは言へない。そういうことがあつてもいい。しかしながら、この筑波のことを考えたらいかにどうもおかしい、ぼくに言わせると。大学は確かにあれでしよう。教育大学というのは五つに分散しているところの学部を統合して、そしてどこかに移りたいという。これは学内にやつぱり起こつていた問題だと思ふのです。ところが、こういうものに対して文部省というのは全くあれですか、この協力といふですか、当然国立大学ですから、それに対してどうやって新しいキャ

ンパスを獲得するのに考えてやるとか、そういうことはないわけでしょう。ないから、結局どうなったかといったら、国策に協力しなきゃだめだという考え方が出てきた。大体、そのとき教育大学の学長がそう言ったというんでしょ、国策に協力しなかったらとにかく土地は手に入らないと、これは事実反しますか。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘になりました学長の発言というのはどういうことであるか、私にはちょっとよくわかりません。しかし、今日でも毎年多くの国立大学でこういう土地をほしいという希望はかなりたくさん出てまいります。これは大学関係者、もちろん事務の当局を含めてでございませうけれども、現在あります大学のキャンパスをいまの場所を整備するということについては不可能だと判断いたしました大学が幾つか新しい候補地を見つけて、こちらへ行きたい、ここを整備したいというふうな御相談が起つてきております。そうした御相談を受けた場合に、私どものそれぞれの専門の立場の人たちが、やはりそれは現在の土地の値段のこともございませう。また、将来その地域の見通しを考えるとということもございませう。また、地質の状態を判断するとか、一番大事な水その他の諸条件を勘案するといったようなことがございまして、希望のとおり場所が長い目で見ると必ずしも賛成しがたいでしょというふうな意見を言うことはございませう。でございませうから、大学関係者が必要とする土地の予算を計上いたしますにつきましても、私どものほうで相談を受け、吟味をし、そしてわれわれも同意であるというものについて国会に予算をお願いすると、こういう手順はとっておる次第でございませう。

ら、昭和三十七年の五月以来、評議会の内部に施設小委員会が設けられまして、大学の移転問題の討議を続けてこられました。まず、八王子地区について調査が行なわれて、各学部の意向が確かめられ、昭和三十八年の一月の評議会で文学部、教育学部、体育学部の三学部がまずこはいというふうな賛成の意見があり、理学部は検討中、農学部は同地区がいいとは認められない、それぞれ学部の判断で意見がかわされたというふうなことがございませう。

○小林武君 その後はなかったわけですか。

○政府委員(木田宏君) 結局、八王子地区の土地の取得が困難であるということがはっきりいたしましたので、そのほか二、三の候補地を調査検討されたようございませうけれども、適地で入手可能な見通しのある場所が見つからなかったということとでございませう。

○小林武君 あれですか、三つの大学に口をかけたという話であります、その場合に、筑波にこの三つの大学を入れようという文部省の態度であったんですか。

○政府委員(木田宏君) この筑波の問題が研究学園都市として政府で話題になりました際に、文部省は首都圏内の全国・公・私立の大学に對しまして、こういう構想がある、希望のあるところはお申し出くださいというように、全大学に對して、国・公・私立を問わず御案内を差し上げたのでございませう。その際に何とか考えてみたいがという御返事がきたのが前回、御指摘のございました三つの大学でございませう。

○小林武君 当初どれくらい大学の数をそこに招致するつもりであったわけですか。

○政府委員(木田宏君) 学校の数をきめて御案内をしたわけではございませう。私学用の土地といましては五十ヘクタールを一応予定し、国立用の土地といまして、筑波の現在の二百四十五ヘクタールほどを予定して、これを教育関係、大学関係の土地として案内を出したと、こういう次第でございませう。

○小林武君 ぼくはそのところがわからないのだが、大学の土地さがしについて、一体政府が考えていることに、いわゆる国策に乗るといふようなことがなければ適当な土地が手に入らないということ自体が、これはおかしいと思うのです。そういうことは、ぼくは文部省あたりが相当便宜を——便宜というか、その一つの国立大学です、それから、それに対して積極的に土地の問題について考えてやるということになれば、これは解決する問題だと思ふ。三十五、六年のころですからね。それで、私はもうその点はこの間も言ったけれども、北海道の教育大学の統合問題に對する土地の問題だつて、さわめて冷淡さわるものだと見ているのです。どうして一体国策に乗るといふとそれほど馬力がかかって、国策に乗らぬ場合には、まことに冷淡な態度をとるといふ、まるっきし違う態度を文部省がとるといふことについて、どうも合点がいかない。この点は少し間違つていませんか、そのやり方として。

○政府委員(木田宏君) 現実に筑波の土地について関心を持たれました三つの大学のうち東京工業大学は、筑波とは別に神奈川県長津田に新たなキャンパスを見つけたというところで、その土地の購入の御要請があり、いまその大学の方針に沿つて整備が進められております。ほかにも幾つかの大学が新たな適地を見つけて、そこに統合し発展をするというふうな動きを示しているところは少なくございませう。ただ、御指摘のございました北海道教育大学の問題につきましましては、札幌と岩見沢と両方の分校の問題がございまして、これら関係者の意見がなかなか揃一しないという点から、長らく延び延びになっておりますことは私どもほんとうに残念に思つております。しかし、何か文部省の意に沿うものだけということでは、私どもが無理な要求をし、無理な応待をしておるといふことはございませう。先ほど申し上げましたように、持つてこられたところがほんとうに適地であるならば、それに対して必要な購入予算も、整備もしておる。具体的には幾つかそうした事例

は申し上げることができると思つております。

○小林武君 そのところ、ぼくは考えてみると、ほかの二つの大学が別な土地をさがしていった。八王子がなくてもさがす道はぼくはあるような気がするんです。しかし、まあ一番手堅なところ、飛びついたんだが、そこで、これはあれでいいですか、学内が全く一致した見解で移転をするというふうなことになるなければならぬものでないか。ぼくはその点では北海道の教育大学と、それから東京の教育大学に對する文部省の態度は全くこれは正反對だと思ふ。北海道の場合は十年とにかく時を待てるわけですね。しかし、そのことについては、ぼくは外部の圧力などではなくて、それはほかの者がかれこれ言うことではなくて、学内で意思統一をしない、まあ言つてみれば、あそこの場合は、この分校のうちの一つが統合の当事者だから、一つがよけりや一つが反對だというふうなことになるけれども、まあ問題は、一つの大学の場合、それからその大学の置かれてある市の理由とかでなかなかむずかしい。しかし、何といつてもそこでは合意に達して大学自体がきめないといふと、これがほかの者が入るといふと、これは問題が深刻になるという。私は、その点では文部省が慎重に出ているというところは必ずしもこれは悪いと言えないと思ふ。しかしながら、教育大学の場合に對するあれは、これは文部大臣が大学の意思統一があったからお手伝いをするというふうなことだが、これはお手伝いとはぼくは言えないと思ふ。そのことの問題でもって学内が割れているという、そういう状況の中でどうして教育大学を強引に一体やるのかどうかということがある。これは文部大臣、どうですか。あなたにはほんとうに意思統一されたと考えていますか。ぼくはそうは思わない。いわゆる国策の線に乗せようというところで、この問題については相当やはりあなたの方で強力な介入をしていると、こう思っているんだけれども、間違ひですか、ぼくの見方は。

〔委員長退席、理事楠正俊君着席〕

○國務大臣(奥野誠亮君) もう御承知のことではございますけれども、評議會で筑波移転を決定をした。しかし、五学部のうち文学部だけがその後移転の關係の会合には一切代表を出さない、こういう経過で起きているわけでございます。全学的な意思決定機関としては評議會ということでございます。その評議會の決定、これが一学部がその後にいろいろ異議を言うからといって、その東京教育大学の意思決定を尊重しないということでは私はやっぱり混乱を重ねるのではないだろうかというように考えるわけでございまして、そういう意味で、やはり東京教育大学がその後意思決定をひるがえさない限りは、その線に沿って文部省は協力していくべきじゃないかと、かように思っているわけでございます。もちろん、東京教育大学が評議會の決定をもちまして従来の意思をひるがえすという場合には、またそれに従って対応をしていかなきゃならない、こう思いますけれども、評議會の決定があつて、それが何らひるがえされない限りにおいては、内部に異議があるにしましても、正規の機関を経た決定であります以上は、それに従つて文部省は協力をしていくということがむしろ筋道ではなからうか、こういう考え方をもちましてきてきているわけでございます。

○小林武君 しかし、あれでしょう、五つの学部があつて、そして一つの学部ばかりではないでしよう。学部全体としてのあれはいろいろあるでしょうけれども、反対と賛成のあれはどうですか。教官とか職員とかというものをやったらどのくらいの率になるんですか。これは大学局長どうですか。

○政府委員(木田宏君) 大ざっぱに申しまして、移転反対が三割から四割という状況かと考えております。

○小林武君 四対六ということになると、これはかなりもう接近した数ですね。私は、何もこの北海道の場合のことを例にとつてこれこれ言ひう

けじゃないけれども、その場合には、十年間とかく文部省としては自分のほうから積極的な意思表示はしていない。この態度はよくは文部省が、大学の決議機関でたとえきましても、一つの分校が、当事者の分校が反対したという理由でそれはきまらなかった、きまなかった、しかし、それはよくはきまらなかったと言つておられる、それはやっぱり合意に達しなかつたのだと思つておられます。しかしその態度、そのあれと比較してみると、たとえばあなたの審議官にばくは話したときも、これはこういう事情があるからやっぱりある程度考えなかりやならぬ、問題は十年もたてばもうぼろぼろになつちやうわけですね。しかも今度教官の編成なんかでも、これはもう片手落ちになつていく。片手落ちというか、一つの非常に片手の方の学校の状況が悪くなる。いろいろな問題があるものだから、それは解決したいのはやまやまだけれども、それに対して文部省が何か援助してやる方法がないかというふうなことも言つたことがある。ほかの者がこれに口出しするといふようなことは、これは非常にいろいろな弊害を及ぼす、そういうときにはもう手がつけられぬ、やっぱりこれはもうとにかくこのままで両者が合意に達するまで見るよりはかしようがないと、こう言う。それがどうも教育大学になるとがらり変わつてきて、まだまだ研究の余地があると思ふのにやるといふことについては、よくはどうしてもわからぬ。それはやっぱり国策によるというところが一つはあるんだらう。もう一つは、やっぱり文部省の中に賛成派と反対派に対する感情的なものが見方があるのではないかと思う。この点はよくの考え方というのはいやばりひがんで見えていますか。私は、そうでないと思つてゐるんです。この二つの事実を見れば、比較してだね、全然腰の入方違ひじゃないですか。どうしても解決せにやいかぬのだと、あんなたち早くきめなさいといふようなことを言つたためしもないでしよう、北海道の場合は、それぞれが話し合ひすべきですといふことも言つた

ことないでしよう。おそらく両方の言い分も聞いたことなければ、陳情団ぐらいは来たら會つてやつたぐらいでしよう、おそらく。あるいは土地を取得して、両方の間のところに土地を買つて、両方から歩み寄つてきて一緒にたたらうだといふ案も出て、それも合意に達しなかつた。しかし、この土地というのは、なかなか何ほ北海道でも一番いい土地なんといふのはそんなに簡単にあるわけじゃないわけですね。そうすると、その土地を持つといふことは、これは一大学がどこから金出すといふこともできないわけでしょう。そういうことについてのあなたのほうのいわけの何といふんですか、文部省として、これに対する対策といふようなものも別になかつたはずだね。こうするべきじゃないかという指導もなかつたんです。しかし、教育大学の場合だけは、どうしてそういうふうになつたのか。私はやっぱりそれについて納得がいけないわけですね。それならば、なぜ教育大学の問題についてのもつとやはり両者が歩み寄れるようなやり方といふものは文部省でとれたのかどうか。この点の——もう大体あなたのほうでも言うことなくなつたらしいところもあるけれども、本心言つてもらいたい。大学局長さん、あなた本心を言つてもらいたい。

○政府委員(木田宏君) 私どもは、大学の正規の意向が表明されるまではかなり気長に待つておるつもりでございます。

ただ、東京教育大学の場合は、私どもがせかしたわけでも何でもございませぬが、教育大学自体としてキャンパスの整備統合を進めるといふことから昭和三十八年以来学内での検討を詰めて、四十二年に一部の御反対はありましたが、筑波に土地を希望するといふ正規の意向表明がございました。大学の意思決定といふものが正式になされた場合に、私どもは、その学内のいろいろな事情もございませうけれども、その正式の意向に沿つて措置をとるといふのがまた文部省として心がけるべきことだと思つてございませぬ。

北海道教育大学につきましては、札幌と岩見沢

の両方の御關係の方々のそれぞれのお立場があつてなかなかむずかしいという事情はわかつておりますし、また、そのむずかしいまままで教育大学としての正規の意思表示といふものをちようだいするに至つておりません。はらはらす点もございませぬが、まあ待たしていただいておりますという状況でございます。

○小林武君 一つだけお聞きしますけれども、それは正規のあれがないということ、全学が一致できなかったといふことになるけれども、北海道の場合は各分校から評議員が来て、票数はそれぞれ賛成が出たんでしよう。ただし一つが、当事者の岩見沢がそれ納得いかぬと言つて退場が何かした、そういうことじゃないですか。そういうことが結局正規の決定に至らなかつたという実情じゃないですか。

○政府委員(木田宏君) 北海道教育大学から文部省に對しましてこうだといふ大学の正式の御意見の表示がないということでございます。学内でのいろいろな御相談はあつたかも知れませぬ。したがしまして、北海道教育大学の場合には、私どもとしてはただ状況をまだ見きしていただいていられるといふ以外のことがとれないという次第でございます。

○小林武君 まあ、あなたどういふふうにおつしゃつても、よくは正規のまあ多数決でいけばこれはきまつた問題だと、しかし、多数決でいけば出た結果がいわゆる全学の一致といふことになつてはたいへんだという、そういうこととてにかく文部省の態度もそのようだとことを聞いておる。私も、それについては文部省のつた態度が悪いとは言えない、特にその際には、外部からのいろいろなあれもあつたものだから外部からの者が妙なことをやるといふと、大学のいわゆる問題に介入したといふことになる。しかし、あなたのおっしゃることとはだいぶ違ひね。これは一つは、まあいまの教育大学に対するような態度からいへば解決した問題ですね、だからよくはわからぬと言ふんです。なぜもつと教育大学の実情を

確かめてやって、そうしてあれしなかつたかと言ひます。これがどうも納得いかぬ。しかし、このことはそれでやめておきましょう。あなたのほうでしかしそれは反省してみたいほうがいい。一つの大学には、そういう態度をとり、一つの大学にはそういう態度をとらないといふことね。

それとも一つ一つでないたくさんあるんだけど、一つのそれにかまつた問題として、どうして筑波移転ということと廃学というものが、どうしてそういうことをやるのか。何でもそういうことをやらなきゃならぬかということです。私は、伝統、伝統と——社会主義者だから伝統なんといふんでぶちこわしいと思つておるかも知れぬけれども、これはあなたにも言つたことがある。ベリの大学なんといふのは、平清盛が厳島の神社をつくつたころにできた大学だ、そういう古い大学には古い大学の一つのやっばりよさがある。そういうものの中で伝統をつくりながらやってくればそれはさつきも言つたとおりだ、古いからいいものといふことはない、古いからまたそこに欠陥もあるといふこともある。しかしながら、日本の大学に比べてやはりベリ大学にはベリ大学の一つの風格がある。日本からもずいぶん留学生行くでしょう。しかし、日本の大学といふのは何ぼ古いとか何とか言つたところでとにかく東京大学といふ名前になったのは明治十年でしょう。東京師範学校といふ名前では明治五年、東京大学よりか五年古いと言ひますが、その前のほうからいけば東教大になる前にいろいろなあれがあったからあれだけれども、東教大といふあれから言へばとにかく五年前にできたんです。それが高等師範になり、文理大になり教育大学になったんです。そうして日本の何といひますか、教員養成の大学の一つのやっばりモデルとしての歴史的な使命も果たしてきた、いまや教育大学になつて単なる教員養成だけではなくて、学部は五つしかないけれども、やっばり東京教育大学の伝統といふものも見なければならぬといふような、状況になったときに、どうしてこの東京教育大学とい

うものを廃学にしなればならぬかといふことです。私は、これ文部大臣、どうしても理屈がわかぬのです。教育大学の卒業生の中にある同窓会、若深会といふのがあるが、その中に二つある。名前なくとも、筑波大学だと思へばいいといふようなそれがある。片つ方の母校がなくなつたらたいへんだといふ卒業生の皆さんはやはり東京大学よりか五年前にできた伝統あるこの母校をつぶされてたまるかといふような——私はやっばり百年程度の大学の歴史を持つていない日本の場合、どうしてそういう伝統を重んずるといふような気持ちが保守党の内部の中になのかとふしぎでたまらない。これは社会主義者だから伝統がどうでもいいなんといふことは言つてないです。中国には中国の中にいまの人民共和國とは違ふ漢民族の伝統あるいはあそこに集まつていたくさんの民族の伝統といふようなものを残そうといふことで一生懸命になつてやつてゐる。文化をどういふふうにして守つていこうかといふこともやつてゐるでしょう。社会主義者であるといふ、何であらうと、これは伝統を重んずるといふことはないといふわけはない。だから私は社会党の黨員としてどうしてもわからぬ。どうして筑波大学といふものを変えなければならぬのか。私は、さつきも言つてゐるとおり、ひとつ新しい大学をつくつてモデル的にやつてみようといふならそれならそれらしいやり方がある。これはイギリスでもやつてゐるし、ドイツもさつきも言つてゐるとおりやつてゐる。各国がやっばり伝統のいわゆる大学、言うならば世界の大学のとにかく青写真のものになるような大学があつて、その大学を持つてゐる国でさえも新しいものでひとつここから何といひますか、一つの新しい風の入つた大学といふものをひとつやつてみようか、試みをやつてみようかといふあれがある。それならなぜ一体伝統のあるものをつぶさなければならぬかその理屈がぼくはわからない。そうして、あいまにこれはやっばり伝統は続くんのだといふようなことを言つたところでそんなこ

とはへ理屈です。どうしてですか、それは。どう説明するんですか。これはぼくは説明つかないと思ひね、あなたたちのほうでも。そうして何ですか、自民党の政策として大臣あれじゃないですか、既存の大学によらないところの特殊法人の大学をつくつていふようなことをたしかいまの幹事長の橋本氏が委員長になつて何かさういふ自民党の政策を天下に公表したことがある。前文部次官の内藤議員はよくと私立大学の助成金の問題で各党来てくれと言ひつて公明党さん、民社党さん、共産党さんみんな行きました。ぼくは社会党から行つた。そのときに内藤氏は国・公・私立なんといふ差別があるのはおかしいんで、これは橋本さんとはまたさらに考え方が広くて全部特殊法人にするのがいいんだ。そうしたら、どこかの大学の学長さんが、内藤さん、それは自民党さんはみんな承知をしてくるんですかといふ質問があつた。私はそれまででなくて、党がさういふあれをやるなら、ほかの国のように全く新しいものをつくるというやり方に踏み切ればいいんだ。どうして一体さういふふうに既存の大学といふようなものを、伝統のある大学、日本の大学の中では一つの教員養成といふものから出発したけれども、非常に歴史のあるものだ。数の少ない百年ぐらゐのあれだ、とはいひながら、百年を大事にしなかつたら二百年、三百年、四百年といふ年数は続いていかなければならぬ、どうして一体やるのか、それがわからないのだが、その点どうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 東京教育大学が伝統のある大学であることはそのとおりだと思ひます。同時に、その大学が現在の環境が大学として好ましくないといふ判断をしてまいつてきておることと事実でございす。同時にまた、新しいビジョンを掲げて移転をしたい、これもそのとおりでございまして、新しいビジョンを考えて移転をするといふことになりました、やっばり名前も変えていく、装いを新たにするといふことになるのじやなからうかとこう考えるわけでございます。もと

より東京教育大学の伝統、それは新しい筑波大学に受け継がれていくと思ひます。けれども、ビジョンを掲げて新しい構想の大学をつくるということになります、少なくとも、やはり形式的には東京教育大学がなくなつて、新しい筑波大学に発展していくといふほうが、その考え方を生かすやういふじゃないだろうかといふふうには私は考へます。人によつていろいろ考え方はあるかと思ひますけれども、同時にまた、東京教育大学がさういふ気持ちで対処してこられたものと、かやうに判断しておるわけでありま。

○小林武君 それはあなたのあれは謗弁ですよ、ぼくに言わせれば。そうでしょう。ぼくはいま伝統のことを言つておる。伝統の大事さといふことを言つておるのです。それは七百年も続いた大学ならば、その七百年の星霜の中にはそれはあれですよ、新しい時代のあれを吸収しないといふわけにはいかぬ。その中ではやはりかけがえのないやうな伝統といふものをつちかわれてゐる。それだからこそ、世界の大学の青写真になるやうな、さういふやうさもあるといふことでしょう。だから私はさういふやり方やらないでも、大体、党の方針がさういふ方針なら、よその大学にどうこうするやうな妙な法律をつくつて、ほかの大学にも波及するなんといふやけいなことをやらぬで、モデルならモデルのあれをやらなきゃならぬ。さつき大学局長が言つたように、あれが必ず完へきにくまいくなんといふことはあり得ない、それはあたりまえのことなんだ、そうでしょう。よく小学校や中学校でモデル・スクール、モデル・スクールといふのがあるけれども、このモデル・スクールの実績といふやうなものは、簡単にほかの今度学校にそんなに適用されるというものじゃないんです。その学校には一つの何かをもたすけれども、何でもまねしていいものものじやない、全然ないとは言わぬけれども。だからぼくはそのやり方がどうしてもわからない。やっばりあなたたちはやめるべきだ、その点では、東京教育大学の廃学といふのは思ひ切るべきだ、やめるべ

きた、断念すべきだ、こう思うんです。やり方が幾らでもあるのになぜ断念できないか、そういうことになる。

それから、いまいろいろきめたというが、その過程の中においてよくはどうしてこういうことが起こるのかということ、内部の対立というものが、一体、三人の教授に先ほどもうの鈴木先生が非常に憤慨されたけれども、どうして一体三人の先生に退職を強要したり、そのこととばかりで文学部長を罵倒して、面罵して、あとでは学長があやまつたそうだけれども、そうして文学部長を解任するということがあったとかいうことも聞いている。さらには、文学部のしつべ返しに一体、定員がどうなるかということ、教授の定員がまるきり問題にならぬような数になつても、なおかつそれを放置しておいて、そんな一体何というか、学者とか、大学とかいう内部に起こり得ないようなことが起こっているという事実は、大学局長は知っていますか。

○政府委員(木田宏君) 最後に御指摘になりました東京教育大学、特に文学部の教官の人事について、通常予想できないような状態が起こっているということは、私も聞かされております。その件につきましては、中嶋文学部長外評議員の方々からも再三度お話を直接に伺って、いろいろと意見を交換したこともございます。

○小林武君 気楽にお話しされるけれども、一体、その辞職勧告をするというような問題について、これはあれですか、そういうことが起こっているというように、それから、教授の定員五十八人のうち二十六人が欠員である、そういう状況はこれはあれですか、文学部で、そういうことをわざとやっているんですか。それともこれはだれがそうしているんですか、学内の。

○政府委員(木田宏君) これは、先ほど鈴木委員の御指摘になりました東京教育大学の教官選考基準に関する申し合わせについて、関係者の意見の対立で人事案件が円滑に上がって行っていないというところに基本的な問題があるというふうに理解

をしております。

○小林武君 それはあれですか、文学部が手続をしないという、どういう手続になっていますか。私はここであれでだけれども、大体わかつておりますけれども、あなたのほうで文学部の手続がなされてない、文学部は教官の定員が二十数名も少なくなったことについて黙って見ておる、それについてあるいは文学部はちゃんと正規の教官の選考については手続を経ても、どこかこれを任命しないというようなこと、どっちですか、手続ちょっと言うてください。

○政府委員(木田宏君) 私が中嶋元文学部長から伺ったお話では、こういう教官選考基準に関する申し合わせがある、文学部はこれに対して不賛成である、こういうものがあるという認識すら持っていない。だから手続をしないんだ、こういうお話がございします。それはあまりにもかたくなではございせんか……。

○小林武君 文学部がそうだとするんですか。○政府委員(木田宏君) はい、文学部長から私は直接そういう御意見を聞き、だから文学部として一切の手続をしないんだ、この申し合わせを廃止するように大学に働きかけてくれぬかという意味の御相談がございました。私は、それはあまりかたくなではございせんかという……。

○小林武君 教官選考の手続というのは、どういうことになっているんですか、それはちょっと納得いきませんね。○政府委員(木田宏君) そういうお返事をしたことがございします。

○小林武君 あなたそれ断言できますか。もし、違うというところになったらどうですか。ぼくはちょっと休憩とって、そこに文学部の方いらっしやるから聞いてもいい、もしそれが違っていたらあなたどうします。ぼくはそんなふうに聞いていないんですよ。欠員に対してたいへんな不便を感じて、文学部のために悲しんでいるのは文学部の人ですよ。だれが自分のほうで欠員補充について補充しないでがんばるんだということがありま

すか。ぼくはそんなこと聞いていないがな。あなた、それよほど考えてものを言ってください。

○政府委員(木田宏君) これは私が中嶋元文学部長に文学部長在職当時お目にかけまして、私、自身文学部長から聞いたことが耳に残っており、次第でございします。別に文書で残っておるわけでもございせんが、私の耳に残っております文学部長のことは、これによりまして、こうした申し合わせがあるために、これによって文学部としてはこの申し合わせに即した手続はとらない、よって発令してもらえないというお話ですから、それはあまりにもかたくなではございせんかという御返事を申し上げたことも私もはっきり記憶に残っております。

○小林武君 それじゃちょっと待ってください、いまぼくがその資料を見るから。しかし、あなた、これはどふしぎなことではない。もしそれが、話が逆であった場合はどういうことになりますか。それじゃちょっと伺っておきますが、あなたのほうで、もしその事実が違っていたらどういうことになりますか。もし文学部がそうではなくて、教授会ですでに定められているところの方法に従って出したけれども、大学の責任者から拒否されているという、そういうことになりましたらどういたしますか。あなたは中嶋さんという方の話を盛んにしますけれども、間違いないかね。ちょっとあなたのほうもちゃんとあれして、どういう資料だ、ぼくに見せてください。これは話があんまり違うんでね。それ、あなたのほうでちょっと調べておいて、ぼくの持っている資料とまるっきり違うのか、そうでないか。

これについては、ひとつ、ちょっといま資料どこへやったかわからなくなったので、この問題だけは、あとにします。あなたのほうで学群とか学系とかいろいろやっている。これについての質問をいまやってたら時間あまり長過ぎるというってまた今度は逆におしかりを受けるかもしれぬが、ただ、ここであなたに申し上げたいのは、そうしなければ、あれだけし

か大学の内部の改革のしかたとしてないのかということですね。たとえば、講座のあれに立てこもっておつてそのワケから出ないために学問の領域が変わってきたり、あるいは相互に関連してやればもっと効果があげられるのにと、こう言うが、そういうことはあれだけでなければもうほかのことはやれないというふうには考えないでしよう。ぼくは、そういう考え方に立てばあの方式をとらなければだめだという考え方ないと思うんだ。たとえば、世界の新しい大学というふうなのもそれそれやっぱ特徴を持ってるんですよ。ドイツの場合でも、イギリスの場合でも、それはいろいろ新しい試みをやっている。それもよろしい。しかし、日本の大学というのは、国立大学一つ見ても、私立大学を見ても、学部を持っていたら一体一切あれがねらっているようなやり方ができないかといったら、それはできないことはないでしょう。そういうものが、あなたとはたえ

ば文学部なら文学部について全然行なわれていないと、こう判断されているか。文学部でも、そういう一体努力をなさって効果がある程度あげているというふうに考えますか。どうですか。あなた聞いていませんか。

○政府委員(木田宏君) 現在の学部、学科、講座制度が持つておりますいろいろな問題点を改善するための方法が学群、学系だけにあるというふうには私も考えておりません。他のいろいろな考え方もとり得ることだろうというふうに思っているのでもございします。学部の中におきましていろいろと改善、くふうをなさる余地もあらうかと考えておりますが、東京教育大学の文学部でどういうふうな措置を新たにおとりになったかということにつきましましては、恐縮でございしますが聞かされております。

○小林武君 まず人事制度の検討について、講座制、教室制度による人事の閉鎖性、停滞を除去するために、文学部の教授会は昭和四十六年に教官選考方式内規の改正を行なった。その趣旨は、「人事の選考は、当該教室のみの発議によって行なわ

れたものを教授会が発議し得るようにした点、及び人事構成決定委員会の検討を経て、空席定員を他教室に融通し得るようにした点、こういう点について人事制度の再検討というのをやっている。文学部教授、助教授選考方式内規改正案というのがあって、内規は昭和四十一年一月十二日教授会提出、改正案は昭和四十六年十月十三日教授会提出、これがあって、あなたのおっしゃることだ、い違うんだだけだね。さっきの話の続きになったが、これはどうもそここの行き違いがね。

文学部長から文学部長からと言うけれども、そうすると、あなたは文学部長の言うことだけですか。それから、そういう二十六名も定数が少ない、というところについて、一体、学長はあなたのほうに何も言わぬのですが、どうですか。

○政府委員(木田宏君) 文学部の教授が定年退官のあとなかなか後任の人選が円滑に発令されないというところにつきまして、中嶋文学部長から御相談を受け、私もまたその問題については、学生を不自由な状態に放置するということのないように、できるだけ早く後任者の補充整備ということを進めるべきではないかというのでいろいろと御相談もいたしました。また大学の学長のサイドにも私のほうからお話を申し上げて、学内での相談がもっと円滑に進むようにという御意見を申し上げたこともございます。それだけに私にはこの問題についての文学部長のお話が耳に残っている次第でございます。文学部のほうでは、この四十五年四月十七日の評議会決定という教官選考基準に関する申し合わせについて非常なこだわりがあるという印象がございました。どうしてもこの評議会決定は認めるわけにはいかぬから、きまったことはわしらのほうは関係ない、無視するというふうな御主張でございます。そのことだけはそれは決定については、決定ということをやはり御反対であろうと、考えていただく、尊重するという手順を踏まない限りは、学内の秩序は成り立たぬではございませぬかという御意見を申し上げて、そして、選考につきましての両者のお話し

合いが進むようにということをお二度関係者と会ってお話をした記憶がございます。

○小林武君 しかし、おかしくないかね、それはあれですか、文学部の教授、助教授選考内規改正案というものがあって、それが教授会に提出された。そのことを認めないということもちょっとおかしいじゃないですか。それは全くのしつぽ返しをやっているわけですね、そういうことになりませんか。結局そういうことの争いですが、あなたのおっしゃるのとは。

○政府委員(木田宏君) 文学部が文学部の教官選考につきまして選考方式の取り扱い内規を定められる、それはそれでけっこうかと思えます。先ほどお話がございましたように、教室で発議をするというところを改めて教授会で発議をするというふうなお取り扱いの方式にされる、それも一つの運営だと思っております。問題は、文学部の選考内規ではございませぬ、東京教育大学の教官選考基準に関する評議会としての申し合わせが、四十五年四月十七日に行なわれた評議会決定で、「本学の教授、助教授および専任の講師の採用およびこれらの職への昇任に際し、その候補者となる者は、次の要件を備える者のうちから選考するものとす。」ということ、その要件は、一つが「大学設置基準第十三条から第十五条までに定める教員の資格を十分に満たすこと。」二つ、「採用または昇任のうえは、評議会の決定を遵守すること。」この二つの要件を備える者の中から選考するということ教官選考基準に関する申し合わせが評議会決定された。この評議会の決定は文学部としては認めるわけにはまいらぬ、こういうことでございまして、この評議会の決定によらないで教官の選考をして上げていくからという御主張でございます。私は、その点はあまりかたくなではございませぬでしょうか、という御意見を申し上げたわけでございます。文学部教授会で文学部内の教官の選考基準をとかく申し上げているわけではございませぬ。

○小林武君 元来、どうだったのですか、文学部

で選考するということになっておるんじゃないですか。

○政府委員(木田宏君) 教官の選考につきましては、評議会の定める基準に従ってそれぞれの学部の教授会で具体的な選考を行なうということになっておるわけでございます。でございますから、各学部で実施する選考が、評議会できめられた選考基準によって行なわれておるかどうかというところが手続上は問題になるわけでございます。

○小林武君 そこで、あなたに聞いていたのは、従来、一体評議会というものが、人事を、そういう決定をするというたてまえになっておったんですか。

○政府委員(木田宏君) これは、教育公務員特例法に規定があるわけでございますが、教育公務員特例法の第四十条の規定によりまして、四条二項でございまして、教員の採用及び選考は云々、こう続くわけでございますが、この選考は、教員については、「大学管理機関の定める基準により、行なわなければならない。」と、こう四条二項で規定してございまして、この教員に関する大学管理機関は、評議会——二十五条の第三号かと考えます、というふうに読みかえられております。でございますから、評議会の議に基づいて行なわれるということに法令上定められておるわけでございます。

○小林武君 しかし、どうもわからぬのだが、四十五年の四月八日に学部教授会で十人の方について決定して出している。これは一体、どうしてそれが学長がこれに対して発令しないのかね、どういふあれだろう。文学部は手続とっているんだけれども、と言ふのだが、これ手続とった場合に

ておったんですか、今度の大学の移転問題が起ったからやりだしたわけですか。

○政府委員(木田宏君) 先ほども申し上げましたように、昭和四十五年の四月十七日に評議会が「東京教育大学教官選考基準に関する申し合わせ」ということが定められまして、で、以後の教授、助教授及び専任講師の採用、昇任に際しては、次の選考「要件を備える者のうちから選考する」という、評議会の選考基準がいれば決定された。で、そうなりますと、教育公務員特例法の定めに従いまして、評議会の定めた、つくった選考基準にのっとって、各学部の教授会が教官の選考を行なうという特例法の規定になるわけでございますから、その評議会が決定された選考基準にのっとって、教授会の選考が行なわれたかどうかということ、手続上の問題として起こってくるわけでございます。それに対しては、文学部のほうでは、この四十五年四月十七日の評議会決定は、文学部としてはこれは認めるわけにはまいらない、よってこの基準とは無関係に教授会で選考をして、学長のところへ届けるから発令をしてくれ、こういうふうなお話でございまして、そのために、この手続が進まないということになっておる次第でございます。

○小林武君 この基準ができたのはいつだったかね。

○政府委員(木田宏君) 昭和四十五年四月十七日でございます。

○小林武君 それでは、基準の成立以前の場合、どういふことになっているのか。

○政府委員(木田宏君) 成立以前に手続の終わっているものについては、発令されておったと思うのでございます。

○小林武君 発令されておらないのだ、どういふわけだね。上申書を添えて、基準成立以前に出したのもどうしてやらないの、それじゃ。あなたの言うことだ、い違うじゃないか、何もかにも、とにかく週及してやったわけだね。

○政府委員(木田宏君) 四月十七日に評議会です

の基準ができたわけでございます。で、大学の学長のほうからは、その申し合わせの取り扱いについて、学内に通知が出されて、その決定前に学部で選考されたものであっても、学長としての本職の処理はこの申し合わせにより行なうこととなります。こういう説明を出しております。このことは、これはその取り扱いの是非について、いろいろの論議があるかと思ひます。あろうかと思ひますが、学長が現実に手続をいたします場合に、その手続をする日付が評議会決定以後でありましたために、こうした問題が起つておるかと思ひますのでございますが、私が中嶋文学部長からお話を伺いましたのは、このときの御三人の方だけの問題ではなくて、十数人——二十人近い欠員についての人件というお話でございました。すでに四十五年を過ぎて四十七年——六年から七年の時点だったかと思ひますけれども、こうした扱いにつきまして、評議会の基準があるから手続が進まない、これは無視したいのだというようなお話でございましたので、先ほど来お答えしておるようなことを私も御意見として申し添えて、何とか事態の改善がはかれないものか、こういうことを私なりに両三度関係者と話をした記憶がございます。

○小林武君 しかし、おかしいじゃないの。基準が成立しない前に、成規の手続をして出したものを発令しないというのは、そんなことをあなたやられてあれですか、だれかが横やり入れたら、それはあたりまえだと思つておりますか。しかも、あなたそういうことについて、あなたがそういう苦心をやつたとすれば、筑波の移転とかからんできめられた、正当な手続を踏んだ者までやるということになると、あなたはおかしいですよ。そんなことできるの。人事というものは重大な問題でしよう。そういうやり方をやるのですか、あなた。それこそ、権力の乱用だよ。そんなことまかり通つたらどういふことになるのですか。

【理事楠正俊君退席、委員長着席】

○政府委員(木田宏君) いま懸案になっております文学部の教官人事は、学長の申し出が文部大臣に対してはないうわけでございます。学内問題でございまして、したがひまして、学内問題の扱いといたしましては、私も、教官人事にあまりとかかく口を入れる筋ではございせんけれども、しかし、両者がかたくなにこうかまえておるといふ印象は私もお話を伺ひながら強く持りました。したがひまして、学内問題ではございせんけれども、関係の方々、こうした問題の扱いをもう少し円滑に処理をする方法がないかというところは両三度双方に向けて私もお話をした記憶がございます。したがひまして、先ほど来のようなお答えをいたしております。文部省が何か公権的にこうだ、ああだということをしておるつもりはございせん。これが学内の人事選考の手順として、教官の文学部におきまして選考自体は前に行なわれたかもしれませんが、上申の日付が四月十八日付になっておるわけでございしますから、それで学内で学長が取り上げない。まあそれぞれ言ひ分はございまして、その両者の歩み寄りというものは、私ももう少し期待したいというふうに考えまして、この点につきましては、両当事者にそれぞれお話をかわした記憶がいま

もはつきりとして残つておる次第でございます。

○小林武君 記憶がはつきりしていると、してほらあなたためです。それ忘れましてというなら話はわかるけれどもね。記憶がはつきりしてゐるならなお悪いじゃないですか。文部省は大学の人事に対しては相当いままでも妙なことをやつてゐるのよ。札幌分校の主事を決定したら、あなたのはうで難くせつて、そうしてこれを延ばして延ばして、最後にはしたけれどもね、そのとき。何でそんなにやがらせやるのか、理由もないの。北大の教育学部もそうだな、あるいは九州大学。文部省は、そういうことをやるのを奨励してゐるんじゃないの、大学なんかでも。おかしいじゃないの、基準のきまらないうちに出来たやつが、発令しないで、そうしてあとになってからこれは基準に反するからとか、認めないからとかというふうなことをやるんだしたら、たいへんな話ですよ、それは。それは、結局あれですか、そういう学長の意向を支持したというものは、これはあれですか、あなたの国策に協力したやつ論功行賞ということになりますか。

文部大臣、あなた、こういう人事あたりまえだと思ひますか。ぼくはもつとしっかりしたきまりがなければいかぬと思うのですよ、人事に対しては。何でもかきこつてやるんです。そうしてわざと二十数人の欠員出している。文学部のだれかがにくいからぬけれども、文学部というところには学生もいるんですよ。

○国務大臣(奥野誠亮君) 何でおこられてゐるのか、なぜ、おこられてゐるかわからぬ……。

○小林武君 何でおこられてゐるかわからぬ……もつと聞いていてくれればよかつたんだい。

それじゃ、もう一べん言うね。先ほど来こういうことですよ。評議会で何か人事の基準つくつたんですよ。その基準をつつたのが四十五年の四月の十七日ですよ。

○政府委員(木田宏君) はい。

○小林武君 それで、局長の説明によると、その

後出た人事に対して全部基準に賛成しておるからこれは発令しなかつた、こう言う。ところがその以前の、基準がでない以前に、四月八日というの、基準がでない前、成規の手続をとつて、そうして出したところが、これが握りつぶされてしまつて発令しないのはどういふことだと、こう言うのです。それは、そのことをちゃんと説明してもらへばいいんだ、それが効力があるのかどうかね。

○政府委員(木田宏君) 評議会の決定は、いま御指摘がございましたように、御説明申し上げましたように、四十五年の四月十七日でございます。文学部から上申が上がつてまいりましたのは四月十八日付が二件、四月二十七日付が一件でございまして、これについては、評議会の決定以前に文学部で選考をしたからという御説明のように私も聞かされておるわけでございます。学長のほうは、四月十八日付で文学部から上がつておるんだから、四月十八日はもうすでに新基準によつて手続を行なわれるべきものだ、こういう御意見だと思ひます。しかし、いづれにいたしましても、これは学内問題でございまして、発令をする、しないと申しまして、文部省にまで一切上がつてきてない人事でございまして、ございまして、私も、そのことについて発令を押えるとかやるとかいうような措置はございせん。私も関係者から聞きまして、こうした状態で教官が欠員のままでたくさんの方が困まつておるといふのは、これは適切なことではないという意味で、先刻来御説明申し上げておりますような、まあいささかわれわれも教官人事についてよけいな、差し出口でございしますけれども、何とかならぬかというお話をいたした記憶はあるわけでございます。

○小林武君 あなたのはうでは、そうすると何とかならないかという話をしたわけだね。

○政府委員(木田宏君) はい。

○小林武君 ところが学長ががんとして聞かない、こういうわけですか。

○政府委員(木田宏君) 文学部のほうの方々もこの評議会の基準というのをはなきものとしか考えないんだというふうなお考えでございまして、双方ともいろいろと多少し何とかならぬかというのが率直な印象でございました。

○小林武君 これね、あなた、そういう形式的なことを言うけれどもね、一体あなたの——あなたばかりでない、大臣も、大学の内部で意思統一を行なうて、大学がそういうんだからお手伝いをする意味でというのが文部大臣の答弁だ、これはね、筑波のあれについては、私は、これはもう先ほど来引き合いに出した北海道教育大学のように、やっぱりそれは学内の意思統一というものが行なわれないという、それはたとえ一つの——何校あると言ったかな、五校、五つの分校があっても、そのうちの一つでもやっぱり反対ならばというふうなそういう態度を北海道の場合は文部省がとっておいた。しかし、今度は相当無理してやっておる、教育大学の場合、しかも、それは廃学という形をとって。先ほどから言っているように、そういう場合には、別な方法もあったらう、廃学をやらずにでもいいじゃないか、ところが今度はそういう内部のごたごたがあったから、しつぱ返しに学長が成規の手続で何らけちのつけようのないような手続について発令しないというふうなやり方をすると、これはどうも、これはどうも、ほんとうにこの筑波大学というものが、これから新しい、あなたのほうで新しい一つの行き方をモデルとして日本の大学にひとつ見てもらおうというふうな、大学ばかりでなくいろいろな方面に見てもらおうと、国際的なこのレベルの何とかいうようなあれがついている、これは、全然そういうあれがないじゃないですか。一体、学長の態度として、たいへん二十六名も欠員にしておいて、五十何名中、そんな不正常な中から大学はあれですか、皆さんは国策に沿っているからといってやるわけですか。何でおこるかといって先ほど言ったけれども、こういうことでは困るじゃないか、こう言っているんです。あなたはそれを何と

も思わぬのですか。大学が意思統一をしてりつぱにやったからというふうな考えでやられるわけですか。ぼくは、これは人事の問題については、これはもう感情的じゃだめですよ。五十何名中二十六名も欠員だった、一体学部の機能というのはどういうことになるんですか。学部の機能が機能しなくなったら結局どういうことになりますか。だれが迷惑をこうむるんですか。迷惑をこうむるばかりでなく、学問教育というものはそこで支障が出るじゃないですか。そんなことにももの判断が、そういう判断もできないような、もし、大学当局の責任者があるとしたらね、私は、もうこれはそのこと一つだけでもこの法律案はこれは無理だと思えます。文部大臣は一体どうなんでしょうか、それについて、これでもうあたりまえで、何でもいから法律通して、とにかく帳面づら合わせりゃいいというふうなお考えかどうかね。

○国務大臣(奥野誠亮君) 東京教育大学の内部の紛争、まことに残念なことだと思ひまして、同時にまた、内部の紛争が非常に深刻だと私たちも受け取っているわけでございます。四十二年に正規の全学の意思決定機関である評議会が意見を決定した、そのときには文学部の評議員の方も参加しておられたわけでありまして、参加しておられたわけでありまして、決定をしたということで、文学部の教授会、たいへん激高されたらうと思ひ、文部省の教授会、三人の評議員の首をはねて評議員をかえられた。以来、移転に関する評議会が一切文学部の評議員を出席させない。私は、こういうようなことが一体民主的な社会に許されることだらうかという気持ちがあります。しかし、あえてこれ、文学部を私は責める意思はございません。それだけ深刻な感情的なものが東京教育大学にあるからだらうと、こう考えておるわけでございます。しかし、いずれにしても、その評議会の決定がその後何ら変更になっていないわけでありまして、変更になっていないわけでございますから、幾ら文学部の教授会が不満を持っておられるにしても、文部省としては、一応東京教育大

学が移転を決定された、そういう前提に立って御協力を申し上げる以外にはないじゃないかと、こう申し上げたいのでございます。同時にまた、文学部の教授会の方々が大学に残りたいという気持ち、よくわかるわけでございますけれども、あの大塚の地区と筑波山ろくの移転を予定しております地区と比較していただきたい。これからどんだんとどんだん入ってくる学生のことを考えました場合には、学部にふさわしい環境をつくってあげたい。私は、日本で初めて筑波の地に総合大学をつくるんだと、こう考えているわけでございます。単なる単科大学の統合でつくった総合大学とは違ひまして、ほんとうにりっぱな、環境に恵まれた総合大学をつくりたいというのを考えているわけでございますので、ぜひこの東京教育大学、発展的な解消、筑波大学を創設するというところについては実現をさせていただきたいと、心から皆さん方にお願いを申し上げたい気持ちでいさせていただきます。

○小林武君 まあ、その前にこの人事の問題一つ見ても、大体はくはもう新しい大学つくるといふこと自体に、新しい大学とはいひながらこれは一つの伝統ある、日本では歴史ある大学、この大学をつぶすというふうなことも絶対には承服できない。それはばかりでない、国策に乗るといふようなことから人事も満足に行なわれない、まさにもうこうなるといふと、大学の責任者というよりも、何というか、これはよほど露骨な行動をするような人の間でなきや出ないようなね、感情的には処理していけない問題だと思ひます。人の頭に立つ人が感情的に処理していけないことだと思ひ、こういう問題は、私は、そういう意味で一体この大学の設立そのものには非常に問題点がある。これはまああなたのほうと押し問答してもだめだから、ひとつ別なことに移ります。しかしこれはよく考えておいてください。あなたの方でそういうことを、何というか、巧みに糊塗してね、全く一致した大学の意思に下からお手伝いやりましたという産婆さんみたいなことを

言つた、これはうそになると、私は思う。それから、まあ私は文学部のことをたいへん、いまも話があるけれども、私は文学部というのは、たとえば学系の問題、学群の問題いろいろあるけれども、きょうはそう時間もないから、全部やるわけにいきませんけれども、非常に努力は文学部でしているんじゃないですか。総合カリキュラムをつくるのか、この点は、ぼくは文学部の態度とこのはまじめだと思ひます。かりにとにかくこれが文学部切り捨て論でやっていると、筑波大学というものがうまいくかと言つたら、これはいかぬでしょう。国立大学の教授、助教授、専任講師は一度任用されたら定年までその身分を保証されている、いわゆるパーマネット・システムによって、ともすれば生じがちな教官研究活動の沈滞を打ち破るために、文学部教授会はパーマネット・システムの再検討を志し、一定期間ごとに業績審査制度をつくって教官の自己規律、自戒を強めるために昭和四十七年に五カ年ごとに「研究・教育業績報告制度」を実施した。これは、社会党が大学批判をやったときに、一度、大学の教授になつたら、あるいは助教になつても、安心してしまつて、教育者としての、研究者としての努力を怠るということがあってはならない、そういうことが学生のその研究意欲、学習意欲というふうなものをもそぐのだという、そういう批判をやつた。そういうことに敏感に反応しているという点、これは学部が、だから学群、学系によらなければできないとかいうような問題ではないと思ひます。たつた一つの、いま目ざしている大学のやり方だけが有効だということになつたら、あとの大学みなおかしくなつてしまふから、そんなことはあり得ない。

それから、「カリキュラムの専攻別閉鎖性を除去」するというやうなことは、これはうたい文句であつた、今度の場合にね。それだつて「講義内容についての教官の相互交流を進めるために、文学部教授会は、近年、別紙のような総合カリキュラム、リレー式講義等を採用し、教官の相互批判、学生

の視野の拡大の一助としている。」「そういうやり方についてどうですか。総合カリキュラム編成について、昭和四十五年度「ヨーロッパとは何か」これは全学部学生に対して西洋史全教官がやった。「天皇制の諸問題」については、教育学部、農学部学生を対象として日本史全教官がこれに当たった。四十六年度には「転換期と知識人」について、全学部学生を対象として西洋史全教官、フランス国制史について、文学部、法律政治、西洋史学生を対象として非常勤講師木村尚三郎氏（東大教授）がこれに当たる。昭和四十七年度、「帝国をめぐって」、全学部学生を対象として西洋史全教官、「フランス国制史」、前年度に引き続いて木村尚三郎氏がやる。総合カリキュラムのことについてもやっぱり努力はしている。

さらに、総合研究というのも四十三年以来——四十三年の一例をあげれば「民俗の地域性と歴史性」、日本史の和歌森太郎さんを中心にして。また「日本における歴史文献および史料の総合的調査研究」、日本史の和歌森太郎氏を中心として。「日本倫理思想史における外来思想の受容と展開」、倫理学の渡辺正一氏を中心として。「アジアの近代化過程における日本の役割」、法律の磯野誠一氏を中心にして。これは四十三年度は一つの総合的実績というふうなものをやるということも、これはいまの学部の中にあってやるわけですから、どれでなければやれないということはない。しかし、私はさっき言うように、新しい試みというものもあつたていと思ふ。やるならやるように、まずモデルは——モデルというのは一つでいいんです。結果を見なければやれないということはないんです。学部を置いたところがだめだというふうなことを、どこかの学部制度をはずすというふうなことを、どこかの学部制度をはずしてやるというふうなところなら、どこかの学部を持っていた大学がやってもかまわないんですよ。それぞれの自主的な立場でやるということはいいいことだと言ふんです。それを部内の、学内のいろいろな問題が起きていられるに強行しなきゃならぬという理由は私は納得がなかなかないかと、こう言ふんです。

私は、これはもうここに参加している委員の皆さんにも申し上げたいんですけれども、一つのやはり大きな大学問題をわれわれがやっている場合に慎重でなきゃならぬということ、そのやり方にある意図でやるというふうなことは、やっぱりまずいと思ふんです。私がまああとの人がたくさんいらっしやるからこへ来てからいろいろなことを言わねでもいけれども、たとえば、ぼくは今度のこの管理体制の中で執行部と、それから決議機関との二つを兼務するというやり方いかぬですよ。副学長というのはそういうあれでしょう、執行機関でしよう、これは、執行機関が今度は、一度執行機関に入ったら決議機関を牛耳ってこれをするというふうなやり方やったのでは、これは組織というものがみな混乱しちゃうですわ。私は、だから文部省に最後に申し上げたいけれども、たとえば、この大学審議会委員という人の名前を見てかれこれいまだれがいいとか悪いとか言いません。しかし、昭和四十六年度大学設置審議会委員名簿、大学設置分科会の名簿というのを見ると木田さんあなたが委員になつてゐる。それから安嶋さんがなつてゐる。これはぼくは、これはあなたのはうが審議会委員に集まつてもらつて審議するんですよ。これはすなわち執行する者が審議する者の中に入つていった例です。また決議機関であるというふうなあれじゃないけれども、これはぼくは責任のとり方というのはどうするんだと言ふんですよ。そのほかにもありますよ。私はこういうやり方はやめるべきだ。この前に、一度私は中教審のときに大臣の監督下にある教育研究所の所長がやるというの、はやっぱりまずいんじゃないか、むしろ研究所所長というの、それはやはりいろいろな資料とか何とかのその研究所としてのたてまえからいろいろの貢献をするということにけつこうだけれども、というがまあ研究所所長は、研究の自由とか何とかって理屈をつければまああ

れですけれどもね。私立大学審議会委員というのも木田さん、安嶋さんがなつてゐる。私は、こういふことをやっておつたら、たとえばこの間のようないくつかの、何とかの問題が起つたときにどういふ責任のとり方と云ふんです。これは一人どうしたというふうなことではなくて、この審議会に入つていた人全体の責任といつた場合にぼくは一番責任あるのは文部省から出た委員だと思ふ。あの新聞の見出し見ると文部省筋は何とかいふことを書いてゐるあれがあるでしょう。何かいふことも不正が行なわれたような見出しで書かれてある。そういうことを言われると、あなたたちをばくは信頼しているけれども、これは一体まずいんですよ。私は、そういうやり方やめるべきだと思ふ。中教審というものができたときに、中教審に私は文部省の役人が事務局を引き受けるということもこれは独立性がないと思つた。これは新聞も取り上げて、やっぱり中教審というのはいまだけのことをやるんだつたら独立の事務局があつて、こういうことを言つたけれどもね。なかなかそれは実施困難だろつと思ふけれどもね。そういうものでなければ審議というものはお手盛りになるんですよ。ましてやこういういろいろな問題を起すような審議会のあれの中に入つておる。その一例をもつてしても執行部として入りながら審議機関のあれを全部牛耳るようなそういう副学長のあり方というのは大問題だということにまず申し上げたい。安心してやられるような筋合いではない。あなたは、そうやるというたいへん管理機構が充実して大学は生き生きとしようというふうなことを言うけれども、何も生き生きとはしない。そこからおそろしいことが私は起るおそれが十分あると思ひます。

それから外部の人を入れたらいいという、同窓会から入つたら世の中がうまくいくというふうな考え方だつてあるでしょう。麻布学園という学園の中で同窓会の何かが入つてきて大事件を起こしたのがあるでしょう。立正大学の中に財政上の経営がたいへんうまいという会社の社長が入つて、

そうして大問題になつた。これも新聞だねになつたでしょう。そういうことがあつて、私は何かそういうやり方をやればうまくいくというふうなふりかへるのには間違ひだと思ふ。それはアメリカのその方式を取り入れたらたいへん内部がうまくいくというふうな考えたり、ヨーロッパのあれを入れたらどうだというふうなことを考えても、そんなことよりもまず一体大学というものがほんとうに自主的な行動がとれるかどうかという態勢のほうをもつと大事だということなんです。だから私は、木田さんがはしなくも言つたけれども、これやめてみたところで心配があるというの、これは貴重な発言だと思ふ。そういうあれがあつたら無理しちゃいかぬということ。あなたたちが出した法律案だから通したいという一念だろ。しかもそのこと、新設の医科大学はもう一日も早く、そう言うておるときに、分離案を出したけれども分離案にもあんなたたちは賛成もしない、力でいけるという考え方でこの委員会に臨んでいた。百三十日も一休会期を延長している。その結果がどうかという、近々何かやるだろうというふうな話ぐらひが出てきてゐる。どうも新聞記者の皆さんの話を聞いてゐると、こつちは何だか背筋がぞつとするような状況の中にある。私は、そういうやり方で文教やつてはいかぬと思ふ。文部大臣に申し上げるが、よく河野議長もそういうことを言うのだったね。文教というのは、文教はとにかく与野党が対立したら絶対もうどうにもならぬ。ぼくは文教だから日本の将来のこと考へて譲り合ふというふうな程度がなきゃいかぬ。そんならまあええさん賛成してくれとよくに言ひそう願ひしているけれども、しかし、強行採決やつたいままでのあれずつと考へてごらんない。戦後の強行採決だ。このやり方でもって日本の教育をどのくらい毒したかわからぬということ、私は考へてね。ひとつ最後の最後まで委員会を通して努力を続けるということ、そのルールを確立することによって日本の文教政策は決定されるということ、ひとつ私は質問終わるにあ

たつて申し述べて終わります。
○安永英雄君 文部省のほうに、資料の提出をお願いしたい。

これは野党四党で、これを私が代表して要求するわけですが、一つは、昭和四十九年度の筑波大学に関する概算要求書をひとつ提出してもらいたい。

次は、筑波大学のカリキュラム。

三番目に、創設準備会の最終のまとめ。これは衆議院の文教委員会が八月中旬に提出するという答弁もあったようですが、創設準備会の最終のまとめ。

以上この三つの資料について、明後日の十三日に間に合うように提出をお願いしたいと思います。どうでしょう。

○政府委員(木田宏君) 御要求の資料でございますが、四十九年度の筑波の要求は御提示を申し上げられると思います。

カリキュラムにつきましては、今日の段階までで固まっております部分については、資料として御提示できると思います。

第三の創設準備会の最終のまとめは、まだ今日の段階で最終のまとめができてございません。その意味では、実は国会の御審議の延びとかいろいろな関係から、私も国会が終わりました段階で、発足前にまとめたいというつもりで衆議院ではそのような御答弁をさせていただきまして、したがって、今日の段階におきまして、まだ最終のまとめというものができていない。この点については御容赦をお願いしたいと思います。

○安永英雄君 三番目の最終のまとめができていないのは、出せといつてもしょうがないと思います。いま、中間でまとめがあるのを一応やっぱり委員に一通り出してもらいたいと思います。これはいろいろ手に入れることはできると思いますが、正式にひとつ文部省から出してくださいます。

以上です。
○委員長(永野鎮雄君) 本日の会議はこの程度に

とどめ、これにて散会いたします。
午後七時四十分散会

九月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、「筑波大学法案」、「人材確保法案」、「教頭法
制化法案」反対に関する請願(第五二〇二号)

一、「国立学校設置法等の一部を改正する法律
案」の撤回に関する請願(第五二二五号)(第
五二二六号)(第五二二七号)(第五二二八号)
(第五二二九号)(第五二三〇号)(第五二七
四号)(第五三三〇号)

一、「学校教育の水準の維持向上のための義務
教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特
別措置法案」の撤回に関する請願(第五二三
一号)(第五二三二号)(第五二三三号)
一、「筑波新大学設置法案」、「人材確保法案」、
「教頭法制化法案」の撤回に関する請願(第
五二三三三号)

一、国立学校設置法等の一部改正案撤回並びに
東京教育大学の廃学反対に関する請願(第五
二七三三号)

第五二〇二号 昭和四十八年八月二十四日受理
「筑波大学法案」、「人材確保法案」、「教頭法制化法
案」反対に関する請願

請願者 愛知県大府市共和町北茶屋一ノ
一六 萩野治郎外四十八名
紹介議員 須原 昭二君

筑波大学法案・人材確保法案・教頭法制化法案の
三法案は、大学の学問の自由・自治に対する介入
強化と教員統制、差別と分裂支配によって貫徹か
れている。従つて、これらの法案は、われわれ教
員ばかりでなく、今後の国民教育の立場から考え
ても許すことのできないものであり、廃案にされ
たい。

第五二二五号 昭和四十八年八月二十七日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤
回に関する請願

請願者 香川県高松市屋島東町八五 大浦
久美外三百七十四名
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五二二六号 昭和四十八年八月二十七日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤
回に関する請願

請願者 北海道網走市台町一丁目 田中丁
外五百八十七名
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五二二七号 昭和四十八年八月二十七日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤
回に関する請願

請願者 香川県高松市塩土町三ノ八ノ一二
高岡裕子外千九百九十四名
紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五二二八号 昭和四十八年八月二十七日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤
回に関する請願

請願者 香川県木田郡三木町池戸 岩沢洋
子外四百九十六名
紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五二二九号 昭和四十八年八月二十七日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤
回に関する請願

請願者 山形県西置賜郡飯豊町小白川三、
三六〇 横山和男外九百九十五名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五二三〇号 昭和四十八年八月二十七日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤
回に関する請願

請願者 香川県高松市木太町三、二四一
坂口勝外五百七十三名
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五二七四号 昭和四十八年八月二十八日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤
回に関する請願(五通)

請願者 福島県耶麻郡西金津町上野尻字西
林崎三、一三七ノ四 土田英人外
九百六十七名
紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五三三〇号 昭和四十八年八月三十日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤
回に関する請願

請願者 鹿児島市下福元町七、五二七ノ二
小野ツヤ外二百五十五名
紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五三三二号 昭和四十八年八月二十七日受理
「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸
学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法
案」の撤回に関する請願

請願者 千葉県市川市国府台三ノ一三ノ五

六 立花英子外百十名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

川辺俊一外五百四十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四八〇〇号と同じである。

第五二二二二号 昭和四十八年八月二十七日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 北海道枝幸郡中頓別町敏音知 森

下君江外六百六十九名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第五二四三三三号 昭和四十八年八月二十七日受理

「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」の撤回に関する請願

請願者 神戸市灘区岩屋中町四ノ四ノ二三

川田真也外五百三十三名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一〇九九号と同じである。

第五二三三三三三号 昭和四十八年八月二十七日受理

「筑波新大学設置法案」、「人材確保法案」、「教頭法制化法案」の撤回に関する請願

請願者 島根県松江市殿町八民主教育を守る島根県民会議内 中村英男外三

百三十八名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第四九八九号と同じである。

第五二七三三三三号 昭和四十八年八月二十八日受理

国立学校設置法等の一部改正案撤回並びに東京教育大学の廃学反対に関する請願（一通）

請願者 東京都世田谷区桜丘二ノ四ノ七

昭和四十八年十月八日印刷

昭和四十八年十月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W